

平成30年 第95回定例会

# あわらし市議会会議録

平成30年11月30日 開会

平成30年12月20日 閉会

あわらし市議会



平成30年 第95回あわら市議会定例会 会議録目次

第 1 号 (11月30日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により出席した者	3
事務局職員出席者	3
議長開会宣告	4
故坪田正武議員に対する追悼の言葉	4
市長招集挨拶	5
開議の宣告	6
諸般の報告	6
行政報告	15
会議録署名議員の指名	17
会期の決定	18
議案第53号から議案第62号の委員長報告・総括質疑・討論・採決	18
報告第14号から報告第18号の一括上程・提案理由説明	26
議案第70号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	27
議案第71号から議案第77号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・委員会付託	28
議案第78号から議案第81号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・委員会付託	30
議案第82号から議案第84号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・委員会付託	32
請願第1号、陳情第4号の一括上程・委員会付託	33
嶺北消防組合議会議員の選任について	33
散会の宣言	33
署名議員	34

第 2 号 (12月6日)

議事日程	35
出席議員	36
欠席議員	36
地方自治法第121条により出席した者	36
事務局職員出席者	36
開議の宣告	37
会議録署名議員の指名	37
一般質問	37

吉田 太一 君	37
一般質問	48
室谷 陽一郎 君	48
一般質問	63
仁佐 一三 君	63
一般質問	73
山口 志代治 君	73
一般質問	80
八木 秀雄 君	80
一般質問	86
堀田 あけみ 君	86
延会の宣言	98
署名議員	98

### 第 3 号 (12月7日)

議事日程	99
出席議員	100
欠席議員	100
地方自治法第121条により出席した者	100
事務局職員出席者	100
開議の宣告	101
会議録署名議員の指名	101
一般質問	101
山川 知一郎 君	101
一般質問	114
平野 時夫 君	114
一般質問	122
卯目 ひろみ 君	122
散会の宣言	132
署名議員	132

### 第 4 号 (12月20日)

議事日程	133
出席議員	135
欠席議員	135
地方自治法第121条により出席した者	135
事務局職員出席者	135
開議の宣告	136
会議録署名議員の指名	136
議案第71号から議案第84号、請願第1号、陳情第4号の	

委員長報告・総括質疑・討論・採決	136
報告第19号及び報告第20号の一括上程・提案理由説明	146
発議第6号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決	147
閉議の宣告	148
市長閉会挨拶	148
議長閉会挨拶	149
閉会の宣告	149
署名議員	150



## 第95回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日

平成30年11月30日（金）

午前9時30分開議

- 1.開会の宣告
- 1.市長招集挨拶
- 1.開議の宣告
- 1.諸般の報告
- 1.行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第53号 平成29年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第54号 平成29年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第55号 平成29年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第56号 平成29年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第57号 平成29年度あわら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第58号 平成29年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第59号 平成29年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議案第60号 平成29年度あわら市農業集落排水事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第61号 平成29年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第62号 平成29年度あわら市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第13 報告第14号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第14 報告第15号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第15 報告第16号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

- 日程第16 報告第17号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第17 報告第18号 専決処分の報告について（訴えの提起について）
- 日程第18 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度あわら市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第19 議案第71号 平成30年度あわら市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第20 議案第72号 平成30年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第73号 平成30年度あわら市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第74号 平成30年度あわら市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第75号 平成30年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第76号 平成30年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第77号 平成30年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第78号 あわら市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第79号 あわら市一般職の職員の給与に関する条例及びあわら市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第80号 市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第81号 あわら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第84号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第33 請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第34 陳情第4号 特急「サンダーバード」「しらさぎ」存続のための話し合いを求める陳情書
- 日程第35 嶺北消防組合議会議員の選任について

（散 会）

---

出席議員（17名）

1番	堀田 あけみ	2番	室谷 陽一郎
3番	山口 志代治	4番	仁佐 一三
5番	平野 時夫	6番	毛利 純雄
7番	吉田 太一	8番	森 之嗣
9番	杉本 隆洋	10番	山田 重喜
11番	三上 薫	12番	八木 秀雄
13番	笹原 幸信	14番	山川 知一郎
15番	北島 登	16番	向山 信博
18番	卯目 ひろみ		

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	佐々木 康男	副市長	城戸橋 政雄
教育長	大代 紀夫	総務部長	笹井 和弥
市民生活部長	杉本 季佳	健康福祉部長	藤井 正浩
経済産業部長	後藤 重樹	土木部長	小嶋 範久
教育部長	糠見 敏弘	会計管理者	中林 敬雄
監査委員事務局長	波多野 和博	土木部理事	鳥山 公裕
芦原温泉上水道財産区管理者	高橋 啓一		

---

事務局職員出席者

事務局長	山口 徹	事務局次長	東 俊行
主査	坂井 真生		

---

◎議長開会宣告

- 議長（森 之嗣君） ただいまから、第95回あわら市議会定例会を開会いたします。  
(午前9時30分)
- 

◎故坪田正武議員に対する追悼の言葉

- 議長（森 之嗣君） 日程に入ります前に、去る10月29日に逝去されました故坪田正武議員に対し、議員一同を代表して笹原幸信君より追悼の言葉を贈りたいとの申し出がありますので許可します。

笹原幸信君。

- 13番（笹原幸信君） 追悼の言葉。

同僚議員のご同意をいただき、代表して、故坪田正武議員の急逝を悼み、謹んで追悼の言葉を贈ります。

坪田正武議員におかれましては、去る10月29日、福井県立病院において逝去されました。享年75歳でありました。

坪田正武議員は、この5月に発病されたということですが、8月の東北方面への議員会旅行では治療も順調に進み、元気で楽しいひとときを過ごされ、私も必ず完治してくれるものと確信をしておりました。しかしながら、治療のかいもなく余りにも突然、帰らぬ人となってしまいました。私たち17名一同、等しく驚愕し、かつ惜別の情を深くいたした次第であります。

顧みますれば、あなたは平成15年に金津町議会議員に初当選以来、今日まで連続5期15年以上の長きにわたり、金津町並びにあわら市政の発展に大きな足跡を残されました。そして、あわら市第7代議長として議会の先頭に立ち、力を発揮された功績は多大なものがあります。今、あなたのことを思い浮かべますと、走馬灯のごとくありし日のことが思い出されます。

あなたのことを「あんちゃん」と皆が親しみを込めて呼んでいたことから、誰にも好かれていたことをうかがい知ることができましたが、もう二度と呼べなくなってしまいました。正直、今でもあんちゃんが亡くなられたことを受け入れることができないのであります。

私は平成17年6月の選挙で、あなたとは1期2年おくれて議員になりました。以来14年間苦楽をともにし、いろいろなことを教えていただきました。よき先輩として、そして相棒として、まだまだあなたと一緒にあわら市の発展に尽くしたいと思っていた矢先ただだけに、残念で残念でたまりません。やり残したこともたくさんあり無念でしょうが、私たちはあなたの思いをできる限り引き継いでいきたいと思っております。

議会の懇親会やレクリエーションなどの際には、率先して企画運営をしていただき議会を盛り上げていただいたことも忘れません。あなたは争いごとが嫌いで、議会が丸くおさまるように細やかな気遣いをされていたことを、私はそばにいて感じ

ていました。入院して治療中も、少し体が安定した際には会議に出席して、苦しい息遣いのもと、かすれた声で意見を述べられていたあなたの議員魂を私は生涯忘れることはできません。

あなたを失ったことは議会ばかりでなく、あわら市民にとっても大きな損失であります。しかしながら、いかんともしがたく、残された私たちは、あなたの数々の薫陶を生かし、確かな議会運営とあわら市をさらに住みよいまちにするために、なお一層精進して参ることをお誓い申し上げます。

本日ここに、あなたのありし日の面影をしのび、生前のご功績をたたえ、ひたすら泉下の平安と、ご家族並びにあわら市の前途に限りないご加護を賜りますようお願いしつつ、追悼の言葉といたします。

あんちゃん、長い間ありがとうの。もっともっと一緒に仕事をしたかったです。安らかにやすみください。

平成30年11月30日、議会代表、笹原幸信。

○議長（森 之嗣君） 以上で、笹原幸信君の追悼の言葉を終わりました。

○議長（森 之嗣君） ここで皆様とともに故人のご冥福をお祈りし、黙禱を捧げたいと思います。

全員ご起立願います。

黙禱。

（起立・黙禱）

○議長（森 之嗣君） 黙禱を終わります。ご協力ありがとうございました。

全員、ご着席ください。

---

#### ◎市長招集挨拶

○議長（森 之嗣君） それでは開会に当たり、市長より招集のご挨拶がございます。  
（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） 第95回あわら市議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、このたびの坪田正武議員のご逝去に対しまして、謹んで追悼の言葉を申し上げます。

坪田議員は、平成15年4月に金津町議会議員に当選されて以来5期連続で当選され、この間、正副議長などの要職を務められるなど、精力的に議員活動を続けてこられました。

また、昭和57年4月から30年余りの長きにわたり、体育指導員・スポーツ推進委員を務められ、このうち18年間は委員長を務められるなど、地域スポーツの普及、振興にも多大な貢献を果たされました。この長年にわたるご功績により、平成25年10月には文部科学大臣表彰（スポーツ推進委員功労者表彰）を、また平成26年5月には全国市議会議長会表彰（10年）を、また、その他多くの表彰を

受けられておられます。

議員のこれまでのご功績に感謝を申し上げますとともに、衷心から哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げます。

さて、師走も近づき、何かと慌ただしくなりましたが、議員各位には、ご健勝にてお過ごしのこと、心からお慶び申し上げます。

「福井しあわせ元気国体・元気大会」では、これまで長期間にわたり、ご支援、ご協力をいただきました議員各位をはじめ、市民や各種団体の皆様方に厚くお礼を申し上げます。

競技が行われた各会場は熱気にあふれ、特に福井県の選手が登場すると、会場全体が一体となって大声援を送り、それが選手たちの力となり、国体では50年ぶりの天皇杯、そして初めての皇后杯獲得につながったものと思います。市民の皆様にとっても記録と記憶に残る、本当にすばらしい国体・障害者スポーツ大会になったものと思っております。

また、11月4日から9日にかけて、あわら市・紹興市友好都市締結35周年を記念し、私を総団長とする総勢23名の「第6次あわら市友好訪中団」が、紹興市を訪問いたしました。議長をはじめ7名の議員におかれましては、今回の訪問にご参加を賜り、誠にありがとうございました。

11月7日に行われた友好都市締結35周年記念式典には、紹興市とあわら市、富山県南砺市の3市から約70名が参加し、その席上において紹興市との友好関係を維持するとともに、今後もさらに発展させることを確認いたしました。

さて、ご案内のとおり、本定例会におきましては専決処分に関する報告5件、専決処分の承認に関するもの1議案、補正予算に関するもの7議案、条例の制定に関するもの4議案、公の施設の指定管理者の指定に関するもの3議案の審議をお願いするものであります。

各議案の内容につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶といたします。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（森 之嗣君） 本日の出席議員数は、17名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（森 之嗣君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（森 之嗣君） 諸般の報告を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 事務局長。

○事務局長（山口 徹君） 諸般の報告をいたします。

今定例会までに受理いたしました請願等につきましては、お手元に配付しました請願・陳情等文書表のとおりであります。

本定例会の付議事件は、報告5件、議案15件、請願1件、陳情1件であります。本定例会の説明出席者は、市長以下13名であります。

以上でございます。

- 議長（森 之嗣君） 次に、各常任委員会の閉会中における所管事務調査について、その調査結果の報告を求めます。

初めに、総務教育厚生常任委員会について、委員長、12番、八木秀雄君、報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（森 之嗣君） 12番、八木秀雄君。

- 12番（八木秀雄君） それでは、総務教育厚生常任委員会の行政視察の報告を申し上げます。

その前に、故坪田議員がお亡くなりになりました。非常に悲しいことでございます。ご冥福をお祈り申し上げます。

総務教育厚生常任委員会の行政視察を10月10日、11日の2日間の日程で行いましたので、その概要を報告いたします。

1日目は、滋賀県東近江市において、先進的空家対策事業の取り組みについて、視察研修を行いました。

東近江市では、平成27年2月26日、空家等対策の推進に関する特別措置法施行後、本格的に空家等対策が進められています。空き家の問題は多岐にわたることや、空き家を利用することで新たなまちづくりの可能性が期待できることから、市内13課で構成する「空家等担当者会議」を設置しています。

平成27年10月には、特措法に基づき、「東近江市空家等対策推進協議会」を滋賀県下でいち早く立ち上げ、「東近江市空家等対策計画」が策定されました。また、市内における空家等の実態を把握するため、平成29年5月から11月の期間に、空家等実態調査が実施され、その結果、空き家の件数は1,488件、そのうち活用できる空き家が80%、1年から2年の間に特定空家等になるもの14%、既に特定空家等に位置づけられているものが6%とのことです。このうち活用できる空き家124件が、「一般社団法人東近江市住まいるバンク」に登録されています。

次に、計画に定める空家等を除却し、地域の住環境の向上を図る所有者等に対し、国の補助金を活用した除却に必要な費用の一部を補助する制度が創設されています。補助率は補助対象経費の5分の4、限度額400万円で、補助対象は「特定空家等」または「市長が特に除却の必要があると認めるもの」となっています。平成28年度、29年度の実績として、特定空家等に認定した11件のうち5件がこの補助金を活用して除却したとのことです。

また、地域の活性化に資する活動の支援を推進することを目的に、空家等の新しい活用方法の提案を公募し、すぐれた提案に対し市が実現に必要な費用の一部を補

助する制度が創設されています。補助率は補助対象経費の3分の2、限度額500万円で、補助対象は自治会やまちづくり協議会、市民活動団体等です。「空家等対策推進協議会」が審査、選定しています。平成29年度は2団体が選定され、一つは、空き家を改修し、女子野球チーム、東近江市バイオレッツがシェアハウスとして居住し、地域住民や地域団体との交流、自治会との協働イベントの開催、情報発信の拠点として利用しながら、スポーツ振興と地域活性化につながっています。

もう一つは、空き家を改修し、飲食営業可能な空間と教室活動が可能なワークショップ空間を設け、起業や文化活動を志す人や団体を対象にチャレンジショップとしての場所を提供し、地域住民の集いの場、子育てや介護サロンの場として、地域の交流に活用しています。

特筆すべきは、「略式代執行と財産管理人制度の運用基準」「行政代執行費用の回収方法と代位相続登記の活用に関する判断基準」「継続的な空家等調査のデータ分析と効率的な特定空家等の判定方法」が定められていることです。

以上、空家等の活用の推進や特定空家等の除却に係るマニュアル等、学ぶべき先進的取り組みがあり、参考になるものでした。

2日目は、京都府向日市役所において、「防災対策」について視察研修を行いました。

防災計画や備蓄計画、防災マップ、自主防災組織など防災対策について「向日市防災マップ」をもとに説明を受けました。

防災計画では、避難場所を4種類に分けています。1、屋外の公園等の「一時避難場所」、2、地震などに対して安全な構造である「特定緊急避難場所」、3、長年にわたる避難生活を前提とした小中学校などの「特定避難場所」、4、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所「福祉避難所」に分けられています。風水害や地震など災害の種類によっても利用できる避難所が区分され、市民にわかりやすくマップ上に表示されています。

また、想定される災害を大雨と地震とし、水害では「内水はん濫」と「外水はん濫」に分け、氾濫被害予想を個別にマップ上で表示し、情報収集や避難行動等とるべき行動がわかりやすく説明されています。地震では、内陸型地震（直下型地震）と海溝型地震に分け、建物倒壊・家具転倒や液状化などの地震による被害や避難行動を、震度階級表や液状化危険度分布図によりわかりやすく説明されています。

この防災マップは、京都府から2分の1の補助金を受けて作成されたものです。新たな情報が国や京都府から提供された場合にも、随時改訂しているとのことで、集合住宅に住む世帯も含め、全世帯に配布されています。

次に、防災情報を市民へ電子メールで知らせる「防災情報お知らせメール」の配信では、登録者数約3万5,000人で、全人口の61%に当たり、非常に高い登録状況です。これは登録促進のため、地道な出前講座や各種イベントでのチラシ配布等の成果であるとのことです。また今後、地域のFM局が立ち上げられる予定で、一層の情報発信の充実が図られるとのことです。

自主防災組織は、大きなくくりで8地区に区分され、100%の組織率で、このうち小さな組織で約400世帯、大きな組織で約1万600世帯です。在宅の高齢者・要介護認定者・障がいのある方など、災害時に支援を要する方たちを対象とした「避難行動要支援者名簿」への登録受け付けを行っており、この情報を市や自治会、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察等と共有し、日ごろの見守りや災害時の情報伝達・避難行動に生かされています。

なお、増え続ける外国人居住者への防災情報発信対策が今後の課題とのことです。

以上、要配慮者への対応や避難情報・避難行動等のきめ細やかな防災計画や、防災情報お知らせメールへの登録推進など、本市の防災対策に参考とすべき点がありました。

2日間の行政視察は、本市にとって大きな課題である空家等対策及び防災対策について大変参考になるものでした。特に今回は市民生活部長にも同行していただいておりますので、理事者におかれましては、次年度に向けて積極的な取り組みを期待しております。

以上、当委員会の行政視察の報告といたします。

○議長（森 之嗣君） 次に、産業建設常任委員会について、委員長、6番、毛利純雄君、報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 6番、毛利純雄君。

○6番（毛利純雄君） それでは、私の方から産業建設常任委員会の行政視察を報告いたします。

去る10月10日、11日の2日間の日程で行いましたので概要を報告いたします。

1日目は、奈良県天理市で「天理駅前広場整備について」の視察研修を行いました。

まず、天理市は南北に奈良県の主要な幹線道路である国道169号が走り、それと並行してJR万葉まほろば線が縦断しています。また、近畿日本鉄道天理線が西から入線し、天理駅が終点となるなど、奈良県北部の交通の要衝となっています。

このような中、天理駅前広場をにぎわい拠点とするため、「産業・観光振興」「にぎわいづくり」「文化・音楽発信」を3本柱に、天理駅前広場整備プロジェクトが着手されました。

当該プロジェクトですが、天理駅前広場においては第3次整備となります。第2次整備までにイベント広場は整備されましたが、そのイベント数は年間30件程度という厳しい状況だったそうです。そのことに加え、中心市街地の衰退、市全体の人口減少、産業・文化情報発信機能の欠如、外遊び場の欠如などの課題を解決するため、平成26年4月から平成29年3月までの3年間をかけて、「コフフン」の名称で親しまれる現在の形となったそうです。

プロジェクト立ち上げ時のポイントとして、関係団体で構成する「天理駅周辺地

区街づくり協議会」を発足いたしました。当協議会はプロジェクトに関する意思決定を行い、当協議会の意見をもとにデザイン案が作成されております。また、作成されたデザイン案は、市民への合意形成と情報共有を図るため、さまざまな機会に市民に周知し、説明会を開催して意見を集約するなど、1年間はデザイン修正の期間に充てたそうです。担当の方は、「市民の意見と思いのほか差異はなく、1年間という短い期間で進めることができた」とのことでした。

天理駅前広場コフフンのにぎわいについて、休日になると、何らかのイベントが当該広場のいずれかの場所で行われており、今年度の第1四半期の実績で、イベント総数102件となっており、1年目に比べて約20%が増加しているそうです。特に市民が主催する小規模なイベントが約2倍に増加し、一方、行政主体のイベントは少しずつ減少させているそうです。市民によるイベントが継続して実施されることによって、当該広場の魅力を高め、地域の価値を高めていくとのことでした。実際に天理駅前広場コフフンで研修を受け、平日の日中でしたが、多くの市民でにぎわっておりました。

本市においても、これから芦原温泉駅周辺の整備に入っていきますが、にぎわいが絶えない広場にするためには、十分に市民を巻き込んでいく必要があると強く感じました。

2日目は、奈良県五條市で「獣害対策について」の視察研修を行いました。

五條吉野地区において、昭和49年からの国営総合農地開発事業により、約526ヘクタールの団地が整備されました。昭和53年度から柿の植栽が始まり、今では一大産地形成がなされ、日本一の柿主産地に成長したとのことでした。

近年は、本市と同様、イノシシ等による柿の大枝損傷や新芽食害等の被害が深刻化しております。五條市においては、それに対応すべく平成21年度に策定した鳥獣被害防止計画をもとに、現在もさまざまな事業を進めているとのことでした。そのような中、高品質な柿の産地である保天山団地においては、団地内を市道が走り、開閉式のゲートの設置が困難であること、また個々の園地を侵入防止柵で囲うことは、その延長距離が長く維持管理が大変であることなどが課題となっておりました。関係団体で構成する「五條市鳥獣被害防止対策協議会」で対策を協議した結果、関係者合意の下、保天山団地全体を一括して侵入防止柵で囲うとともに、テキサスゲートグレーチングを設置し、市道交通の利便性を確保することに至りました。

テキサスゲートグレーチングとは、イノシシなどのひづめを持つ動物が歩行困難な格子状の溝ぶたです。五條市が使用していたのは、事業者と山口大学が共同開発したもので、試験の結果、深さ30cm以上、延長4m以上が望ましいとのことでした。また、本製品設置後、県により監視カメラを設置して動物の侵入を確認したところ、侵入された形跡は全くないとの結果が出ているそうです。本製品を本市に導入することは、費用や効果的な設置箇所の選定など、さまざまな課題がありますが、検討する価値は十分にあると考えます。

以上2カ所の視察研修は、今後の市の施策に大いに参考となるものであり、特に

今回は経済産業部長も同行しておりますので、理事者におかれましては、次年度に向けて積極的な取り組みを期待するものであります。

以上、当委員会の行政視察の報告といたします。

○議長（森 之嗣君） 次に、議会運営委員会について、委員長、13番、笹原幸信君、報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 13番、笹原幸信君。

○13番（笹原幸信君） 議会運営委員会の行政視察の報告を行います。

議会運営委員会の行政視察を11月14日、15日の2日間の日程で行いましたので、概要をご報告いたします。

1日目、富山県南砺市議会では、「議会改革について」の視察研修を行いました。

南砺市は、人口5万1,000人余りで、平成16年11月に八つの町村が合併し、市政を施行しております。

南砺市議会は、議会改革等に関する調査を行うため、議員全員で構成する議会改革特別委員会を設置しています。また、議員定数について、合併時は、旧8町村の議員数合計91人から、特例を適用して34人としました。その後、段階を経て、平成28年11月の選挙から現在の20人となっています。

まず、議会基本条例につきまして、議会改革に取り組み始めた平成23年1月から、その制定に向け協議を重ね、平成24年11月の改選を前に議会運営委員会において「議会基本条例（素々案）」を作成したそうです。改選後、素々案をもとに、平成25年4月に「議会基本条例（素案）」を作成し、議会改革特別委員会の設置やパブリックコメント、市民説明会を経て、平成25年12月に「議会基本条例」が制定されました。

また、制定後は議会改革特別委員会において、議会基本条例の達成度を条文・条項ごとに5段階評価を行ったそうです。評価結果を踏まえて、議会活性化に関して取り組むべき事項を明確化し、次回の検証に向けて成果目標・数値目標を設定したとのことでした。それが平成28年11月の改選を控えた同年8月のことです。

検証後の取り組みにつきましては、平成28年12月から本会議及び常任委員会の録画中継を、平成30年3月から全員協議会及び特別委員会の録画中継を実施したり、平成30年8月には「南砺市議会における議員間討議の申合せ」を策定したりするなど、議会の活性化に取り組んでいるそうです。

なお、現在は、議会活動に関する市民アンケート調査の調査票を作成協議中とのことでした。

2日目、岐阜県高山市議会では、「議会改革の取り組みについて」の視察研修を行いました。

高山市は、人口8万9,000人余りで、平成17年2月に九つの町村が合併し、日本一広い面積の市になりました。

高山市議会も南砺市と同様、議員全員で構成する議会改革等に関する特別委員会

を設置しています。また、早稲田大学マニフェスト研究所による議会改革度調査ランキングにおいて、総合27位と上位に位置しています。

まず、高山市議会は、平成21年12月に設置された議会改革に関する特別委員会を三つの分科会に分け、それぞれ「基本理念と議員の活動原則」「議会機能」及び「議員定数と選挙区」について検討し始めました。また、「高山市議会のあるべき姿」「高山市議会の基本理念」を定め、これらに基づいて調査研究を推進しているとのことでした。その後、議員定数や選挙区の見直しをはじめ、議会報告会の開催、委員会による政策提言の実施など、さまざまな議会改革の取り組みを進め、平成23年3月に、これらの取り組みを議会基本条例として普遍化しました。

平成24年以降は、議会活動の評価・検証を行うため、議会改革ワーキンググループによる調査・研究が開始されました。評価については、議会基本条例に沿った活動ができているかなど、各議員が評価すること、それらを集約・整理することにより、議会全体で評価すること。それらに加え、市民や有権者、理事者の評価も必要とのことで進められています。

最後に、議会改革の取り組みは目的ではなく、議会基本条例の前文でうたわれている「高山市議会のあるべき姿」を実現するための手段であるとのことでした。議会改革において、いかに議会基本条例が大切であるかを改めて認識することができました。また、議会基本条例を評価・検証することによって、取り組むべき事項が明確化され、着実に議会活性化を進めることができることを学びました。本市議会においても、いま一度、議会基本条例を確認し、その評価・検証が必要だと強く感じたところであります。

以上、2カ所の視察研修は、今後の参考として大いに役立つ内容であり、有意義であったことを報告します。

以上、当委員会の行政視察の報告といたします。

○議長（森 之嗣君） 次に、一部事務組合等の議会報告を関係議員に行っていただきます。

初めに、坂井地区広域連合議会について、7番、吉田太一君、報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 7番、吉田太一君。

○7番（吉田太一君） 坂井地区広域連合議会についての報告をいたします。

平成30年8月開催の坂井地区広域連合議会定例会の概要について報告をいたします。

第61回坂井地区広域連合議会の定例会が8月23日、広域連合大会議室において開催され、議案6件が上程されました。

議案の主な内容と審議結果について報告いたします。

議案第18号、平成29年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定については、歳入総額2億1,790万7,297円、歳出総額2億1,374万7,180円で、歳入歳出差引額416万117円が翌年度へ繰り越しとなるものです。

議案第19号、平成29年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額111億8,972万175円、歳出総額108億6,921万7,253円で、歳入歳出差引額3億2,050万2,922円が翌年度へ繰り越しとなるものです。

議案第20号、平成29年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額378万4,116円、歳出総額255万4,896円で、歳入歳出差引額122万9,220円が翌年度へ繰り越しとなるものです。

議案第21号、平成30年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれに89万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,155万8,000円とするものです。補正内容は、歳入で分担金及び負担金332万円を減額し、繰入金4万7,000円、繰越金415万9,000円、諸収入4,000円を増額します。歳出では、職員手当等69万1,000円、民生費の繰出金4,000円、衛生費の管理職手当15万9,000円、基金積立金3万6,000円を増額するものです。

議案第22号、平成30年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ2億6,552万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ113億9,144万6,000円とするものです。補正内容は、歳入で分担金及び負担金1億1,710万5,000円を減額し、国庫支出金1,656万5,000円、県支出金3,540万円、財産収入6万2,000円、繰入金4,000円、繰越金3億2,050万4,000円、諸収入1,009万6,000円を増額しています。歳出では人件費260万円を減額し、介護施設等整備補助金3,540万円、保険者機能強化推進事業委託料1,656万5,000円、基金積立金7,390万6,000円、諸支出金では国庫、県への返還金1億4,225万5,000円を増額しています。

議案第23号、平成30年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれに123万円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ340万円とするものです。歳入では繰越金123万円を増額し、歳出では歳入と同額の123万円を代官山墓地基金に積み立てるものです。

以上、6議案について慎重に審議いたしました結果、いずれも妥当と認め原案のとおり、認定及び可決いたしました。

また、一般質問では、畑野麻美子議員が「介護保険の広域連合制度について」、室谷陽一郎議員が「第7期介護保険事業計画について」、堀田あけみ議員が「フレイル事業の取り組みについて、及び介護保険料の今後の見込みについて」、永井純一議員が「在宅医療・介護連携の推進事業、フレイル予防事業のこれまでの成果と課題これからの展開について、及び地域包括ケアシステム、在宅医療、フレイル予防の周知を図るための対策について」、川畑孝治議員が「介護タクシーについて」の質問をいたしました。

以上、8月開催、坂井地区広域連合議会定例会の報告といたします。

○議長（森 之嗣君） 次に、福井県後期高齢者医療広域連合議会について、11番、三上 薫君、報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 11番、三上 薫君。

○11番（三上 薫君） それでは、私からは平成30年11月2日開催の福井県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の概要について報告いたします。

平成30年第2回定例会が去る11月2日に開催され、議案5件が上程されました。

議案の主な内容と審議結果について報告いたします。

第5号議案、副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについては、小浜市の松崎晃治市長の副広域連合長の選任について同意を求めるものであります。

第6号議案、監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、越前市議会選出の川崎悟司議員を監査委員に選任することについて同意を求めるものであります。

両議案とも全員賛成で同意することに決しました。

第7号議案、平成29年度一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定については、一般会計、歳入決算額4億8,699万9,831円、歳出決算額4億5,875万2,576円で差引額2,824万7,255円とするもので、特別会計は歳入決算額1,063億116万2,402円、歳出総額1,039億1,420万8,106円、差引額23億8,695万4,296円とするものです。

全員賛成で認定することに決しました。

なお、一般会計については、あわら市負担金1,654万1,000円、特別会計につきましては6億4,232万2,094円となるものであります。

第8号議案、平成30年度一般会計補正予算については、繰越金2,824万7,000円を増額し、同額を償還金に充てるもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,824万7,000円を増額し、歳入歳出総額を5億6,226万2,000円とするもので、全員賛成で可決しました。

第9号議案、平成30年度特別会計補正予算については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ24億1,421万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1,044億5,477万1,000円とするものであります。歳入の内容は、市町負担金2,725万7,000円、繰越金23億8,695万4,000円を追加するものです。一方、歳出の内容は、基金積立金2億3,749万7,000円、償還金及び還付加算金21億7,671万4,000円を追加するものであります。全員賛成で可決すべきものと決しました。

なお、2点の報告事項がありました。

第1号報告、債権放棄の報告については、平成22年度の医療費負担金返納金について、消滅時効に係る時効期間が満了したことにより、当該債権を放棄したものであります。放棄した債権の金額は9万6,376円です。

第2号報告、専決処分の承認を求めることについては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令が改正され、福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の施行令引用箇所に変更が生じたので、平成30年7月31日付けで、広域連合長の専決処分としたものです。

以上、福井県後期高齢者医療広域連合議会の現況報告といたします。

○議長（森 之嗣君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎行政報告

○議長（森 之嗣君） 次に、市長の行政報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） 行政報告をさせていただきます。

まずは、「福井しあわせ元気国体・元気大会」について申し上げます。

本市では、9月30日からカヌースプリント、ゴルフ、バレーボールの3競技が、10月13日からは障害者スポーツ大会バレーボール競技「知的障害の部」が開催されました。市民の皆様とともに「笑顔のおもてなし」を合言葉に、全国からお越しいただいた皆さんを、「笑顔」と「おもてなしの心」でお迎えしたところです。

なお、大会期間中は、2度の台風に見舞われましたが、事前に用意した対応マニュアルなどにより、全ての競技を無事に終了することができました。

これまで長期間にわたり、大会の準備から運営に至る全てにおいて、ご支援、ご協力をいただきました議会議員各位や多くの市民、各種団体の皆様に感謝申し上げますとともに、競技会場に足をお運びいただいた多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

また、大会期間中には、皇太子殿下、高円宮妃殿下が本市をご訪問されました。本市の実情などについてご視察をいただき、大変光栄なことでありました。いずれも、施設周辺や沿道を中心に、多くの市民や子どもたちの熱烈的な歓迎でお迎えすることができました。

一方で、市内の小中学生には、期間中、それぞれの競技を観戦し応援をしてもらいました。子どもたちは、選手たちの力強いプレーから感動を得たと思いますが、突破力や粘り強さ、チームワークの大切さなどを学び、多くの方々と交流する喜びを感じてもらえたものと考えています。

今大会において、福井県は50年ぶりに天皇杯を、また初めての皇后杯を獲得するなど、市民の皆様にとりましても、記録と記憶に残るすばらしい大会になったものと思っております。

今後は、今国体のレガシーとして、カヌースプリント競技などでのアスリート育成と競技の振興、デモンストレーションスポーツで実施した3B体操など、誰もが気軽に取り組めるスポーツの振興を通して、市民の健康づくりや地域の元気づくり、活性化につなげて参りたいと考えております。

次に、「第6次あわら市友好訪中団」について申し上げます。

今年は、あわら市・紹興市友好都市締結35周年の節目の年であり、これを記念いたしまして、私を総団長とする、総勢23名による「第6次あわら市友好訪中団」が、11月4日から9日にかけて紹興市などを訪問いたしました。議長をはじめ7名の議員の皆様には、ご多忙の中、ご参加を賜り、改めてお礼を申し上げます。

今回の訪中では、私は議長とともに浙江省人民政府や紹興文理学院附属中学校などを表敬訪問したほか、世界18カ国54都市が集った「紹興市国際友好都市大会」にも参列し、各国の参加者とともに友好交流・友好親善を図ることで、大変、有意義なものになったと感じております。

なお、11月7日には、市日本中国友好協会会長の齋藤愛夫氏を団長とする「あわら市日中友好交流団」の皆様と合流し、富山県南砺市とともに、35周年記念式典に参加して参りました。この記念式典では、紹興市長と両市の友好関係を維持発展させることを再確認するとともに、紹興市からのあわら温泉への送客について協力が得られるよう、強く要請をいたしました。

さらに、式典後の記念レセプションでは、あわら温泉女将の会による日本舞踊の披露や、地酒「女将」の振る舞いなどにより、あわら市の魅力を大いにPRすることができました。

今後とも、教育や文化をはじめ、観光や産業などの各分野において交流を深め、本市の発展や人材の育成につなげて参りたいと考えております。

次に、「あわら市まち・むらときめきプラン策定事業」の進捗状況について申し上げます。

各集落の聞き取り調査につきましては、10月末をもって終了いたしました。現在は、取りまとめた「集落カルテ」の内容について、各区と確認作業を進めるとともに、先に行った世帯アンケートの集計結果なども参考に、集落ごとの「ときめきプラン」の作成をお願いしているところであります。

聞き取り調査や「集落カルテ」からは、多くの集落で子ども会や青壮年団、婦人会などの活動の停滞や解散など、人口減少が集落活動に大きな影響を及ぼしていることが見てとれます。また、近所づき合いの減少により、防犯や災害時の対応に不安を抱いている方が増えているとの声も寄せられています。

こうした状況の中、幾つかの集落では、独自の取組みとしてさまざまなことにチャレンジしていることもわかりました。冠婚葬祭で使用されなくなった区民館を高齢者向けのサロンとして活用し、コミュニケーションの機会を増やすとともに、安否確認を行う取り組みや、集落独自にウォーキング大会を開催し、地域の団結力を保持しようとする集落、若い世代が中心となって夜回りを行い、防犯や火災予防に力を注いでいる集落もありました。こうした集落独自の取り組みや資源は、集落の活力を維持する上で非常に重要であります。

今後は、策定される各集落の「ときめきプラン」などをもとに、市全体の「まち・むらときめきプラン」を策定するとともに、新年度に向け、新しい集落支援策の構

策につなげて参ります。

次に、あわら市観光振興戦略の策定状況について申し上げます。

7月4日に第1回目の観光振興戦略策定委員会を開催した後、8月21日、10月16日に、それぞれ第2回、第3回の策定委員会を開催いたしました。

第2回の策定委員会では、初回の策定委員会において、各委員からいただいた現状や課題を踏まえ、北陸新幹線延伸を見据えた今後の本市の観光政策の方向性として、「和心」あふれる国際的な観光地」とすることを提案いたしました。この「和心」は、芦原温泉駅周辺まちづくりプランのコンセプトにも使用しております。「和」という言葉は、日本的という意味だけでなく、くつろぎの和み、まとまりのある調和、といった意味合いも含んでおります。

第2回、第3回の策定委員会では、魅力的なエリア観光や移動手段の拡充、近隣市町との広域連携、市民ガイドなどの人材育成、インバウンドの推進といった、戦略的な分類ごとにさまざまな意見をいただいております。また、委員会の開催とあわせ、関係機関に対する意見の聞き取りや、庁内関係部署との協議を実施し、戦略の具体的な数値目標も検討しております。

なお、策定委員会は、当初、4回の開催を予定しておりましたが、委員から出される貴重な意見や提案が多い中、それらの分析等に時間を要していることから、全5回の開催とし、来年2月上旬を目途に観光振興戦略を策定したいと考えております。

次に、「除雪計画」について申し上げます。

本年は、2月の記録的な豪雪の教訓を踏まえ、幹線道路のより迅速な確保を目的に、除雪出動基準の見直しを行っております。具体的には、国道や県道とアクセスする主要な幹線道路を「最重要路線」と位置づけ、積雪深5cm以上を記録し、さらに雪が降り続くと予測された場合に除雪を開始いたします。また、積雪深10cm以上で全ての1次路線の除雪を開始するとともに、2次路線の出動基準をこれまでの20cmから15cmに引き下げて、生活道路の確保に努めて参ります。

このほか、除雪作業を円滑かつ合理的に遂行するため、福井県冬期道路情報連絡室、三国土木事務所及び関係市町と連絡を密にし、連携のとれた除雪作業を実施して参りたいと考えております。

なお、さきに新潟地方气象台が発表したこの冬の季節予報では、降雪量は平年並み、または平年より少ない予報となっております。しかしながら、油断は禁物であります。本年2月の記録的な豪雪の教訓を踏まえ、除雪体制には万全を期たして参りますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 之嗣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番、堀田あけみ君、

2番、室谷陽一郎君の両名を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（森 之嗣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの21日間といたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より12月20日までの21日間と決定しました。

なお、会期中の日程は、お手元に配付しました会期日程表のとおりであります。暫時休憩いたします。再開を10時50分といたします。

（午前10時41分）

---

○議長（森 之嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時50分）

---

◎議案第53号から議案第62号の委員長報告・総括質疑・討論・採決

○議長（森 之嗣君） 日程第3、議案第53号、平成29年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第54号、平成29年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第55号、平成29年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第56号、平成29年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第57号、平成29年度あわら市水道事業会計決算の認定について、日程第8、議案第58号、平成29年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定について、日程第9、議案第59号、平成29年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について、日程第10、議案第60号、平成29年度あわら市農業集落排水事業会計決算の認定について、日程第11、議案第61号、平成29年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について、日程第12、議案第62号、平成29年度あわら市水道事業会計剰余金の処分について、以上の議案10件を一括議題とします。

○議長（森 之嗣君） これらの議案につきましては、決算審査特別委員会に付託し、閉会中に審査願っておりますので、委員長よりその審査結果の報告を求めます。

決算審査特別委員長、11番、三上 薫君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 11番、三上 薫君。

○11 番（三上 薫君） 議長のご指名がありましたので、決算審査特別委員会の報告をいたします。

去る 9 月開催の第 9 4 回あわら市議会定例会において、当委員会に付託されました議案第 5 3 号から議案第 6 2 号までの 1 0 議案について、6 日間にわたり関係理事者の出席を求め、審査を行いました。

まず初めに、採決の結果について申し上げます。

議案第 5 3 号、平成 2 9 年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 6 2 号、平成 2 9 年度あわら市水道事業会計剰余金の処分についてまでの 1 0 議案については、挙手採決の結果、いずれも全員賛成で認定及び可決すべきものと決しました。

ご承知のとおり、決算の認定は、地方自治法に規定する議会の権限のうち、極めて重要な議決事項の一つとして定められています。決算審査は、その予算がいかに適切に執行されているかを監視し、「その財政効果が本来の行政効果の目的に適合しているか」「住民負担とその使途が適正かつ効率的に行われているか」などに重点を置いて、主要事業の成果の確認とあわせて、その処理及び対応について審査を行うものです。

決算書における計数的な内容については、さきの定例会において代表監査委員から専門的な立場での意見書が提出されておりますので、各課ごとの主な審査事項について申し上げます。

なお、審査内容はかなり膨大なものとなりますので、報告につきましては主な質疑の概要と結果についてのみ報告させていただきますことをご了承願います。

まず、総務課所管について申し上げます。

昨年度、自主防災組織は 6 組織が新しく設立され 1 0 3 組織となりました。特に今年 2 月の豪雪時には、除排雪等で地域の力の大きさを感じました。自主防災組織を今後さらに強化すべきとの意見がありました。

また、職員数が昨年度より 9 人増員されましたが、時間外にもかかわらず多くの職員が各部署で残っている様子が見受けられます。このことから、職員の健康面からも適正な人員配置をすべきとの指摘がありました。理事者からは、国体後の国体推進課職員の配置がえ及び後期試験での採用も行い、今後適正な人員配置に努めるとの答弁がありました。

次に、政策課所管について申し上げます。

市民活動サポート事業採択の審査会は、市役所内の決まった委員が審査員になっているが、この審査会自体を公開方式にして、広く市民に内容を知っていただけるようにし、さらにはイベント化してはどうか、そのことで応募団体も増えるのではないかとの意見がありました。

また、移住定住促進事業については、都市圏での相談会の開催回数が多い反面、相談人数の実績が非常に少ない。相談会の回数を絞り、有効な相談会にのみ参加するなど、工夫検討を行い効果あるものにすべきとの指摘がありました。

次に、監理課所管について申し上げます。

芦原庁舎の旧正面玄関南側の芝生部分など、現在使用していない借地について、地主に返還するなど、借地料を減らすよう検討すべきとの意見がありました。

次に、財政課所管について申し上げます。

合併特例債の期限は平成30年度までですが、歳出においては新幹線に関連する大きな需要が見込まれ、財政状況は非常に厳しくなることが予想されます。今後は財政調整基金の取り崩しもある程度は必要と考えますが、有利な起債等を使ってしっかり財政運営に取り組んでほしいと要請しました。

次に、収納推進課所管について申し上げます。

現年度分の徴収率は上がっていますが、滞納繰越分の徴収率は低くなっています。徴収不能分については、安易に不納欠損処理すべきではない。担当職員が一生懸命やっていることは理解しますが、滞納繰越分の徴収率が上がるよう対策を講じるよう要請しました。

次に、市民課所管について申し上げます。

現在、実施している日曜日の窓口業務は利用人数で、対前年度比10.6%増の793人となっていますが、今後廃止を検討しているとの説明でした。マイナンバーカード交付率が対前年比わずか1.36%増の累計343件である中、住民サービスの低下とならないように要請しました。

次に、福祉課所管について申し上げます。

人工透析通院費助成は市独自の事業で45人の方が利用していますが、透析を受けるための通院は大変な負担となるため、福祉タクシー並みに助成を増やし充実させてほしいと要請しました。

次に、健康長寿課所管について申し上げます。

健康長寿祭開催に要する費用は1人当たり7,000円となっています。平成31年度から特定財源として健康長寿祭に補助金を充当できなくなることから、健康長寿祭を取りやめる方向で検討すべきとの意見がありました。

次に、農林水産課所管について申し上げます。

夢ぐるま公園管理委託料200万円について、公園内の管理だけでなく、いろいろな事業を実施しているのであれば、もっと市民にわかりやく周知すべきとの意見がありました。

また、鳥獣害対策の電気柵設置について、平成15年から55km整備されていますが、現在、電気柵で使用されていないものがあれば、ほかの集落に貸し出すことを検討してほしいと要請しました。

次に、観光商工課所管について申し上げます。

現在開催されている商工フェスタについて、更なる魅力アップのためには、地元企業の企業紹介・企業商品の発表を行うなど、産業フェアレベルの開催を検討してはどうかとの意見がありました。

また、寄贈されたレコード約4,000枚の目録を整備しましたが、整備後の有効

活用をしっかりと行うように要請しました。

次に、建設課所管について申し上げます。

市営住宅の底地には借地のものがありますが、住宅の修繕費がかかることもあり、移住退去を勧奨しながら、その後は解体するなどの方策を考えていくべきとの意見がありました。

次に、教育総務課所管について申し上げます。

ICT整備で、各学校へのパソコンやタブレット機器整備が行われましたが、効果のある取り組みを実施し、実績が上がるよう更なる取り組みを要請しました。

次に、文化学習課所管について申し上げます。

文化会館の利用者数が減少したことに対し、今後、廃止も視野に入れるべきではないかとの意見がある一方、継続使用するのであれば、利用促進に力を入れるべきとの意見があり、そのほかに市民文化研修センターの利用申請について、現在2週間前までの申し込み期限になっていますが、利用者の利便性を高めるため、1週間前まで申請できるよう柔軟性を持たせるべきであるとの意見がありました。

次に、スポーツ課所管について申し上げます。

市民体育祭について、旧町内以外はほとんどの地区で体育祭を開催しているため、今後のあり方、内容等を検討するよう要請しました。

なお、そのほかの課については、特段指摘事項等はありませんでした。

以上、審査での質疑の概要と結果について述べましたが、各所管の審査においては、財政的見地はもちろん、事務事業の執行方策などについて、多くの指摘・要望等を行っております。委員からの要望や意見、または指摘事項については、次年度の予算編成や行政執行に生かされることを強く期待いたします。

特に、北陸新幹線福井開業に向けた芦原温泉駅周辺整備関連事業があわら市にとって大きな財政負担となってくることから、今後とも市民のニーズを的確に把握し、優先順位づけによる事業の取捨選択、さらには創意と工夫により一層の効率化と徹底した節減・合理化に、理事者・職員が一丸となった取り組みを切に望むものであります。

以上、決算審査特別委員会の審査結果を申し上げ、報告といたします。

○議長（森 之嗣君） これより、決算審査特別委員長の報告に対する総括質疑を許します。

○議長（森 之嗣君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 質疑なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これから、議案第53号から議案第62号までの討論、採決に入ります。

-----  
○議長（森 之嗣君） 議案第53号、平成29年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) まず、原案に反対者の発言を許可します。

14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 議案第53号、一般会計決算についての反対の討論をさせていただきます。

いろいろございますが、セントピアの問題について絞って討論をしたいと思いません。

セントピアあわらは、平成26年より株式会社コーワが指定管理者となって運営されており、毎年約3,000万円の指定管理料が支払われております。コーワとの協定30条には、利益が出た場合、当期利益の50%を市に還元するようになっており、26年に299万円、27年に283万円が市に還元されておりますが、28、29年の還元はゼロとなっております。

毎年、セントピアの収支計算書が提出されておりますが、不適切と思われる経理によって、利益隠しが行われていると言わざるを得ません。29年度の収支計算書を見ると、事業管理費として1,326万5,412円が間接経費として計上されており、これは給料や水道光熱費、通信費などの経費6,632万7,061円の20%であるとのことですが、従業員の給与計算などを本社で一括して行っており、セントピア分の費用を明確に仕分けしにくいために、一定の費用を間接経費として本社が徴収するというのは理解できないことはありませんが、なぜ水道光熱費や通信費などを算定の基礎に入れるのか、そしてまた、この算定金額の20%を事業管理費として徴収するのか、このことについて合理的な説明は一切なされておられません。いわばコーワの勝手な理屈によって、この事業管理費が徴収されているわけがあります。もちろん協定書にもこのことについての記述は一切ありません。

セントピアと同じような形で、永平寺町の「禅の里」もコーワが指定管理者となっております。売り上げもセントピアと同じ程度ですが、禅の里の場合、事業管理費は750万円程度とのことですが、20%もとっていないというふうに聞いております。不当に事業管理費を増やして、利益隠しをしていると言わざるを得ません。

二つ目には、29年度は赤字とのことですが、26年から28年は当期利益は黒字であるにもかかわらず、市に還元した分を翌年、雑損失として計上し、利益を小さく見せています。前年の還元分を翌年、損失として計上することは許されないというふうに考えます。前年の利益処分として市に還元した分は、当期の計算上に入れることはおかしいと言わざるを得ません。これらのことを是正すると、市への還元は4年間で1,000万円以上不足しているというふうに考えます。市はきちっと精査した上で、不足分を請求すべきであるというふうに考えます。もし、これに応じなければ、指定管理は直ちに解約をすべきであるというふうに考えます。

なお、このことについて監査報告でも決算委員会の報告でも一切言及をされていないことについては、誠に遺憾に思うところであります。是非このことについて議

員各位のご賛同をいただき、この決算の認定はしないということを強く求めるものでありまして、以上で討論といたします。

○議長（森 之嗣君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） これで討論を終わります。

○議長（森 之嗣君） 議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立多数です。

したがって、議案第53号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

-----  
○議長（森 之嗣君） 議案第54号、平成29年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） まず、原案に反対者の発言を許可します。

14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） ただいまの国民健康保険決算について反対討論をさせていただきますが、あわら市の国民健康保険は県内自治体の中で4番目に高いものとなっております。また、国保加入者は約3,600世帯ぐらいでございますけれども、このうち700世帯近くは所得ゼロという状況であるにもかかわらず、国保税が課税されて、大変払いたくても払えない状況を生み出しているというふうに思います。

その結果、滞納も1億近く、大体700名ぐらいが滞納をしているという状況にあります。今回の決算で国保基金は3億838万7,000円ございます。これを一部取り崩せば、1世帯1万円から2万円の引き下げは十分に可能であるというふうに考えます。

そういう点で、この国保基金を取り崩し、そして特に所得のないところにまで課税される、これは是非早急に是正されるべきものであるというふうに考えます。

議員各位のご理解とご協力をお願いして討論といたします。

○議長（森 之嗣君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） これで討論を終わります。

○議長（森 之嗣君） 議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立多数です。

したがって、議案第54号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

○議長（森 之嗣君） 議案第55号、平成29年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） 議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第55号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

○議長（森 之嗣君） 議案第56号、平成29年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） 議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第56号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

○議長（森 之嗣君） 議案第57号、平成29年度あわら市水道事業会計決算の認定について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） 議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第57号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

○議長（森 之嗣君） 議案第58号、平成29年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 討論なしと認めます。

○議長(森 之嗣君) 議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 之嗣君) 起立全員です。

したがって、議案第58号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

-----

○議長(森 之嗣君) 議案第59号、平成29年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 討論なしと認めます。

○議長(森 之嗣君) 議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 之嗣君) 起立全員です。

したがって、議案第59号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

-----

○議長(森 之嗣君) 議案第60号、平成29年度あわら市農業集落排水事業会計決算の認定について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 討論なしと認めます。

○議長(森 之嗣君) 議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 之嗣君) 起立全員です。

したがって、議案第60号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

-----

○議長(森 之嗣君) 議案第61号、平成29年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 討論なしと認めます。

○議長(森 之嗣君) 議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 之嗣君) 起立全員です。

したがって、議案第61号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

○議長(森 之嗣君) 議案第62号、平成29年度あわら市水道事業会計剰余金の処分について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 討論なしと認めます。

○議長(森 之嗣君) 議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 之嗣君) 起立全員です。

したがって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

◎報告第14号から報告第18号の一括上程・提案理由説明

○議長(森 之嗣君) 日程第13、報告第14号専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)、日程第14、報告第15号、専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)、日程第15、報告第16号、専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)、日程第16、報告第17号、専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)、日程第17、報告第18号、専決処分の報告について(訴えの提起について)、以上の報告5件を一括議題とします。

○議長(森 之嗣君) 報告に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) ただいま上程されました報告第14号から報告第18号、専決処分の報告についての5件について申し上げます。

報告第14号から第17号につきましては、本年9月4日の台風第21号の突風により、金津こども園2階に設置してあったサンルーフが飛散し、近隣家屋の屋根瓦や車両などを破損させた事故に対する損害賠償の額を定めることについて、報告第14号は10月2日付、報告第15号は10月17日付、報告第16号は10月31日付、報告第17号は11月16日付で、それぞれ専決処分を行ったものであります。

報告第18号につきましては、水道料金を滞納していた生活保護受給者が死亡したことにより、その法定相続人に対し、水道料金及び支給済みの生活保護費戻入金の合計8万8,050円の支払いを求める少額訴訟に関するもので、10月24日付で専決処分を行ったものであります。

以上、5件につきましては、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分でありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

○議長（森 之嗣君） 報告第14号から報告第18号までは、これをもって終結いたします。

---

◎議案第70号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

○議長（森 之嗣君） 日程第18、議案第70号、専決処分の承認を求めることについて（平成30年度あわら市一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

○議長（森 之嗣君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） ただいま上程されました議案第70号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

議案第70号、あわら市一般会計補正予算（第4号）につきましては、本年7月の豪雨に伴う被害及び「福井しあわせ元気大会」開催にあわせた行啓に対する経費などで、道路橋りょう費953万7,000円、社会教育費312万4,000円、農林水産施設災害復旧費890万円などを計上し、補正後の予算総額を145億7,856万3,000円としたものであります。

歳入につきましては、分担金156万8,000円、県補助金576万4,000円、繰越金1,385万5,000円、市債130万円を計上しており、9月25日付で専決処分を行ったものであります。

以上、よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 之嗣君） 上程議案に対する質疑を許します。

○議長（森 之嗣君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 質疑なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 異議なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより討論、採決に入ります。

○議長（森 之嗣君） 議案第70号、専決処分の承認を求めることについて（平成30年度あわら市一般会計補正予算（第4号））について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより、議案第70号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第70号は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第71号から議案第77号の

一括上程・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

○議長（森 之嗣君） 日程第19、議案第71号、平成30年度あわら市一般会計補正予算（第5号）、日程第20、議案第72号、平成30年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第21、議案第73号、平成30年度あわら市水道事業会計補正予算（第2号）、日程第22、議案第74号、平成30年度あわら市工業用水道事業会計補正予算（第1号）、日程第23、議案第75号、平成30年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）、日程第24、議案第76号、平成30年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）日程第25、議案第77号、平成30年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第1号）、以上の議案7件を一括議題とします。

○議長（森 之嗣君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） ただいま上程されました議案第71号、平成30年度あわら市一般会計補正予算（第5号）から議案第77号、平成30年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第1号）までの7議案について、提案理由を申し上げます。

議案第71号、平成30年度あわら市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ4億4,633万3,000円を追加し、予算総額を150億2,489万6,000円とするものであります。

今回の補正予算では、人事院勧告に準じた職員給与費の改定分として964万5,000円を増額しております。

なお、各款における給与等の説明につきましては省略させていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

まず、歳出の主なものを申し上げます。

総務費では、情報化推進費で、電算共同利用費に係る福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金205万5,000円を減額する一方で、知事及び県議会議員選挙費820万円を計上しております。

民生費では、こども園費で、私立認定こども園施設型給付金9,048万7,000円などを計上しております。

商工費では、工業導入促進費で、雇用促進奨励金860万円、勤労者定住促進事業補助金27万円、企業立地助成金3億1,500万円などを計上しております。

土木費では、都市計画総務費で、屋外広告物景観改善支援事業補助金140万6,

000円などを減額しております。

消防費では、常備消防費で、人件費等に係る嶺北消防組合予算の補正に伴う嶺北消防組合負担金312万8,000円、消防施設費で消火栓新設維持管理負担金294万1,000円などを増額しております。

続きまして、歳入の主なものを申し上げます。

地方交付税では、普通交付税の確定により2億6,041万8,000円を計上しております。

国庫支出金では、民生費国庫負担金で、障害児施設給付費等国庫負担金250万円、認定こども園運営費負担金4,423万8,000円、生活保護費負担金2,250万円を計上しております。

県支出金では、民生費県負担金で、障害児施設給付費等県費負担金125万円、認定こども園運営費負担金1,061万円、総務費県補助金で、市町生活交通維持支援事業補助金130万3,000円、民生費県補助金で、重度障害者医療費無料化対策事業補助金620万円、施設型給付費等事業費補助金221万5,000円、総務費委託金で、知事及び県議会議員選挙委託金820万円などを計上する一方、土木費県補助金で、屋外広告物景観改善支援事業補助金105万4,000円を減額しております。

繰越金では、前年度繰越金7,883万5,000円、諸収入では、民生費受託事業収入で、保険者機能強化推進事業受託費417万7,000円、雑入で、総合行政情報システム障害和解金370万1,000円などを計上しております。

次に、債務負担行為につきましては、相談支援事業委託料のほか、基幹相談支援センター業務委託料、小中学校のスクールバス運行业務委託料の4件を設定しております。

議案第72号、平成30年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ651万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億6,609万7,000円とするものであります。

歳出につきましては、人件費等として、総務管理費651万8,000円を増額しております。

歳入につきましては、県支出金27万円、一般会計繰入金624万8,000円などを増額しております。

議案第73号、平成30年度あわら市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入の営業収益で、消火栓維持管理負担金等で206万6,000円を計上する一方で、営業外収益で、一般会計補助金42万7,000円を減額しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額について、過年度分損益勘定留保資金6万7,000円を計上し、収支の調整を行っております。

議案第74号、平成30年度あわら市工業用水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出の営業費用で、人件費等として、5万6,000円を計上

しております。

議案第75号、平成30年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入の営業外収益で、一般会計補助金54万4,000円、また、収益的支出の営業費用で、人件費等として、54万4,000円をそれぞれ増額しております。

資本的収入では、一般会計負担金120万円、公共下水道事業債400万円を増額しております。

資本的支出では、汚水管渠布設工事3,425万円などを増額する一方で、委託料3,000万円を減額しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金25万1,000円を増額し、収支の調整を行っております。

議案第76号、平成30年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入の営業外収益で、一般会計補助金7万4,000円、収益的支出の営業費用で、人件費7万4,000円をそれぞれ増額しております。

議案第77号、平成30年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入の営業収益で、水道料金942万5,000円を減額する一方、受託工事収入21万2,000円、ペットボトル水販売収益等で250万3,000円を計上しております。

また、収益的支出の営業費用で、ペットボトル水販売原価204万5,000円を計上する一方で、営業外費用で、消費税及び地方消費税68万円を減額しております。

資本的収入では、給水申込加入金57万7,000円を、資本的支出では、人件費24万2,000円をそれぞれ増額しております。

以上、7議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 之嗣君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

○議長（森 之嗣君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 質疑なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） ただいま議題となっております議案第71号から議案第77号までの7議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第78号から議案第81号の

一括上程・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

○議長（森 之嗣君） 日程第26、議案第78号、あわら市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第27、

議案第79号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例及びあわら市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第28、議案第80号、市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第29、議案第81号、あわら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上の議案4件を一括議題とします。

○議長（森 之嗣君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） ただいま上程されました議案第78号、あわら市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第81号、あわら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4議案について、提案理由を申し上げます。

議案第78号、あわら市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、生活困窮者等の自立を促進するため、生活困窮者自立支援法等の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、本市では、生活保護法の対象とならない外国人に対しても、独自に生活保護法に準じた措置を行っていることから、当該事務を個人番号の独自利用事務として定めており、今回、新設された「進学準備金」の制度に関する事務を個人番号の独自利用事務に追加するものであります。

議案第79号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例及びあわら市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、本年の人事院勧告に準じ、一般職及び任期付職員等の給料、手当等について、所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、給料については、平均で0.2%、勤勉手当については、年間0.05カ月分を引き上げる改正を行うものであります。

なお、給料に係る改正は本年4月1日から適用することとし、勤勉手当の改正は本年12月1日の適用としております。

また、来年度以降支給分の給与等に係る改正につきましては、平成31年4月1日施行としております。

議案第80号、市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第81号、あわら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、本年の人事院勧告に準じ、所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、本年12月に支給される期末手当を0.9カ月から0.95カ月へ0.05カ月分を引き上げるとともに、来年度以降につきましては、年間で0.05カ月分の引き上げとなるものであります。

以上、4議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 之嗣君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

○議長（森 之嗣君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 質疑なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） ただいま議題となっています議案第78号から議案第81号までの4議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務教育厚生常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第82号から議案第84号の

##### 一括上程・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

○議長（森 之嗣君） 日程第30、議案第82号、公の施設の指定管理者の指定について、日程第31、議案第83号、公の施設の指定管理者の指定について、日程第32、議案第84号、公の施設の指定管理者の指定について、以上の議案3件を一括議題とします。

○議長（森 之嗣君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） ただいま上程されました議案第82号から議案第84号までの公の施設の指定管理者の指定についての3議案について、提案理由を申し上げます。

これら3議案につきましては、平成31年3月末に「あわら市金津雲雀ヶ丘寮」「あわら市老人福祉センター市姫荘」及び「セントピアあわら」の指定期間が終了することから、「金津雲雀ヶ丘寮」及び「老人福祉センター市姫荘」については、「あわら市社会福祉協議会」を、また「セントピアあわら」については、「越前健康開発有限会社」を指定管理者として指定したいので、議会の議決をお願いするものであります。

以上、3議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 之嗣君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

○議長（森 之嗣君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 質疑なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） ただいま議題となっています議案第82号から議案第84号ま

での3議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

◎請願第1号、陳情第4号の一括上程・委員会付託

- 議長（森 之嗣君） 日程第33、請願第1号、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書、日程第34、陳情第4号、特急「サンダーバード」「しらさぎ」存続のための話し合いを求める陳情書、以上の2件は、お手元に配付してあります請願・陳情等文書表のとおり、総務教育厚生常任委員会に付託します。
- 

◎嶺北消防組合議会議員の選任について

- 議長（森 之嗣君） 日程第35、嶺北消防組合議会議員の選任についてを議題とします。
- 議長（森 之嗣君） このたび、嶺北消防組合議会議員に1名の欠員が出たことにより選任を行うものです。
- 議長（森 之嗣君） お諮りします。  
選任の方法は議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（森 之嗣君） 異議なしと認めます。  
したがって、議長において指名することに決定しました。
- 議長（森 之嗣君） 嶺北消防組合議会議員に三上 薫君を指名します。
- 議長（森 之嗣君） お諮りします。  
ただいま指名しました、三上 薫君を嶺北消防組合議会議員に選任することにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（森 之嗣君） 異議なしと認めます。  
したがって、三上 薫君を嶺北消防組合議会議員に選任することに決定しました。
- 

◎散会の宣言

- 議長（森 之嗣君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
なお、12月6日は午前9時30分から会議を開きます。  
本日はこれにて散会します。

（午前11時48分）

---

地方自治法第123条の規定により署名する

平成31年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第95回あわら市議会定例会議事日程

第 2 日

平成30年12月6日(木)

午前9時30分開議

1.開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

(延 会)

---

出席議員（17名）

1番	堀田 あけみ	2番	室谷 陽一郎
3番	山口 志代治	4番	仁佐 一三
5番	平野 時夫	6番	毛利 純雄
7番	吉田 太一	8番	森 之嗣
9番	杉本 隆洋	10番	山田 重喜
11番	三上 薫	12番	八木 秀雄
13番	笹原 幸信	14番	山川 知一郎
15番	北島 登	16番	向山 信博
18番	卯目 ひろみ		

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	佐々木 康男	副市長	城戸橋 政雄
教育長	大代 紀夫	総務部長	笹井 和弥
市民生活部長	杉本 季佳	健康福祉部長	藤井 正浩
経済産業部長	後藤 重樹	土木部長	小嶋 範久
教育部長	糠見 敏弘	会計管理者	中林 敬雄
監査委員事務局長	波多野 和博	土木部理事	鳥山 公裕
芦原温泉上水道財産区管理者	高橋 啓一		

---

事務局職員出席者

事務局長	山口 徹	事務局次長	東 俊行
主査	坂井 真生		

---

◎開議の宣告

○議長（森 之嗣君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（森 之嗣君） 本日の出席議員数は、17名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（森 之嗣君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前9時30分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 之嗣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番、堀田あけみ君、2番、室谷陽一郎君の両名を指名します。

---

◎一般質問

○議長（森 之嗣君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇吉田太一君

○議長（森 之嗣君） 一般質問は通告順に従い、7番、吉田太一君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 7番、吉田太一君。

○7番（吉田太一君） おはようございます。通告順に従い、7番、吉田、一般質問をいたします。

今回の質問は、あわら市の防災対策についての質問です。

これまでも、防災対策についてはいろいろ質問をしてきましたが、特に今年は自然災害が多く、あわら市においても2月の大雪から土砂災害、台風に至るまで、これまでにないくらい災害に見舞われました。そこで今回、本格的な雪の時期を迎える前に、同じ過ちを繰り返さないためにも雪害及び自然災害における防災計画についてお尋ねします。

今年もあわら市除雪会議が開催されたと思いますが、今年の雪害対策、昨年と違う点を教えてください。

2月の大雪の際、交通が遮断されスーパー等に食材が入荷されず困ったことがありました。幸い食材の救済をするほどでもなかったが、あの大雪が引き続き何日も続いていたらと思うと心配でなりません。これも毎回伺っていますが、あわら市の備蓄について備蓄場所及び備蓄量の現況についてお尋ねします。

次に、防災マップについてお尋ねします。

たしか、何年か前に国の補助金等を使って地震に備えて準備しましょうということで、「あわら市地震防災マップ」を配布したと思いますが、新しく作成する計画はあるのでしょうか。

次に、自主防災組織についてお尋ねします。

現在の組織数と行政区で組織されていない区は幾つありますか。

組織されている区で現在活動し、毎年訓練等をされている区はどれくらいで、組織されている区の何%に当たりますか。

また、今年2月の豪雪の時、行政の方から各地区の防災組織を動かすようには考えなかったのでしょうか。また、防災組織は実際動いたのでしょうか。

最後に、防災無線が聞こえないという市民の声がありますが、暴風時にはこれ以上増やしても室内で聞き取ることができないと思います。この防災無線を補完するため、あわら市では災害情報テレホンサービスを行っておりますが、まだこのサービスを知らない市民も多くいますし、そのサービスがあることは知っていても携帯やスマホに登録していない人もいますので、もっと積極的にPRすべきだと思いますがいかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) それでは、まず除雪会議における今年の雪害対策が昨年度と違う点についてお答え申し上げます。

本年度は11月16日に、福井県三国土木事務所、あわら警察署、嶺北あわら消防署、京福バス、JR芦原温泉駅、JR西日本、えちぜん鉄道、区長会、観光協会及び市の関係各課をメンバーとする、あわら市除雪会議を開催しています。また、同日、除雪作業を委託する事業者28社を対象とした会議も開催いたしました。

これらの会議でお示した「平成30年度あわら市除雪対策基本計画」には、本年2月の記録的な大雪の教訓を踏まえ、幹線道路の迅速な確保を目的に、除雪出動基準の見直しを掲げています。

大きな見直しの点として、新たに「最重要路線」を設けています。国道や県道とアクセスする主要な幹線道路7路線を「最重要路線」と位置づけ、積雪深5センチ以上を記録し、さらに雪が降り続くと予測された場合に除雪を開始いたします。

また、積雪深10センチ以上で全ての1次路線の除雪を開始するとともに、2次路線の出動基準をこれまでの20センチから15センチに引き下げて、生活道路の確保に努めて参ります。

さらに、委託事業者は昨年の27社から1社増えて28社になったほか、登録除雪車の台数も54台から64台に増加しています。

これらのことを通して、幹線道路のみならず生活道路の早期除雪を図り、市民の足の確保に努めて参りたいと考えています。このほか除雪作業を円滑に、かつ合理的に行うため、福井県冬期道路情報連絡室や三国土木事務所、関係機関などとの連絡を密にし、互いに連携のとれた除雪作業を効率的に実施して参ります。

次に、あわら市における食料等の備蓄場所及び備蓄の現況についてお答えいたします。

まず、食料と飲料水につきましては、現在、非常食であるアルファ米を4,263食、飲料水を4,708リットル、それぞれあわら市保健センター横にある防災備蓄倉庫に保管しています。県が示す本市の備蓄基準数量は、食料が4,222食、飲料水が4,222リットルとなっていますので、いずれも県の基準数量を上回っています。

また、市内22カ所の指定避難所に併設します防災資機材格納庫には、毛布や担架、救助用工具箱など、特に災害発生初動時に必要な資機材を備えています。

さらに、甚大な災害発生時に際しましては、災害時相互応援協定を締結する県や県内外の自治体から必要な食料等を確保するほか、「災害時における生活物資の供給協力等に関する協定」を締結する福井県生活協同組合やNPO法人コメリ災害対策センターといった民間事業者からも必要な物資を調達することとなっています。

なお、本年2月の大雪の際には、市内の交通が遮断され、スーパーやコンビニなどに食品が届かない、あるいはガソリンスタンドの在庫が底をつくといった事態となりました。

このような自然災害を起因とする流通機能の麻痺による生活物資・食料の不足が全国各地の災害現場で起こっています。このため、国においては、各家庭において最低3日間、可能であれば1週間程度の食料や生活必需品を備蓄するように推奨しております。

市といたしましても、各家庭での備蓄が進むよう積極的に呼びかけて参りたいと考えています。

次に、「あわら市地震防災マップ」を新しく作成する計画はあるかについてお答えいたします。

あわら市地震防災マップにつきましては、平成23年3月に作成し、同年4月に市内全戸へ配布しております。その後、24年の「津波ハザードマップ」の作成にあわせ、地震防災マップをもとに手を加えた「地震ハザードマップ」や、19年3月に作成した「洪水ハザードマップ」を加えた「あわら市防災ガイドブック」を作成し、25年4月に全戸配布したところです。

このガイドブックは、「地震・土砂災害編」「津波編」「洪水編」及び「総合対策編」から構成されており、それぞれの災害に対応した「ハザードマップ」を掲載するとともに、日ごろからの備えや避難に際しての心得や避難方法などを掲載しております。現在、市ホームページに掲載しているほか、市民課窓口において、転入される人たちに配布しています。

なお、地震ハザードマップにつきましては、市内における地質構造を測定した上で作成したものであり、構造的な変化はほぼ考えられないことから、現時点での地震ハザードマップの更新は必要ないものと考えています。

次に、自主防災組織の組織数と組織されていない行政区は幾つあるかについてお答えいたします。

本市における自主防災組織の設立状況につきましては、本年11月末現在で10

3区となっています。ただし、轟木と新田、吉崎1と吉崎2はそれぞれ合同で組織を立ち上げており、行政区でいうと105区で設置されています。なお、全129区に占める組織率は81.4%となっています。また、組織されていない行政区は24区ということになります。

次に、組織されている区のうち活動し、毎年訓練などを行っている区はどれくらいか、組織されている区の何%に当るかのご質問にお答えいたします。

本年度に実施しております「あわら市まち・むらときめきプラン」での現状の調査では、組織されている105区のうち、現に活動し、毎年訓練などを実施している区は32区で、全体の約30%となっています。また、毎年実施していないが、3年以内に訓練を実施したことのある区は17区で16%、4年以上前に訓練を実施した区は12区で12%となっています。一方、組織独自での訓練を行っていない区は44区で、43%となっております。

次に、本年2月の大雪の際、市から各地区の防災組織を動かすような考えはなかったのかについてお答えいたします。

本年2月の大雪につきましては、2月5日から6日にかけての最深積雪の差は54センチであり、データから見ても過去の大雪と肩を並べるものであったと捉えています。

このようなゲリラ的に急激に積雪が増え続ける状況の中にあって、市では地区からの情報を確実に収集し、素早く伝達するために、除雪や積雪状況等に関する連絡などは、区長を中心に行いました。また、高齢者などの社会的弱者に対しましては、民生委員を中心にあいさし確認をお願いしました。

自主防災組織は、区長が自主防災組織の代表を務めている例が多いことから、市が行った連絡が区であるか、自主防災組織で受けとめられたかの判別はいたしておりません。また、各地区での除雪活動が区としてか、自主防災組織としてか、また区イコール自主防災組織として動いていたのか把握はしておりません。

いずれにせよ、今後とも雪害時における自主防災組織の活動が活発になるよう区と協議するなど、機能の強化を図って参りたいと考えています。

次に、防災行政無線を補完するため、災害情報テレホンサービスについて、もっと積極的にPRすべきのご質問にお答えします。

本市の災害情報テレホンサービスは、防災行政無線と同じ内容を流すもので、放送が聞き取りにくかった場合の利用を呼びかけています。この普及に当たりましては、市ホームページのほか、広報あわらの後ろ見開きページに災害情報テレホンサービスの電話番号や、防災に関するメール配信サービスのQRコードを毎月掲載しています。

なお、29年度の利用実績は、大雪の影響もあって、前年比284件増の648件となっています。

また、本年度に入ってから、避難勧告を1回、避難準備・高齢者等避難開始情報を3回発令いたしました。

このような災害情報を発信する際には、NHKなどのテレビテロップに情報を発信しており、より多くの市民への周知には効果的な手段となっていると認識しております。

今後も、積極的に市民への周知に努めるとともに、新たな媒介を活用しての情報発信につきましても、いろいろ調査・検討して参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 7番、吉田太一君。

○7番(吉田太一君) 丁寧なご説明をありがとうございます。大きな見直しとして最重要路線を設けたことは、今年の豪雪の教訓を生かした見直しだと思います。しかしながら、見直したはいいが、実際は機能しなかったではダメなので、数字等も踏まえ、再度お伺いをいたします。

市と契約している業者の数は、たしか28社と言ったと思うんですけども、昨年度より何社増えましたか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長(小嶋範久君) 登録業者に関しましては、昨年度より1社増えて28社となっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 7番、吉田太一君。

○7番(吉田太一君) この中で県に登録している業者は何社で、市と重なる業者は何社ですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長(小嶋範久君) 県と重複している業者につきましては、9社ございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 7番、吉田太一君。

○7番(吉田太一君) ということは、あわら市だけの依頼で動く委託業者は18社ですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長(小嶋範久君) 19社でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 7番、吉田太一君。

○7番(吉田太一君) 今は19社って言いましたけれども、市と契約してる業者は27社でしょう。

(「28社」と呼ぶ者あり)

○7番(吉田太一君) 28、ほうか。

それでは、あわら市の除雪を開始する積雪量が変わったのは聞きましたが、県の

除雪開始の積雪量は変わりましたか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長(小嶋範久君) 県に関しましては、あわら市の1次路線と同様に10センチということで承知をいたしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 7番、吉田太一君。

○7番(吉田太一君) ということは、2月からやと1社増えただけなんですよね。今回みたいな雪が降ったときに、除雪し切れるのかなという不安があるんですけども、あわら市だけの委託業者の登録台数は何台ですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長(小嶋範久君) 全登録台数につきましては64台でございますが、あわら市だけの登録事業者に関しましては、約30台ぐらいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 7番、吉田太一君。

○7番(吉田太一君) 大体ね、除雪開始というのは県からのあれと同じ時期に発令が出ると思うんですけども、ということは30台で、あわら市内は除雪し切れるんやろか。だから、3月の一般質問でも、たしか僕は民間のいろんな商売してるところで除雪機を持ってるところを活用してやっていくようなことをちょっと言ったと思うんですけども、そういうなのは全然進んでないのか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長(小嶋範久君) 今ほどお答えしましたのは県と重複する業者の台数を除いたもので、64台に関しましては、あわら市のみに登録されている除雪機械でございます。したがって、2次路線の除雪開始に当たったときには、この64台が動くということになります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 7番、吉田太一君。

○7番(吉田太一君) 私は頭が悪いのかなんか、ちょっと理解できないんですけど。委託業者が19社でしょう、あわら市単独で。民間と契約というんか、例えば商売している人で除雪機を持ってる人らにお願いというんか、契約なんかはしてないのか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長(小嶋範久君) 業者は重複しておりますが、除雪機械の方は県と市と重複はしてございません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長（城戸橋政雄君） 以前、吉田議員からは、例えば電気屋さんとか、その他の業種の余剰の機械も借りてはどうかというお話がございました。その業界の方々と事前にお話をさせていただいたんですが、諸事情、つまりご自身のご商売などもあって、あるいは人員の確保の問題等もあって、最初からこのような除雪計画に組み込まれるのはご容赦願いたいということでございましたので、ご指摘のような登録には至っておりません。

しかしながら、2月もそうでありましたように、64台の稼働では間に合わないときには、またさまざまな方法でそういった業界の方々にもお願いすることもあろうかと思えます。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 7番、吉田太一君。

○7番（吉田太一君） 今の副市長の話聞いて、大体納得しましたけれども、土木部長、僕の言ってること、理解できなかった、まあ、いいわ。除雪に当たっては、一応市長がトップに立って、副市長が当然絡んでくると思うんやけれども、市長、副市長、総務部長もかな。総務部長が実働的なあれかな。やってくれると思うんやけれども、しっかりと対策を立てながら、今年みたいに慌てないようにやってほしいと思えます。

次に、あわら市の備蓄量について、県が示す備蓄基準数量を上回っているのは、大体、前回も聞いてわかっているんですけども、今年みたいに大雪が断続的に数日続いた場合、スーパーなんかにも食料が入らないと。大丈夫かということが心配なので、今の現在の備蓄量で何世帯、何日分ぐらいもつかなど。さらに、道路が遮断された場合、全部配れるのかという心配があります。当然、天候が回復すれば、他市・他県から物資等が届くのはわかるんですけども、今の現在のあわら市の備蓄量でどれぐらい、最低何日もつのか、ちょっとお聞かせ願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 総務部長、笹井和弥君。

○総務部長（笹井和弥君） 今のご質問でございますけれども、避難所にですね、避難される方の今までの災害から何%というような計算がございまして、今はその方々が避難所で1日分の食料と飲料水分を確保しているということになっています。

それで、この基準量でございますけれども、県が示すのは県全体の枠で捉えまして、県が3分の1持っていることになっております。各市町で3分の2ということでございます。そのような形で、最初に避難された方の1日分を賄って、その後につきましては救援物資等で賄えるというような計算でございます。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 7番、吉田太一君。

○7番（吉田太一君） 道路が完全に遮断された場合、備蓄場所というのが幾つか分か

れてると思うんやけれども、そこへは運べますか、あわら市単独で。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 総務部長、笹井和弥君。

○総務部長(笹井和弥君) 災害の種類によって違うと思います。今年の2月の大雪のときには、市が持ってました食料・飲料水を配布するというので、これは弱者の施設とかデイサービスに通っているような方々に対して、事業者向けに保健センターで配らせていただくというようなことをさせていただきました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 7番、吉田太一君。

○7番(吉田太一君) 備蓄場所は保健所だけでなく旧芦原町にもあると思うんやけれども、今回、除雪のことがメインやったんやけれども、例えば地震とか水害で川が氾濫して分断されてしまったと。そういったときにちゃんと配れるのかなと。だから、橋からこっち側と橋からあっち側とか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) そういう備蓄物の配布につきましては、今回、例えば熊坂のところで大渋滞がありまして、運転手さんに配布しましたね、おにぎりなんか。夜中にですね、ああいう中で職員の配布というのは難しいと思います。非常に危険が伴います。ですから、今、議員がおっしゃるような大地震が起こって、道路が寸断されてるといようなときになったら、それはちょっと自衛隊であるとか、あるいは消防団であるとかというふうな方々をお願いするといようなことになってくるんじゃないかと思われま。全部市の職員で賄うとか、市で全部食料を賄うといことはなかなか難しいものですから、その辺は先ほど言いました、災害協定とか応援協定を結んでいる中で、いろいろ助けていただきながらやるといことになると思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 7番、吉田太一君。

○7番(吉田太一君) 市長のおっしゃるとおり、当然市の職員だけでは無理やと思います。市の職員も一般市民ですから無理やと思うんです。地震とかそういう場合は自衛隊とかが動いてくれるんで、できると思うんですけども、僕が何でこれを言いたいかという、さっきの自主防災組織なんかも使いながら、例えば市の備蓄場所にこれがあるから各地区に連絡してとりに来てくださいとか、民間、市民に頼むような、そういうなのもつくっていくと、何でも市におんぶにだっこじゃないけれども、市に頼りっぱなしじゃなくて自助を促すためにも、そういうなのをつくっていくべきではないかなと思っ質問したんですけども、今後ちょっと考えていってください。

次、あわら市が当時つくった、あわら市地震防災マップ、これはあくまで地震を想定したもので、今年10月に私ら議員が向日市に防災について視察に行ってきた

した。ここは真剣にというか、決してあわら市が真剣に取り組んでいないという意味ではないんですけれども、向日市は丁寧かつ、わかりやすくつくられて、防災に対する考え方がすごいと思いました。総務部長のところにも、きのう、議会事務局から持っていきましたが、これ、見ていただきましたか。

先ほど市長は地震ハザードマップの更新は考えていないようなことを、たしかおっしゃったと思うんですけれども、向日市の防災マップはあわら市の地震ハザードマップとは別物で、災害から身を守るための方法や、災害に遭ったときの行動パターンや情報の入手方法、災害への備え方など、このような防災マップをつくりませんかということなんですけれども、再度お伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) これ、ざっと見させていただきました。あわら市の方も防災のガイドブック、こんなものをつくっています。内容・構成はですね、そんなに変わらないと思います。書き方とか、こちらの方がいろんな絵とかが描いてあるので、確かに高齢者とかが見る分には見やすいかなと思いますので、そういう点はですね、また今後、更新のときによりわかりやすくしたいと思います。ここを見ていて、若干データが古いのもありますので今すぐはできませんけど、更新時はこういうのを参考にしながら、より利用しやすいものにさせていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 7番、吉田太一君。

○7番(吉田太一君) 是非、更新時にはこういうようなわかりやすいやつをつくっていただければと思います。ちなみに、更新時って大体いつごろになりますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 総務部長、笹井和弥君。

○総務部長(笹井和弥君) 市長答弁で現時点での更新は考えておりませんと申し上げましたけれども、今、洪水のハザードマップが国の前提条件がちょっと高くなりまして見直す必要が出て参りました。これにつきましては、来年度から見直しを行うということと、あと今現在、ため池のハザードマップを作成中でございますので、この両方がいつの時点でできるかというのはちょっと今は未確定でございますので、改定しなければいけません、現時点ではいつ改定ということは控えさせていただきたいと思います。

先ほど市長が申し上げましたとおり、改定するときにはですね、他市のよいところをとりまして、こちらは1ページに自助・共助のことも書いてございますので、そういったことも書かせていただきながらつくって参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 7番、吉田太一君。

○7番(吉田太一君) 次に行きます。

各地区の自主防災組織の訓練の状況を先ほどお聞きしました。組織独自の訓練の

未実施の区がたしか44区でしたっけ。つくるだけでは実際に災害が起きたときに果たして起動するかが疑問ですが、今後そういった防災組織をどうすべきだと考えますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 総務部長、笹井和弥君。

○総務部長(笹井和弥君) 本年度の2月の大雪でございましたけれども、確かにですね、各区長さん方が中心となってやられた地区もございしますが、やはりはかどらなかつたということもありますし、できなかつたという地区もあるかと思えます。

ただ、今後はですね、やはり地域力の強化というのが大切でございしますので、自主防災組織の組織力と、それから能力のアップをしていく必要があると考えております。今後はですね、強化に向けた内容での出前講座とか研修会につきましては、今後も強化していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 7番、吉田太一君。

○7番(吉田太一君) 出前講座やら、そういうのをやっても果たして効果があるかどうか、非常に難しいと思うんですけども、私が思うに、今の自主防災組織、これは地震とか災害を想定してつくった自主防災組織やと思うんですよ。今年の大雪なんか訓練を兼ねて、そういう自主防災組織を動かせば訓練にもなるし、社会的弱者の除雪や生活道路などの除雪に当たらせるなどをすべきだと。自主防災組織は地震だけの対応じゃなくて、そういった災害、雪害に対しても活動していけば、実際、災害が起こったときにぱっと動けるといふか、訓練の一つとして動かすのも一つかなという思いがあるんですけども、総務部長、どう思いますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 総務部長、笹井和弥君。

○総務部長(笹井和弥君) 今ほども申し上げましたけれども、最初ですね、2月の大雪のときに、最初の初動の行動が大事ということでございまして、地区に自主防災組織がございしますが、組織は決まっていますが、それが果たして組織として機能するのかがということがございします。ですから、改めまして、やはり区長さんにですね、そういった災害が起こったときに初動体制をきちっと確保できるのかということも考えていただきたいということを、今後、研修等でも強化に向けて言っていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 7番、吉田太一君。

○7番(吉田太一君) 自助・共助の重要性、公的支援が届くまでには時間がかかるんですよ。支援が届くまでが重要なんで、地域の助け合いが一番私は大事だと思うんですよ。そこんとこを区長さんにしっかりとお願いしをしながら、訓練等もしながらやっていってほしいなと思えます。

次に、最後になりますけれども、メール配信サービスに登録している件数は何件

でしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 総務部長、笹井和弥君。

○総務部長(笹井和弥君) 現在、スマホ、携帯のですね、防災メールのサービスの登録者数でございますが、3,664件でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 7番、吉田太一君。

○7番(吉田太一君) 先ほど雪のときに648件やったっけ、メールのあれ、あったというのは。3,664件登録して648件、少ないと思うんやけれども、私がここで何を言いたいかというと、ホームページや広報あわらに載せても、見ている人の数は知れていると思うんですよ。広報の裏に載せても、来たときには読むんですよ。読んでも、365日、ぼんとそこに置いてあるかということ、置いてないんですよ。私が言いたいのは、災害情報テレホンサービスをもっと周知するために、昔出したと思うんやけど、電話の近くにぼんと張るようなシール、あれをもう一度配布すると、皆さん、例えば流れるでしょう、流れたときに聞き取りにくいときに電話の近くにあれば、見て電話をかけてやるとか、周知できると思うんですけども、どうでしょう。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 総務部長、笹井和弥君。

○総務部長(笹井和弥君) 今ほど吉田議員が市長の答弁の件数を申し上げましたけれども、こちらの方は災害情報テレホンサービスにかけた数ということでございますので、メール配信のことではございません。

シールのことでございますけれども、こちらの方は議員の28年の一般質問の提案で、28年度に全戸配布させていただいております。来年が3年目ということでございますので、31年度にですね、いま一度、全戸配布したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 7番、吉田太一君。

○7番(吉田太一君) ありがとうございます。是非、来年度配布していただければと思います。

また、メール配信サービスもね、極力市民の皆さんに登録していただけるように、PRしていただければと思います。

今回ちょっと厳しい意見も述べさせていただきましたが、あくまであわら市がよくなるようにと、住みやすいまちになることを願って、こうして質問に立たせていただいております。今回も私の質問に対して内容、またお答えを同僚議員も聞いていますし、市民の皆さんも聞いています。今後の経過を見ながら、次回、また検証させていただきたいと思います。

これにて私の一般質問を終わります。

◇室谷陽一郎君

○議長（森 之嗣君） 通告順に従い、2番、室谷陽一郎君の一般質問を許可します。  
（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 2番、室谷陽一郎君。

○2番（室谷陽一郎君） 通告順に従いまして、2番、室谷陽一郎、一般質問を行います。

まず、一つ目の質問を行います。

2023年春の北陸新幹線芦原温泉駅開業に向けて駅周辺整備事業が現在の本市の最大の関心政策課題と考えます。この駅周辺整備事業に関しては、今年の5月の全員協議会で理事者から新たな整備事業案の提示がなされました。また、6月定例議会での吉田議員の一般質問に対する市長の答弁、さらに7月、全員協議会で土地活用検討街区の進め方について、あわら市と福井銀行と地権者で構成した駅西口エリア活用促進協議会を立ち上げる報告を受けました。最近では、11月22日の全員協議会にて立体駐車場の収容台数についての説明がございました。同日の金津地区区長会との市長市政懇談会で駅周辺整備事業について触れられました。

さて、この時期になぜまた質問を行うのかとの市長のお気持ちも伺いますが、しかしながら、私自身も含めて、地元議員の中からも、また地元区長さん方々からも、さらには複数の市民の方々からも納得いかない部分、説明不足の部分があるとの声が聞かれます。今だからこそ、市民の皆様理解をいただき周知する意味でも、再度原点に戻り、市民の代表として改めて以下の質問をいたします。丁寧な答弁を求めます。

一つ目、西口駐車場を3階建ての立体駐車場にする建設案が進められていますが、その3階建て立体駐車場の必要性について改めて質問いたします。

二つ目、西口駐車場の3階建て立体駐車場建設費に7億7,000万円の試算が出ていますが、その財源をどのようにしていくかということを質問いたします。

3番目、駅西口エリア（土地活用検討街区）、ご存じのように駅前旅館、学習塾付近のエリアですが、この活用検討が現在どのようになっているか。すなわち「駅西口エリア活用促進協議会」での協議進展状況とその見通し、今後の具体的な協議スケジュールについて質問いたします。

4番目、aキューブを含めた金津本陣にぎわい広場を今後どのように整備し、活用するかを質問いたします。

市長、以下の質問について答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長（小嶋範久君） 西口立体駐車場の必要性とその活用についてお答えします。

先日の全員協議会でもご説明いたしましたように、現在の駅西口地域の市営駐車場は、駅前110台、西口104台の214台が駐車可能となっております。その

利用状況は、土曜日、日曜日にはいずれもほぼ満車状態で、平日においても7割程度が利用されており、利用率は極めて高いと言えます。

このため、今回の駐車場計画では、現在の駅西側地域の駐車台数214台の約1.5倍となる300台で計画をしたところです。これは、新たに開業する北陸新幹線芦原温泉駅が、福井県の北の玄関口であると同時に、福井県から長野・関東方面へ向かう出発ゲートとして位置づけられるためであります。その利用者は、あわら市だけではなく、坂井市、永平寺町、福井市北部、さらには勝山市など約16万人の人口を抱えるエリアにも及ぶと想定をしております。

こうしたことから、芦原温泉駅を新幹線の乗車に便利な駅となるよう整備し、広いエリアから利用者呼び込むことが、駅周辺におけるにぎわいづくりや、安定した駅利用者の確保、新幹線の停車拡大につながり、ひいては地域経済や産業の活性化にもつながっていくものと考えております。

また、現在の駅前ロータリーに整備する西口駅前広場は、市民や来訪者が集い憩うにぎわいの拠点となるものであります。この空間で行われるイベントの参加者なども、立体駐車場を利用するものと想定しております。

ちなみに、さきに申し上げたました1.5倍の根拠は、北陸新幹線開業後における鉄道利用の交流人口予測をもとに算出したものです。

なお、現在は西口立体駐車場の基本設計をプロポーザル方式により選考するための事務手続を行っており、年内には設計者を決定したいと考えております。

次に、西口立体駐車場の建設費用7億7,000万円の財源をどのようにするかについてお答えします。

西口立体駐車場につきましては、社会資本整備総合交付金都市再生整備計画事業の国庫補助事業を活用して整備することといたしております。補助金を差し引いた残りの事業費につきましては、合併特例債などの地方債で充たしたいと考えております。総事業費は約7億7,000万円と試算をしておりますが、設計を進めていく段階でコスト縮減に努めるとともに、建設後のランニングコストについても低く抑えることなどを念頭に、最小の経費で最大の効果を発揮するよう計画して参ります。

なお、この整備にあわせて、初期投資額や運営管理費などを早期に回収するため、駐車料金体系の見直しや、運営の方針などを検討しております。

3番目、4番目のご質問については、経済産業部長からお答えさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 経済産業部長、後藤重樹君。

○経済産業部長(後藤重樹君) 駅西口エリア活用促進協議会の現在の状況及び具体的な協議スケジュールの有無についてお答えをいたします。

JR芦原温泉駅西口の土地活用検討街区における機能充実やにぎわいの創出を図るため、民間事業者の動向等の情報をこのエリアの地権者と市が共有するとともに、無秩序な土地利用がなされないよう、また、より有効に活用されるよう、地権者の

ご理解とご賛同を得て、9月26日に「駅西口エリア活用促進協議会」を設立いたしました。

この協議会は、土地を所有する10人の地権者とあわら市で構成され、福井銀行を事務局に据えております。福井銀行を事務局といたしましたのは、民間事業者とのネットワークを有し、あわら市と「包括的地域連携協定」を締結していること、また協議会の運営や地権者の意見調整、事業候補者の意向確認や選定等に際しましては、専門的な知見を有する同行が適任であると判断したからであります。

これまでに3回の会議を開催し、協議会の役割や今後のスケジュール、協議の進め方について検討して参りました。また、地権者の皆様に北陸新幹線沿線の現状や土地活用事例などの情報を提供するなどし、より有効な活用について協議を続けております。

さらに、事務局である福井銀行と市の職員と一緒に各地権者を個別訪問するなどし、地権者の意向確認や個別相談に応じるとともに、事業候補者との面談を通して、情報の収集や進出意向の確認などを随時行っているところです。

2023年春の北陸新幹線芦原温泉駅開業までの間に、このエリアに新たな民間施設が開業されることが理想であります。期待感を込めたスケジュールではありますが、平成31年末には、地権者の意見集約と合意形成、事業候補者の絞り込みや選定を終えることを目標としております。引き続き、スピード感を持って協議を進めて参りたいと考えてございます。

次に、aキューブを含めた金津本陣にぎわい広場を今後どのように活用していくのかについてお答えいたします。

この広場は、JR芦原温泉駅周辺のにぎわいづくりと地域の活性化、市民や観光客の交流拠点として整備し、平成27年4月にオープンいたしました。施設の管理・運営につきましては指定管理者制度を導入し、27年度からの5年間、あわら市商工会を指定管理者としています。

5棟からなる「aキューブ」には、その日仕入れた地元の農産物を用いた本格パスタやコーヒーが楽しめるカフェのほか、市内の観光案内やイベント等の情報発信スペース、コンサートや展示会などのイベントや会議にも利用できる多目的レンタルスペースを備えています。また、390年余りの歴史を有する「本陣飾り物」も展示しており、金津の歴史や文化を来訪者に紹介しております。29年度には、広場で4月から12月まで毎月フリーマーケットが開催されたほか、7月から9月にはビアガーデンなどが開催されました。

また、aキューブは、定期的にコンサートなどを楽しむ憩いの場としても活用されております。広場やaキューブには、延べ約1万2,000人が来場しております。

2023年春の北陸新幹線芦原温泉駅開業に向け、今後、駅部や駅周辺は、福井県の北の玄関口にふさわしい交通結節点として、また魅力情報発信の拠点として、駅利用者の利便性の向上を図るとともに、市民に親しまれ、市民と来訪者が集い、ともに憩えるエリアとして整備を進めていくこととしています。

金津本陣にぎわい広場につきましては、西口駅前広場や民間事業者の進出が見込まれる土地活用検討街区などの開発と連動しながら、今後の活用方策を考えていく必要があります。西口広場に整備する賑わいホールや広場との機能のすみ分けを行いながら、子どもたちや子育て世代、あるいはお年寄りなど地域に住む人たちが気軽に集い、憩うことができる場として活用されるよう検討して参りたいと考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 2番、室谷陽一郎君。

○2番(室谷陽一郎君) 答弁をお聞きしました。再質問に当たりまして、私はまず駅周辺設備というものが、まずは市民の暮らしに有効な、あくまで、あわら市民のための駅周辺整備事業であるべきであると考えております。また、今後のあわら市の財政に大きな負担を強いるような、私たちの子どもや孫たちの世代に負の遺産とならないように、十分に検討、配慮すべき事業であると考えております。

その上で、その視点から再質問をさせていただきます。

まず一つ目ですが、駅周辺の駐車場整備の必要台数の予測議論ですが、これはいま一度おくとして、西口駐車場を立体駐車場にして300台確保する整備事業となっていますが、平場駐車場の300台確保の検討はなされましたでしょうか、お答えください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長(小嶋範久君) 立体駐車場を考える際に、当然ほかの手法はないか検討はいたしております。平場の駐車場に関しましても検討はいたしましたが、集团的に駐車場として確保できる面積が見当たらなかったこと、また駐車場としての利便性を確保するという意味でも、西口の今現在計画しているエリアに集約するのが適当であろうというふうに考えて決定をしたものでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 2番、室谷陽一郎君。

○2番(室谷陽一郎君) 私の意見になりますが、前市長におきまして提示された整備事業計画案では、駅西口駐車場はあくまで平場で拡張し196台、約200台の確保案が出ておりました。これはご存じだと思うんです。立体駐車場の今件の案から比べ300台の駐車キャパですから、100台少ない形となりますが、一方、事業費の試算を比較しますと、今回の3階建て立体駐車場事業費は7億7,000万円になっています。それに対して、以前の平場駐車場での事業案では6,500万円の試算提示となっています。立体駐車場建設事業と以前の平場駐車場事業との差額は、約7億円です。多大な事業費の増大となっております。行政の政策とはいえ、今後、財政不足の折、費用対効果の考えからして、極端な費用拡大はいかなものかと私は考えますが、市長、これ、どのように思われますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（森 之嗣君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） 前の案はもちろん承知しております。いろいろ調べました。

その上で、私が立候補した際に、駅の建物という入り方じゃなくて、駅の機能をどうするか、駅周辺、駅がどうあるべきかということを中心に、駅周辺整備を改めて考えたいということの一つの公約とし、立候補したものでございます。

その際、当然、芦原温泉駅のみならず、新幹線周辺ですね、沿線のいろんな駅も見て参りましたし、どのような工夫がそれぞれされているかというようなことも、いろいろ見て参りました。いろんな視点から十分検討すべきということを考えてきたときに、ただ、先ほどおっしゃいましたように、財源は決まっているわけです、パイは。財布のお金は決まっていますから、それをどこに有効に活用するかということは当然考えるわけでございます。そうした中で一つ考えられますのは、先ほどありました土地活用検討街区、あそこが市が主導で億単位でものをつくるという案につきましては、私は逆にそこは市で整備をし、それをずっと管理運営していくというのは、それこそ無理があるというふうに判断をいたしました。その際、周辺からはビジネスホテルを整備してほしいというような意見も多々承りましたので、そういうようなものも含めてどうするか。その際、駅西口だけじゃなくて東口の方面、例えば金津自動車学校の周辺も全ていろいろ調べた上で、いろいろ考え方を検討したわけでございます。

ということで、一応駐車場については、前の案よりも少ないということはありませんという結論の中で、やはりここは1.5倍、特に私はあわら市民の皆様はもとより、市外の方々から駐車場の確保についてはゆとりあるものにしてもらいたいと。使い勝手のいいものにしてほしいということ強く求められておりましたので、先ほど言いましたように、あわら市民のためではあるんですけども、やはりここはもっと大きい中で、広くエリアの利用者が増えることが、ひいてはあわらの市民のためというんでしょうか、あわらの活性化、あるいはビジネスチャンスを拡大するために重要であるという認識があったのが一つと、あそこは駅利用者だけでなく駅前広場を整備すると、そこで参加される方の駐車場も必ずや必要になってきます。そうしたことを考えたときに、やはり適度な駐車場が必要であるということです。平場は確かにいいんですけども、あの周辺はまとまった土地ができないということからそういうことになりました。

それと、先ほどの金額的なことがありますので、土地活用検討街区につきましては、極力、民間活力を導入することで、その部分の費用を逆に減らしたということです。先ほど部長の説明にもございましたが、あそこが7億7,000万というのは、実際の外観を駅周辺外観に調和させるためにちょっと多めに見てあるんです。普通、1台200万と考えられているので、大体5億か6億でできるはずなんです。でも、それを最初6億とご提示してですね、なんか外観で調和があるものにしたら、少しお金がかかり過ぎたとなると、それもまただめだということで、少しほかの例を見ながら多めに見たということでございますので、先ほどから何回も言ってますけ

れども、建設コストを抑えるためにどうするべきか、それといかに運営して安くつくるかということ踏まえて、今、最大限検討しています。

そして、さっき言いましたように、お金は真水を使うわけじゃないです。これはあくまで補助金と地方債を活用してやりますし、我々は前もご説明したと思いますが、整備については向こう15年ぐらいで回収できることを念頭に料金体系を考えていきたいと考えておりますので、ここはですね、議員もご心配される折はありますけれども、私どもはお隣の市がどうなっているかということも十分知っている中で無理なことはいたしませんし、背伸びをするつもりはございません。しかし、ここで必要なもの、利用者の利便性を高めて、よりこの辺が活性化するというところを見ながらこういうふうにしたということですので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（森 之嗣君） 質問者、それから答弁者、もう少し簡潔に。質問者の方も長いし、答弁者の方も長いと思いますから、もう少し簡潔にやってください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 2番、室谷陽一郎君。

○2番（室谷陽一郎君） どこまで簡潔にできるかわかりませんが、努力させていただきます。

費用のことを今、ちょっとお話を聞きましたが、平場のことも検討なさったが、なかなかそういった利便性、まとまった土地ということが計画として捉えにくかったということの答えをいただきました。私も私なりにやはり考える必要があると。どこまでも費用ということに関して、こだわっていかなくちゃいけないと思って考えました。

東口駐車場の台数が164台となっています。このうち調べますと、月極め駐車場として当てられているのは約60%から70%と聞いております。これは約100台の駐車スペースが現在、月極め契約となっていることになります。この月極め契約の方に、今回工事という関係で民間の駐車場のところに分散してほしいということをお聞きしましたが、これを聞きまして、できればよくご理解いただき、近隣の民間駐車場にご利用いただく。この部分の月極め駐車場を時間制駐車場に切りかえますと、以前の西口駐車場平場計画での立体駐車場よりも少なかった駐車台数100台分が当てられるのではないかとこのように私は考えます。多大な投資費用をせずとも、このように工夫すれば可能なこともあるかと思いますが、これ、どうでしょうか、市長、お伺いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） じゃ、月極めで使われてる方、福井に通われるビジネスマンの方はどこに駐車するのでしょうか。民間のところといたしましても、なかなか分散しておりまして、非常に利便性がなくなる中で、その人たちの場所をとって一般開放するというのも、ちょっと酷なところがあると思います。ただし、今後、駐車場

を整備するに当たって、そういうところは一時的に月極めをちょっと外してもらおうということもお願いする必要もあるんです。それも、私どもは本当に心痛いところなんですけれども、そこは金津自動車学校の半分ぐらいは機構が使いますので、その残りを借りるとかいうことで何とか対応しようと思いたしますが、その辺ももちろん検討いたしましたけれども、月極めは月極めの利用のニーズがある中で、そこを全部なくすということはちょっと難しいというような判断をいたしました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 2番、室谷陽一郎君。

○2番(室谷陽一郎君) そういった工夫もできるので、立体駐車場にこだわらずとも、まだまだ工夫できる余地があるかと思えます。これは今後も出てくると思えます。今言ったように、金津自動車学校跡地を駐車場にする、これも一つの案だというふうに私は考えます。

実際問題、民間で利便性、よいところというのを小まめに拾っていくことによって7億という、もっと低くなるかもしれませんが、そういったことが減らせるわけですから、こだわらず、そういったところをトライしていただきたいと、私は強く思います。この件はずっとこれからも出てくる案件になるかと思えますので、それは徹底して努力をしていただきたいなと私は思います。

実際問題、今現在、西口駐車場が214台で、平均すると157台の利用がされていると。これが平成29年9月の休日に行った実態調査ということを知っています。それから、東口駐車場の時間制での1日の平均利用率というのは、大体30%であるということが、たしか6月度の答弁の中でいただいております。計算すると164の月極めを抜いた残りの30%、20台の方が利用している形になります。現在でいえば、このあわら市の駐車場を利用されている方は177台、約180台ということになるわけです。これも一つの案として、平場を拡張することによって西口にそういった形が集約できる。そして、東口のところは申し訳ないが、月極め契約ということが一つの難関になりますが、そういうトライをする。

他の市町から来る方は、ここからいくと300台からいきますと、平均すると120台から123台という予測が必然的に生まれてくるわけですが、そうすると東口の方でも十分賄えるということも考えられます。他市町の方というのは、大体8号線を利用されてくる方が多いように私は思います。そうなってきますと、東口の駐車場も利便性がありますし、よいのではないかなと、これも私の私見ですが、こういうことも頭に入れて、もう一度検討してもらう必要があるかと思えます。

そもそも駅前の一等地に立体駐車場を建てる必要があるかということも、利便性中心で今、意図を聞きましたので、それもわかるころなんですけど、やはりもう一工夫するところが必要じゃないか。実際問題、イベントをしたときに人が集まって駐車場が満杯になるというおそれがあるならば、それと並行しながらイベント性をどうしていくのか、土地活用検討街区をどうするかということに対して注力を入れて、そこをまず決めなければ、3階の立体駐車場の必然性がなかなか説得しにくい

と私は思うんですけども、この辺はいかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 今のをちょっと大きい目で見ますと、首都圏へ行くのは福井駅から行く方が多いんですけども、実際、福井駅周辺の駐車場が少ないということと、料金が高いものですから、大野の方はどこへとめてるかということ、鯖江へ行くんです。福井じゃないんですよ。そういうことを見るとですね、今ほどの話ですと、私どもは勝山、永平寺の人もあわらに来る可能性がありますよというのはそういうことでございます。

それと、別に8号線だけじゃなくて、坂井市はむしろ坂井町、芦原町、川西にしても、西の方のエリアも広いわけですから、当然、東がどうのこうのというんじゃないで、西も多分にあります。

それと、実際、先ほどの調査もありますけど、本当に土曜日、日曜日に行ってみてください。9時になるとほぼ満車になってるんですよ。そういう中で、今後ニーズが見込まれるのをあえてやらないというのは、やはり行政としてそこはまずいと思います。

それに加えて、イベントは恐らく土日に集中するわけです。そうしたときに本当に駐車場もない中で、何でこんな駅前こんなイベントをやるんやというような批判を受けることがあってはならないと思っていますので、今の議員のおっしゃることも参考にしながら十分に検討しておりますが、現時点でそういうことでの経緯のもとにこうなっているということを改めて申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 2番、室谷陽一郎君。

○2番(室谷陽一郎君) いろいろお考えが聞けてよいかと思いますが、少しいじわるな質問になりますが、坂井市、福井北部、永平寺ですね、勝山からの広いエリアからの利用者呼び込むと。先ほどの土木部長の答弁にもありましたし、6月の市長の答弁にもありましたけども、呼び込むことで駅周辺におけるにぎわいづくりにつながるという答弁があったんですが、実際問題そこを利用する人は新幹線の列車が来たら飛び乗りまして、目いっぱい東京で仕事をして夜遅く帰ってくる。私の場合は民間で働いていたときはそうでした。目いっぱいそこで働いて、できれば最後の便を使って帰ってくる。帰ってきたらどうするかということ、疲れてますので、即家に帰るということになりますので、この中での利用確保ということには効果があると思いますけれども、そこからつながる駅周辺におけるにぎわいづくりということに関しては、もう一工夫、もう二工夫をしなければいけないんじゃないかと思うんですが、その辺はどのようなお考えになっていますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 駅の待合時間を増やすということは大事です。それにおいて

は、今あわら温泉の旅館から芦原温泉駅には送迎バス、マイクロバスが走っておりますけど、あれこそ本当に発車10分から15分前に来るんです。それで、そういう駅でのトランジット時間、待合時間をいかに延ばすかということが非常に大事なことになりますので、例えば今の旅館の送迎バスは、私どもの方で何らかの形でシャトルバスにして、送迎バスはやめていただくというようなことも考えております。そういう中で、待ち時間をやるということと、やはり今の駅の周辺では立ち寄るのに行く場所もありませんので、そこを工夫するのに僕は新富のエリアとか、あそこの広場の魅力体感展示施設であるとかということに工夫を凝らして、ややとどまって、10分、20分長くいる。そして、そこで新たな発見を見たら、もう1回来のような、来たいなというようなリピーターを増やすというようなことにもつなげたい。さような工夫を今後もっといろいろ考えて参りたいと考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 2番、室谷陽一郎君。

○2番(室谷陽一郎君) そのことは理解していますし、私も賛成です。これ、6月の答弁でも市長が触れられておりましたし、是非ともそれはお願いしたいと思う。私の言いたいのは、駐車場を利便性にする、そのメリットを受けるのが他市町である。その他市町がたくさん集まることによっていろんな効果があるんだけど、その効果の一つとしてにぎわいということを考えるには、これには多少の無理があるということが言いたいんです。実績での乗降車数の確保の安定化とか、今後の本数をひらけていくとか、ややもすればここから乗りおりするビジネスマンが多いんだから「かがやき」を止めろということも一つの方策だとは思いますが、そのことによるにぎわいの創出というのは、やはりもうちょっと考える必要があるというふうに思います。そこまで考えなければ、単純に16万人が住んでいる方たちが利便性で来ていただいても、乗って行って帰ってきて、また帰ると。これだけになってしまっておそれがあるので、そのところをそういうことだけでいろんな費用を使うというのには、まだまだ案としては乏しいと私は考えてますので、そのところも今後検討したいと思います。

次に移りますが、立体駐車場になりますと建築物であり、箱物です。耐用年数等があり、例えば30年ほどとなりますと、前回9月に私が定例議会で一般質問しました公共施設配置計画の中に入らないものが新たにまた増えると、こういうことになるのではないのでしょうか。こういったことから、この箱物というものはよく考える必要があると思いますが、ご意見がありましたら、今どうぞ。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長(城戸橋政雄君) ご指摘の再配置計画でございますが、この計画の本質はこれから人口減少などを踏まえて、公共施設を効果的に統合、廃止、また適切な管理運営に資するために進めているものでございまして、この計画において新たな施設を整備することは否定してございません。必要に応じては新たな施設を設けますけ

れども、その一方で、それに反して別に新しい施設を建てたことによって不用となるものを廃止するといったようなことも含めて考えていくものでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 2番、室谷陽一郎君。

○2番(室谷陽一郎君) わかりました。

あと、財源のことで少し突っ込んでお話しします。立体駐車場の建設費用財源、まず社会資本整備総合交付金はおりたんでしょうか。今申請中なんんでしょうか、この辺の今の実態、交付金がおりの予測等を明確にお答え願えますでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長(小嶋範久君) こちらは芦原温泉駅周辺整備に係る第4期事業として計画をいたしております。したがって、これから関係省庁と協議、申請をしていくものでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 2番、室谷陽一郎君。

○2番(室谷陽一郎君) ですから、そのところはわかっているので、その交付金がおりの予測というのは大丈夫なのかということ聞いています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) この秋ですね、私は何度となく国交省、あるいは国会議員、あるいは幹事長にも言ってますけれども、そのときに言ってるのは、今の8号線の問題であるとか、あるいは南中央線であるとか、ここの話です。ここについても、こういうような計画を立てていますので、財源的に社会資本整備総合交付金ですか、こういうようなことが必要ですのでよろしくお願いしますということを、とにかく国交省だと副大臣、事務次官、技官、担当局長、こちらの方についても各国会議員の方に言っていますので、私が今できることは精いっぱいやっています。ですから、絶対つけるのかというようなことはわかりませんが、やることは最大限、8号線も大事だけど、ここも今、僕のところにとって大事な時期なんですということを力強く訴えてきています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 2番、室谷陽一郎君。

○2番(室谷陽一郎君) 市長が頑張っているのはわかりました。

またちょっときつい質問になりますが、万が一、交付金がおりにない場合にはどうされますか。前はちょっと民間のとかいろんな話がちょっと出たんですが、その辺のお考えをわかる範囲で、考えている範囲でお伝え願えますでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 総務部長、笹井和弥君。

○総務部長(笹井和弥君) 答弁の中にございましたけれども、合併特例債などのと書

かせていただいたのは、もし社会資本整備事業の保証金がなければ、合併特例債を充てて、残りを一般債で充てるということですので、9割起債を充てて、1割が一般財源となるということになるかと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 2番、室谷陽一郎君。

○2番(室谷陽一郎君) 合併特例債は使えるんですよね。ちょっと今、いろいろあるんですけど、確認させていただきたいと思えます。明確なお答えをください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 総務部長、笹井和弥君。

○総務部長(笹井和弥君) 本年、国の方から合併特例債の使用につきましては、さらに5年間と延びましたので、31年度からまた5年間の間に事業に充てられるということですのでございまして、そういうことのでございまして。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 2番、室谷陽一郎君。

○2番(室谷陽一郎君) 今、合併特例債は幾ら残ってるんでしょうか、ちょっとお答えください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 総務部長、笹井和弥君。

○総務部長(笹井和弥君) 3億6,000万円程度でございまして。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 2番、室谷陽一郎君。

○2番(室谷陽一郎君) 3億6,000万を充てて、あと起債して、後ほど交付金等でまたいくと、こういうお考えでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 総務部長、笹井和弥君。

○総務部長(笹井和弥君) 合併特例債を充てたら半分ぐらいになるかと思うんですけど、その半分について一般の起債をまた充てて、残りの9割が充てられると思うんですけども、そちらで対応したいと考えております。合併特例債の方は、交付税措置が70%でございまして。

ただ、社会資本整備総合交付金がもらえることになりましたとしても、補助裏の9割の90%を充てるんですけども、こちらの方も社会資本整備の交付金がとれば交付税措置のある地方債が充てられるということになります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 2番、室谷陽一郎君。

○2番(室谷陽一郎君) わかりました。

次にですね、答弁にありました、今まで駅西エリア活用促進協議会は3回会議なさったと聞いておりますが、検討したこととして、役割とか今後のスケジュール、協議の進め方というふうになってはいますが、決まったことを教えていただけません

でしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 経済産業部長、後藤重樹君。

○経済産業部長(後藤重樹君) 決まったことといたしますか、まず設立をいたしましたので規約を設けまして、土地活用検討街区をどのように進めていくか、どういう事業候補者を選定して、いつごろまでに決定していくかというような内容を詰めさせていただいております。地権者の皆様にも、当然いろいろな質問を受けておりますけれども、事務局であります銀行、それから市がどのようにこれから動いていくかというような内容も詰めさせていただいております。それと大まかなスケジュールでございます。そこら辺を詰めさせていただきました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 3回の会議では大まかなところをやってみて、先ほども言った個別訪問とか云々でやっています。非常にナイーブな問題ですので、中身がどこまでこうなるとか云々については答弁は控えさせていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 2番、室谷陽一郎君。

○2番(室谷陽一郎君) 確かにデリケートな問題であると思います。ただ、一つ聞きますが、答弁の中にたしか31年度末に地権者との意見集約と合意形成、事業者候補の絞り込み選定を目標とされていると思います。この31年度ですよ、そのときにまだその目標がクリアされなかった場合においては、もちろん当初の計画は駅舎ができてから以降のずれ込みというのは、読み込みというのは聞いていますけれども、当面の目標が達せなかったときには、これ、市長、どのようになさる、どのような動き、要するに一方は、今まで市のものとしての牽引が、協議会という形で一歩退いた形、そして慎重に考えていくというのはオーケーなんですけど、それがペースダウンしていったときに、やはりいろんな市のリードというのが必要になってくるかと思うんですが、この辺のご意見を聞かせてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 私が伺ってましたのは、市が開発するにせよ、開業後というふうに僕は伺ってました。そうじゃなくて、このエリアにつきましては、議会の皆様ができるれば開業までに何とか整備すべきだというご意見をいただきましたので、私が庁内において、31年末にはという目標を立てていないということで、一つの目標を立てたものでございます。本当に31年末に決まるかどうかわかりませんが、だらだらとやりたくないという私の意向を踏まえて、そういうふうな答弁というんか、庁内での合意形成、検討協議会でもそういうふうに目指したいということを表明してございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（森 之嗣君） 室谷議員、その辺考えておられると思いますけど、2問目の質問の時間をちゃんと配分してくださいね。

2番、室谷陽一郎君。

○2番（室谷陽一郎君） 今、そのことをお聞きしてわかりました。

次に行くんですけども、金津本陣にぎわい広場の今後の活用という答弁がありました。これ、駅西口の賑わい広場との目的、機能、趣旨というのが非常にダブっていると思うんですね。要するに、同じようなことが駅前、aキューブの今までの金津本陣にぎわい広場と二つ重なっているということなんですけども、これのすみ分けというのをどのように考えているか、基本方針をちょっとお聞かせ願いますでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） aキューブについては、今は指定管理を受けてますので、そのことは指定管理をやっている人間も含めてどうするかということを検討する必要がありますので、今ここです。あそこをどうする、こうするというのを答弁するのはちょっと問題かなということでございます。

内々にすみ分けはしますけれども、今のままの状況ではだめだというふうに認識していますので、あそこを何らかの形でより効果的なものにしたいということでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 2番、室谷陽一郎君。

○2番（室谷陽一郎君） 同じような目的になっているということなんですけども、特に金津本陣にぎわい広場は、西口駅前広場や土地活用検討街区とも連動しながら活用政策を考えていくということだと思っただけなんです。そうなってくると、また同じことが繰り返されるんですが、土地活用検討街区の方針が決まらないと、こういったすみ分けというのなかなか難しいのではないかと。私には危惧しています。ただ、そういった意味でも、もちろん駐車場の件、まずこれは一つのクリアする問題ではありますけれども、やはり慎重にやり、また民間の活力を生かさなくちゃいけないんですが、この辺のところの方針も決めないと、最終的な絵が描けない状況だと思っただけなんですけども、この辺はいかがですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） 室谷議員がおっしゃるとおりなんです。土地活用検討街区をどうするかが決まらないと、本陣の広場はなかなか決まらないという状況の中で、まだすみ分けといいながら、なかなか進まないということでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 2番、室谷陽一郎君。

○2番（室谷陽一郎君） まだまだこれからも議論は続くんですが、とりあえず一つ目の質問は終わりました、二つ目の質問を行います。

去る11月7日、あわら市の友好都市、中国紹興市において、紹興市との友好都市締結35周年記念式典が行われました。私もあわら市友好訪中団の一員として同席させていただきました。式典における市長の挨拶やあわら市のパフォーマンスを通じて、紹興市の更なる活発な交流や発展が期待されました。

さて、今後の紹興市との交流の方向としては教育と観光という話を伺いましたが、行政の立場からの交流の働きかけ、企画、具体的施策についてどのように考えているか質問いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） 今後の紹興市との交流において、市からの交流への働きかけ、企画、具体的施策をどのように考えているかについてお答えします。

ご承知のとおり、今年は紹興市との友好都市締結35周年という節目の年であります。8月には、盛閲春紹興市長を団長とする総勢24名の「紹興市友好訪問団」が本市を訪れました。また、11月4日から9日にかけては、私を総団長とする総勢23名による「第6次あわら市友好訪中団」を結成し、10年ぶりに紹興市を公式訪問したところでございます。

議員もご承知のとおり、今回の訪中目的は、1点目としまして、35周年記念式典をとり行い、今後の両市の友好関係を維持・発展させ、青少年の交流や、文化、観光、産業などの分野での交流の拡大を図るということ。2点目は、紹興市主催の国際友好都市大会に参加し、広く国際親善に寄与するという。そして、3点目としましては、民間交流の拡大による相互理解と友好親善を深めるということでありました。

35周年記念式典や記念レセプション、さらには世界18カ国、55都市が集まった第2回の紹興市国際友好都市大会などを通し、今回の訪中目的はおおむね達成できたものと考えています。

しかしながら、民間交流につきましては、多方面から、あるいは若い人たちにも参加いただけるような働きかけ、工夫が必要だったなというふうに感じております。

これらのことを踏まえた上で、今後の紹興市との交流につきましては、まずは教育分野においては、青少年の交流を確実に進めて参ります。次世代を担う中高生の派遣事業を継続し、現地でのホームステイや文化施設の視察などを通して、異文化や歴史に直接触れることにより、グローバルな視野を持った人材等の育成を図って参りたいと考えています。

次に、文化交流につきましては、今年の例で申しますと、8月と11月にそれぞれの市で開催した記念式典において、紹興市からは越劇や紹興酒の入れ方などを披露していただきました。また、あわら市からは三味線と太鼓による芦原節の披露や、あわら温泉女将の会による日本舞踊の披露を行ったところです。

今後は、このような両市の貴重な文化を幅広くお互いの市民に紹介できるようなイベントができないか検討して参りたいと考えています。

また、産業や観光分野における交流につきましては、例えば本市同様、紹興市と友好都市の締結を結び、35周年記念式典にも参加した、富山県南砺市などとも共同での企画ができないか考えております。

ご存じのとおり、南砺市は世界遺産である「五箇山合掌造り集落」があり、国内外から多くの観光客が訪れています。北陸新幹線の県内延伸を控える中、南砺市などと共同で中国等においてアプローチし、広域的な観光などによるPR展開ができないかなどを検討して参ります。

藤野巖九郎と魯迅の師弟愛を機縁に始まりました紹興市との貴重な交流につきましては、今後とも両市の相互理解や友好・親善を深め合いながら、教育や文化、観光や産業などの分野で、より一層市の発展や人材育成につなげるよう、その交流のあり方を具体的に検討して参る必要があると考えています。

例えば、今回参加いたしました紹興市主催の「国際友好都市大会」は、今後2年に1度開催すると、そういうことを検討していると伺っています。そうした折に、このような大会に市内の若者や企業の人たちも幅広く参加することにより視野を深めるとともに、世界各国からいろんなことを学び、さまざまな交流をつくるきっかけづくりになるのではないかなどというように考えています。ひいては、それが本市の発展につながると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 2番、室谷陽一郎君。

○2番(室谷陽一郎君) 時間が迫ってきましたので、この件に関してはとりあえず私の意見として述べさせていただきたいなと思っております。

私も訪中させていただいたんですが、実質的には3日間でした。非常に多くのものを感じさせられました。私にとっても貴重な訪中で、中国そのものの大きさと歴史の深さ、そこからくる文化とか史跡、観光の大きさ、深さというものを感じた次第でございます。

今後、このあわら市に来ていただくというようなことで、市長のメッセージがいろんなイベントの中にあつたように思います。紹興市は実際540万人の都市で何百年という歴史のある都市です。過去においては、まだまだ発展途上の域の都市でしたけれども、現在は経済発展もすさまじい都市に変貌しつつあります。現在、人口が3万人弱のあわら市と対等のつき合いが今なされているわけですがけれども、紹興市の市民に対してどのような企画、魅力であわら市に来ていただけるかということは、今後考えていく必要があるかと思えます。

他の市町も必死で観光に力を入れ、インバウンドを推進しています。ただ、あわら市では、他の市町にない唯一の紹興市や中国に対する誇れる宝があると私は思います。当然、市長もご存じだと思いますが。それは、あわら市誕生の藤野巖九郎先生であります。最近アニメ、漫画本等を発行しておりますが、つい最近、藤野巖九

郎記念館を私も行かせていただきましたけれども、紹興市または東北大で教鞭をとったいろんな施設と比べて、言葉は語弊ですが、貧弱というんですか、というものを実感しました。ですから、そういった記念館、また中にある展示物を今後もしっかり検討する必要があるんじゃないか。これはどんなに他の市町が頑張ったところで、藤野巖九郎先生があわら市に生まれたという現実は、どこのまちにもないことだと思います。ここの強みを最大限に生かすようないろいろな考え方をもっと持つべきではないか。それにしては、余りにも記念館がみすぼらしいものを私は受けましたので、その辺のところも今後の都市、それから観光に対しても考えていただきたいと思います。

長くなりましたが、以上をもって私の質問を終わらせていただきます。

○議長（森 之嗣君） 暫時休憩といたします。再開を11時20分といたします。

（午前11時09分）

---

○議長（森 之嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

◇仁佐一三君

○議長（森 之嗣君） 通告順に従い、4番、仁佐一三君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 4番、仁佐一三君。

○4番（仁佐一三君） 通告順に従いまして、4番、仁佐一三が質問いたします。

北潟湖自然再生の取り組みについてお伺いいたします。

まず北潟湖は、あわら市の北部に位置し、面積2.13km<sup>2</sup>、周囲14kmと県内では3番目に大きな湖であります。湖は越前加賀海岸国定公園にも含まれ、日本の重要湿地500にも選定されるなど、湖が持つ景観の美しさや、自然そのものの豊かさ、人と自然のかかわりが生み出した自然の姿の重要性が高く評価されています。

去る11月24日に、この湖の美しい自然を取り戻し、本来持つすばらしい自然を再生させ、さらに地域資源の再発見をすることにより、湖及び周辺地域において、自然と共生する豊かな地域づくりを実現することを目的とする「北潟湖自然再生協議会」が発足されました。

この協議会には、市民活動団体や有識者、地元住民、行政などが組織されておりますが、市もその構成員の一つであります。事務局も担っております。

そこで質問させていただきます。

まず1点目は、市長はこの法定協議会に対して、どのような取り組みを期待しているのか。

2点目、取り組みを推進するに当たっては、どのような課題があると認識していますか。

3点目、市として協議会に対して、どのような支援を行っていくのか。

以上、この3点について基本的な考え方をお聞きしたいと思っておりますので、よろし

くお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 「北潟湖自然再生協議会」に対して、市はどのような取り組みを期待しているのかについてお答えします。

去る11月24日に第5回北潟湖フォーラムとあわせて、「北潟湖自然再生協議会」の設立総会が開催され、私も出席いたしました。多数の出席者の賛同を得て、自然再生推進法に基づく法定協議会が設立されました。

この法定協議会は、あわらの自然を愛する会などの環境保全団体、漁業協同組合、農業協同組合、県立大学や県自然保護センターなどの研究者や有識者、吉崎地区、細呂木地区、北潟地区などの地元住民、県やあわら市などで構成され、県内では三方五湖に次いで2番目となります。

対象となる区域は、北潟湖に加え、観音川等の流域、細呂木地区のため池、北潟国有林など、東は牛ノ谷、西は波松、南は牛山、北は吉崎などの広い区域を含めています。

平成25年2月の「北潟湖自然再生連絡会」、法定協議会の前身となる26年3月の「北潟湖の自然再生に関する協議会」の設立から5年の歳月を経て、今回の設立につながったものです。

今後の法定協議会の方向性につきましては、湖の自然再生・保全に向けた目標など「北潟湖自然再生全体構想」を、来年3月を目途に作成しているところです。この全体構想案では、これまで行われてきたさまざまな立場の方々による協議の過程から、五つの活動方針が示されています。

第1に水環境の検討と管理の推進、第2に生物多様性の保全と再生、第3に湖の伝統文化・産業の保全・再生、第4に湖の新たな活用と地域経済への貢献、第5に環境教育(学習)の普及と推進であり、この五つの活動方針をもとに、それぞれ事業概要を取りまとめていくこととしています。

しかしながら、漁業者や農業者、環境保全団体、研究者などでは、立場の異なる意見がございます。今後は、科学的知見に基づく湖の水環境や生物多様性の保全・再生など、全体構想の具体化が求められます。このことから、来年度には具体的行動を示す「実施計画」が取りまとめられ、推進されていくものと大いに期待しているところです。

次に、取り組みを推進するに当たって、どのような課題があると認識しているかについてお答えします。

取り組みに当たっての課題につきましても、全体構想の中で示すこととしています。繰り返しになりますが、水環境というテーマにおいては、漁業者や農業者などのそれぞれの立場で目指す水環境が異なります。このため、十分な議論とあわせて科学的なモニタリングの実施などによる意見の調整が重要となってきます。

また、湖の伝統文化や産業の保全・再生の面では、特産品の開発やあわら温泉と

の連携など、地域の特性を生かした新たな産業形成などが求められるなど、議論の進展とともにさまざまな課題が出てくるものと考えています。このため、これまでに行ってきた地元住民対象のアンケートや、さまざまな立場の方々が参加したワークショップ等での意見やアイデアに耳を傾けることが重要であります。

また、各構成員が役割を分担し、中長期的視点から、さきの実施計画の進捗を調整・管理しながら取り組む必要があると考えております。

さらには、周辺住民や市民には湖の持つ魅力や特性、水環境や生息する魚類、植物等の現状をよく知っていただくことが重要であると考えています。

次に、法定協議会に対してどのような支援を行うのかについてお答えします。

法定協議会の事務局を市の生活環境課内に置くことにより、全体構想や実施計画が、法定協議会の自主性・自立性を尊重しながら、専門家の指導のもと、効率的に推進されるよう努めて参ります。

また、生物多様性保全推進交付金事業などの国庫補助事業を活用するなど、県とともに協議会を財源面から支援して参りたいと考えております。

北陸新幹線の開業を控えた本市にとりまして、北潟湖は自然、文化、観光など、あらゆる面で極めて重要な資源であると考えております。今後は、北潟湖の持つすばらしい自然環境を生かし、グリーンツーリズムやエコツーリズムなどの体験ツアーの体制構築も含め、法定協議会の構成員と協働で湖の保全・再生に積極的に取り組んで参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 4番、仁佐一三君。

○4番(仁佐一三君) 今まで本当にいろいろな形でフォーラムとかいろいろなことをしていただきました。区民の意識向上というのには物すごく役立ったと思います。そして、この北潟湖は本当に年々いろいろなことで環境が変わるということを経験してきました。そうした中で、今この法定協議会ができて、もといたフナとかコイとかを必ず守っていかなあかんと、やはりその中で産卵場所とかそういう環境を整えていかなければならないという思いがありまして、それが法定協議会の力によって少しでも実現できるようなことになれば、これからまだまだいろいろな面で北潟湖を再生していけるのではないかなという期待を私は思っております。もう少し再生協議会について詳しいことがわかりましたら、教えていただきたいのでありますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市民生活部長、杉本季佳君。

○市民生活部長(杉本季佳君) 北潟湖自然再生協議会が法定協議会としてようやく立ち上がりました。この具体的なことというのは、今現在、先ほど市長の答弁の中にもございましたように、全体構想という中で一つずつ協議され、今決めているところでございます。

また、この全体構想に基づきまして、来年度、31年度には実施計画として具体

的な取り組みや活動内容が決まって参ります。ここで今細かい内容というのはなかなかご説明申し上げられないんですが、とにかく構成員の方々、それぞれ全く異なる立場の方々が集まってきておりますので、そういう方々のご意見を調整しながら、また行政としまして県や国と一緒に人的、あるいは財政面でも支援しながら、今後、持続的な取り組みとして進めて参りたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 4番、仁佐一三君。

○4番(仁佐一三君) 北潟湖自然再生の取り組みはですね、今までもずっと長年やっていただきましたが、なかなか思うような結果が出ないことも多々あるかと思えます。しかし、自然再生の取り組みは長期的または持続的に取り組むこと、またフォーラムやシンポジウムなども多く開催したことで、いろいろな面で市民の意識が高くなったことも感じます。やはりすばらしい自然再生をする豊かな地域づくりも我々も区民としてしっかりと取り組まなければならないと決意をしておりますし、また美しい自然を守る活動なども区民協議会を中心にこれからもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。また、市の方もしっかりと支援のほどを、これについてはよろしくお願ひしたいと思っておりますので、これでこの質問は終わらせていただきます。

続きまして、北潟湖畔公園についての質問をさせていただきます。

北潟湖畔公園は、あわら市はもとより福井県にあってすばらしい財産であります。これらを理解して聞いていただきたいと思えます。今、あわら市は数年後には、あわら温泉に新幹線がとまります。こうしたことから、自然豊かな大きな公園をもっともっとグレードの高い公園にできないものかとの思いで質問をいたします。それは大きな設備にしてくださいということではなく、いろいろな改善や提案をしたいのであります。大意は多くの人を訪れてくれるようなことのであります。

それでは、まず湖畔公園の管理作業についてお伺ひいたします。

1点目は、湖畔公園の管理作業についてであります。

現在、湖畔公園の管理作業はシルバー人材センターからの派遣で、現在、男子3名、女子3名の方々が仕事をされています。しかし、男性と女性での賃金の格差もあります。作業車の使用も厳しく制限されていることをご存じでしょうか。今までの働き方とは大きく変わりました。

また、現在、公園には大小8カ所から10カ所の花壇があります。今の人員では全ての花壇は管理などの手が届かないという状況であります。

そして、ボートの管理であります。ボートの貸し出しは天候に大きく左右されます。現在、毎日管理人を置く体制をとっておりますが、これらについてもですね、管理をする上で一番よい方法を考えるときが来ているのではないかと思います。この辺もお答えをしていただきたいと思えます。

次に、観光につながる公園であります。

観光につながる公園を是非とも目指していただきたいと思います。今、公園に植えた桜も400本以上となり、5年前に植えたシダレザクラも大きく育ち、来年にはかなりの花が見られると思います。広大な芝と湖と公園からの景観もすばらしい風景であります。最近では、年々公園を訪れる人も多くなっています。公園の活用では、中高年の人気スポーツであるグラウンドゴルフやターゲットゴルフなどの利用者も増えています。公園の中でほとんど使用してない芝生広場があります。こうしたところを活用すべきだと思いますが、これについてもお伺いいたします。

また、いろいろな面で北潟湖は多くの人に関心を持っていただけるようになりました。それはやはり、先ほども申し上げましたが、北潟湖再生協議会なども大きな影響を与えてくれたと感じております。あわら市にとって重要な資源である湖をさらに生かさなければならぬと思います。例えば、湖畔公園から吉崎、鹿島の森、塩屋港まで湖、そして海を感じる遊覧であります。地元の人でもなかなかこういう遊覧は体験できないコースであります。これらも湖上遊覧に大きく寄与するものではないかと思っております。

また、この公園をさらにグレードアップさせるために、ここを訪れる人に一息できる休憩所、コーヒーや軽食などを食することができる店があると、訪れた人がこういう店があるといいねと。そういうことが逆にないんですかと。近くにはコンビニもない、昼食を食べるところもない、そういう状況であります。そういうことも、この辺はやはり重点項目として取り上げていただきたいと思っております。いろんなことで観光につながるのではないかと思います。

そして、3番目ではありますが、将来の公園像について。

将来の公園像をどう考えているのかということでもあります。以前にも湖畔公園のことを提案してきましたが、しかし、ほとんど前に進むことがありません。私は、この公園が市民が憩える、緑と花で多くの人を訪れてくれる公園であってほしいと思っております。自転車、足こぎボートの貸し出しは収益を出していますが、年間300万円くらいと低い現状です。これらについても収益を上げる要素はまだまだあるかと思っております。こうした公園の管理などを含め、地元と市と連携してこの公園の運営ができないかということも思っております。この辺もまたお答えしていただきたいと思っております。このこと全般について、最後に市長の今後の公園についてお伺いをしたいと思っております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長(小嶋範久君) 湖畔公園の管理作業は、シルバー人材センターから派遣の男性3名、女性3名であるが、女性は作業内容を制限され、賃金にも差が生じている。その現状についてどのように考えるかのご質問にお答えします。

現在、北潟湖畔公園は、臨時職員1名が常駐し管理を行うとともに、北潟湖畔公園管理業務としてシルバー人材センターと労働者派遣個別契約を締結し、男性3名

がローテーションで管理維持業務、貸し自転車・ボートの貸し出し業務、臨時職員の補助作業等の業務に当たっております。また、併設する北潟湖畔サイクリングパークにつきましても、同様の契約を締結し、女性3名が同じくローテーションで業務に当たっております。

こうした男女間における賃金の格差及び作業内容の制限については、確かに委託先であるシルバー人材センターの管理規定によりご指摘のような運用が行われていると承知をしております。

しかしながら、シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき自治体ごとに運営されるもので、会員と発注者である市、そしてセンターの間には、雇用関係はなく、委託・請負または委任という法律関係で整理されるものです。

したがって、会員はあくまでも個人事業主として位置づけられ、事故等が発生した場合の労働災害保険などの適用もございません。このため、シルバー人材センターでは、会員を事故から守り、安全を確保するために、性別または年齢に応じて、作業内容の範囲を定めていると承知をしております。

詳細はシルバー人材センターにお尋ねいただきたいと思います。ご質問の作業内容や賃金の差については、会員の安全な労働環境を実現するための措置であるご理解くださるようお願いいたします。

次に、公園には大小複数の花壇があり、今の人員では全ての花壇の管理に手が回らないと考えるがどうかについてお答えします。

公園内の花壇につきましては、ご指摘のとおり維持管理が十分とは言えない箇所もございます。このため花壇の管理にかける人員や範囲、時間等について、シルバー人材センターと協議を行いたいと思います。

次に、ボートの管理費が一律で支払われているが、天候にかかわらず管理人を配置することはコスト面からも今後の人員体制を考えるべきではないかのご質問にお答えします。

ボート監視業務につきましては、ボートや自転車の貸し出しのほか、利用者の乗船・下船の補助、不測の事態が発生した場合の救助、始業前の安全点検などに、小型船舶免許を有する5名が、平日1名、休日2名のローテーションで行っております。冬季間は業務を行っておりませんが、天候によつての勤務調整は、事前判断が困難なこともあり、現時点では行っておりません。そのため、雨天時等でボート等の貸し出し業務が不要な場合は、市の臨時職員の補助作業として、自転車等の備品の点検、修理等に当たらせることとしております。

今後は、雨天時における作業の状況を調査した上で、従事内容について柔軟に対応できないか協議したいと考えております。

次に、湖上遊覧や休憩所、軽食ができる場所などがあるとよいと思うが、このことを重点目標として観光につなげられないかのご質問にお答えします。

湖上遊覧のご提案につきましては、現在も花菖蒲まつり期間中は、地元漁業協同

組合の小型船舶による湖上遊覧が催されており、大変好評だと伺っております。このため、花菖蒲まつりの期間以外でも、漁業協同組合の皆さんがこうした遊覧船の運行を計画するのであれば協力をして参りたいと考えております。

しかしながら、大型の遊覧船を運行するには、栈橋の建設や湖のしゅんせつの必要性、日の出橋など既存橋梁のクリアランス、すなわち船舶が安全に航行できる高さがあるかなど、さまざまな調査が必要となることから、現時点ではなかなか難しいのではないかと考えます。

次に、公園をさらにグレードアップさせるための休憩所、コーヒーや軽食を食べることができる店があればよいとのご意見についてですが、30年、今年3月の議会定例会でも答弁させていただきましたが、市民の方が湖畔公園に飲食物を持参し利用されることには、何ら問題はございません。また、隣接する「あわら北潟温泉湖畔荘 h a n a ゆらり」では、食事をしたり休憩したりすることが可能でございます。

しかしながら、ガラスハウスなどの既存施設に関し、食事を調理し提供できる施設として改修し利用する場合には、条例改正や給排水施設の整備など解決すべき事項も多々あり、現時点では困難ではないかと考えるところであります。

最後に、将来の公園像についてお答えします。

観光的な視点としては、すばらしいロケーションの北潟湖畔公園とサイクリングパークは、現時点でも重要な観光施設の一つと位置づけております。また、公園を含む北潟湖一帯を一つのエリアと捉えることにより、さらに魅力的な観光資源となって参ります。サイクリングロードや福井工業大学などの湖畔沿いに咲き誇る桜や、初夏の色鮮やかなハナショウブなど、北潟湖周辺の自然美が市民、観光客を問わず、多くの人々を楽しませているところです。

なお、管理体制につきましては、サイクリングロードが県の施設であることから、公園全体を一括して指定管理とすることは、制度的に難しいものでございます。

しかしながら、この公園を大切に思う地元の方に維持管理をしていただくことは、地元が主体となった収益事業等により、利活用方法の幅が広がるとともに、地元への経済的な効果も期待できるものと思っております。

市といたしましては、経費的な観点も踏まえながら、地元へ管理を委ねる方法等について具体的に検討したいと考えております。そのためには、地元の意識統一や、継続的にさまざまな活動ができる組織体制を構築することが最も重要であります。市と地元が一体となって、しっかりと協議する必要があると考えております。

言うまでもなく、北潟湖畔公園が小さなお子様連れのファミリー層から、ジョギングやウォーキングを楽しむ人、のんびりと散策する人々など、市内外のさまざまな人が日常とは異なる時間を過ごしながら、和やかに交流のできる「憩いの場」となることが重要であると思っております。

また、周辺には、吉崎地区や細呂木地区といった歴史・文化資産が数多く存在する地域をはじめ、波松海岸や坂井北部丘陵地といった魅力ある観光スポットがござ

います。これらの観光スポットを有機的に連携させることで、一帯は市民や観光客が農業やスポーツ、文化的な体験などを楽しむことができるエリアとなることから、北潟湖畔公園を当該エリアの中心的な観光拠点として位置づけて活用していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 4番、仁佐一三君。

○4番(仁佐一三君) 今、土木部長に答えていただきましたが、これ、何回も土木部長の言ってることが全く同じで、本当に前進するようなことがないかと思えます。最後に言ったことは本当に前進に見合うかなと思うんですけども、今シルバー人材センターの派遣で公園に働きに来る人は8日とか10日とかしかあかんのですけども、その人以外のところは何日働いてもいいという話で契約されてるんですね。その辺は何でほかのところは働いてもいい、湖畔公園だけは日にちを切ってしまうと。それは確かに予算の関係もあるんかもしれんですけども、あの広い公園で車も乗るなどか、公園のトイレ掃除に行っても車も運転できない、歩いていけ、自転車で行って、そんなことがまかり通ってるというのがおかしいんでないかなと、その辺も部長、どう考えてるんか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長(小嶋範久君) この件につきましては、今ほども申し上げましたように、シルバー人材センターの規定によりまして、会員の性別において作業のできる範囲を決めていると伺っております。その決めに従って全てのシルバー人材センターの方でそうした運用が行われているというふうに理解をいたしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 4番、仁佐一三君。

○4番(仁佐一三君) これ、市の方はそういうことに対しては一つも口を挟めないんですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長(小嶋範久君) シルバー人材センターの職員といいますか、会員の管理の方法等につきまして市がそれに突っ込んで、さらに作業のできる範囲を広げろということは、法的にも難しいものというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 4番、仁佐一三君。

○4番(仁佐一三君) 作業の範囲を広げるって、そんな頑固なこと言ってるんでないと思うんですけどね。あの公園内を車の免許を持ってて、そこへ車を使ったらあかんとかというのは、やっぱりそんな話ではないと思うんです。

それとですね、公園の人手が足らんということは、今回、国体のことでいろいろ市長も言われたんですけども、公園をきれいな花でというようなこともありまして、

ずっとあの湖畔公園の働いてる人で管理をしてくれと言っても、全く水やりもできないほどの人手が要るんですって。それが今、北潟で十二、三人の働いてくれるボランティアを募って、この夏場、ずっとそういうことをやってきました。そうした中での話を、もっとそういう冷たいことでなく、もっと温かい答えができないもんかなと、そういうことを私は強く願っています。

それからですね、ボートの管理でありますけども。

○議長（森 之嗣君） 仁佐議員、今の発言のところで答弁はいいんですか。

○4番（仁佐一三君） 答弁してください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長（城戸橋政雄君） 仁佐議員からはですね、北潟湖畔公園の管理実態につきましては、私も前々からお聞きしております。今、ご指摘の点はですね、シルバー人材センターはいずれの派遣先においても同じような適用をしておりますので、北潟湖畔公園だけが特別ではないということは、まずご認識いただきたいと思います。

また、これも賃金ではなくて配分金という形でございますので、一般的な労働契約ではないということをまずご理解いただきたいと思います。

その上で、ご指摘のように管理が行き届かないことについては、あるいは人員不足ということもあるかもわかりませんので、この点につきましては、シルバー人材センターの見解を含めてですね、改めて洗い直す必要があるのかなという具合に考えております。つまり、1日当たりの従事者数を増やすというようなことが一つの解決策になるのかなと考えているところでございます。

その一方で、今おっしゃったように、シルバー人材センターではさまざまな制限がありますし、あるいは臨時雇用の管理人との間の身分差、立場の差があって、作業がしづらいということが今回のご趣旨だと理解しておりますが、それがゆえに先ほど土木部長が答弁いたしましたように、地元が熱意があるのであれば、地元の意思を統一していただいて、まずは市との間でじっくりとこの辺の協議をさせていただき、来年に果たして間に合うかというのは非常に時間的な問題はありますけれども、そのような地元としての熱意をお受けする猶予はございますので、是非とも、また今後ともご相談いただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 4番、仁佐一三君。

○4番（仁佐一三君） そういうことも含めてですね、やってほしいと思います。

それと今、私がここで言いたいことなのですが、ボート管理でありますけど、ボート管理は本当に雨の日、風の日に関係なく1名ずつ、2名ずつで動いてるんですけども、これらについても本当にいろんなことを考えると、その人たちの仕事をとるという形でなく、もっといい形で、というのは逆に言いますと、あのボートは本当に風に弱いんですね。ああいうボートをたくさん持っていて何のメリットもないというんですかね、金額も低いと。やはりもう少しボートの改造をすることによっ

て、かなりいろんなことで、待ち時間があるほど必要なときがあるんですけど。そういうことも考えて、ボートの改造なんかも必要なかなと、そういう思いでここで提案したのであります。

それからですね、管理のことについて、今、花菖蒲園は北潟湖と北潟区民とでやらせていただいているんですけども、そういう形を部分的にでもとれないのかなという思いで、ちょっとこの辺の質問をいたしました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長(城戸橋政雄君) 先ほどの回答と重複する部分があるかも知れませんが、シルバー人材センターに全ての業務を今委ねておりますので、その点でもし問題があるとすれば、今地元の方で花菖蒲園を管理いただいておりますので、例えば花壇の管理であるとかですね、部分部分で、これは地元のグループでお願いできませんかといったようなことが個別に、もしかしたら早目にスタートできるのかもわかりませんので、それも含めまして、改めてご相談させていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 4番、仁佐一三君。

○4番(仁佐一三君) 今までいろいろと言ってきましたが、市長はあの公園についてどのように思っているのか、できればお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 今、新幹線の開業がどうのこうのと言ってますけれども、あの開業効果は何も駅周辺だけじゃなくて、私は何度も言ってますけれども、あわらのいろんなところへ開業効果を波及させるためには、その受け皿となるところが、いろんな魅力を高めていくことが必要だと思っています。そうした中において、観光地はあわら温泉だけじゃなくて、それは北潟湖畔でもあれば、吉崎もあれば、細呂木もあると考えていますので、そういう意味においては、丘陵地一体の中心的な役割を担うのは何とんでも僕は北潟湖畔だと思っています。そこはある意味、一番施設が整っていると思っています。しかしながら、今言いましたように、いろいろ課題も見えておりますので、今後そういうところは少しずつやり方とか、人も含めて改善をして参りたいと思っています。

それと、やはり北潟だけじゃなくて周辺のエリアと連携させることによって、周遊滞在型のエリアとしていくことがお金も落ちて、いろんな地域の活性化につながるので、他で楽しんできてごみだけ置いていくんじゃなくて、しっかりお金も落としてもらえという仕組みをここにつくる必要があると思いますので、また漁業団体、あるいは農業団体、先ほどの遊覧船もしかるべきものでございまして、私も2度ほどこの春に乗せていただきましたけど、あれを恒常的なものにできるかどうかというのは、私どもだけではできませんので、地元のそういうような熱意があるならば、そういうものを一つの大きな売りとしてやりたいと思います。そういうこと

で考えておりますので、よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 4番、仁佐一三君。

○4番(仁佐一三君) またちょっと戻るんですけども、今は公園に携わることで一服できるような飲み物、軽食ができるという、これも本当に考えていただきたい。このことをすることによって、あの公園はかなり生まれ変わると思っています。そうしたことを少しでもしていただきたいと思っています。

最後になりますが、私も地元の一議員として湖や湖畔公園を本当に強く愛しております。これは私だけではなく、より多くの人に愛される公園をつくり上げたいと思っております。そして、この公園がよりあわら市にとって将来恵みをもたらすような公園にしたいのであります。こういうことも含めてですね、公園をよりよいものにして、また再生協議会でも言いましたが、私たち地元としてしっかりといろいろなことを協力しなければならないと思っております。そういうことで、是非今おっしゃったことを少しでも実現できるように、市の方も取り組みをしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長(森 之嗣君) 暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

(午後0時00分)

---

○副議長(山田重喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○副議長(山田重喜君) 議長が不在でございますので、私、副議長が議長の職を務めさせていただきます。

---

◇山口志代治君

○副議長(山田重喜君) 通告順に従い、3番、山口志代治君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 3番、山口志代治君。

○3番(山口志代治君) 3番、山口志代治、通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

けさの新聞を見ますとですね、県会議員の一般質問がございました。その中でも今年度の除雪に対する意見が述べられておりましたけれども、特に気になっておりましたのは、チェーンの装着についてでございますが、これにつきましては、きょうのニュースの中では高速道路とか国の直轄国道ということで市道には関係しないということで、それについては私としては触れるつもりはございません。

私はですね、今回、今年度の除雪対策ということについて、主に市民とのかかわりということで質問させていただきたいと思っております。

先般、今年度の除雪計画の説明がなされましたが、初動体制の充実、機動力の強

化等がうたわれて、頼もしく思っている次第であります。特に機動車両の増加といえますか、しかしこれには初期費用とかいろんな予算が伴うわけがございますけれども、今回はそれについては触れるつもりはございません。しかしながら、これらが十分な効果を発揮するためには、地域住民の協力がなくてはなりません。そういうことについて、特に質問をさせていただきます。

今回は、特にどのような点について協力を求められるのか、その周知方法は。毎年同じようなビラが毎月回ってきますけれども、これは本当に前から内容の変わらないようなものでございまして、これについて何か工夫をされるつもりはあるかどうかということでございます。

次にですね、今回の大雪で気がついたことについて伺いたい。まず放置車両が結構除雪の邪魔をしたということは聞いております。これについては、一方的にこちらから云々することは難しいかと思いますが、そういう状態にもっていかない、させない、また放置した場合はどういう連絡法を相手に求めるかと。また、撤去等の対応にスピード感を持って実施する考えはあるのかということでございます。

次に、高齢者やひとり暮らし等の生活困窮者に対して、除雪とか屋根の雪おろし等、隣近所での助け合いの気持ちを促してはどうかと。最近のですね、いろんな協力体制を見ますと自助・互助というのが抜けているんですね。私は3月議会にも言いましたけれども、いわゆる互助という形でも今回考えられたらどうかと。私どもの経験からいいますと、隣近所が力を合わせて弱いところを助けるというようなこともまま見られましたので、こういうこともお願いできないかということでございます。

それと、除雪と申しますと、まず行政に入ってくるのは苦情の電話でございます。相当苦労されたと思うんですが、これは、ただ、過ぎれば終わりということではございません。どのような内容の苦情があったかということをもとめられているかどうか。特に地域による苦情の多い少ない、または降雪の時間と申しますか、どういう時間帯にやるかとか、苦情の内容、程度の大きさというものをですね、まとめられているかということでございます。

それと、自主防災組織でございますが、先ほどの吉田議員についても自主防災組織等の取り組みについて質問をされましたけれども、私は3月にも言いましたが、防災組織と除雪体制ということをリンクさせると申しますか、いわゆる形だけをつくって、中身がもうちょっと柔軟性を持たせて、行動をスムーズに行けるようなものに変えられないかということで、物心両面の指導ができないかということでございます。

それと、中長期的な観点でございますが、除雪をするに当たって、非常に道路の狭い場所も多々あったと思います。これについてもですね、きょう、あすとは言いませんけれども、長期的展望に立った克雪と申しますか、雪に強い地域づくりということですね、そういう拡張等の計画を持たれたらどうかと。特に地域にそういうことを提案してみたらどうかということでございます。

集落によってはですね、除雪機械の導入等をやるどころもございしますが、先般の新聞に出ておりました、その区長さんに聞きますと、私は行政の補助は受けないんだと。なぜですかと聞いたら、やはりそれを受けるとですね、うちの集落へ入ってこれなくなるというようなことも懸念しておりますので、これは地元によって、その受け取り方がちょっと誤解されている面がありますが、そういうことも含めて、今回、もうちょっと除雪機械に対する助成はしたけれども、集落の除雪等の兼ね合いというものをスムーズにやれるようにしてもらえないかということでございます。そういうことをしながらですね、防災に強いまちづくりということで、是非とも行政当局においてやっていただきたいなと思います。

今回の大雪につきまして、場所によって苦情の違いがあったかと思います。雪がたくさん降ったから苦情が多いというわけではないと思います。そういうことも含めましてですね、今後どういうことを地域の皆さんに知ってもらおうかということをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（山田重喜君） 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長（城戸橋政雄君） まず、市民への協力依頼はどのように考えているのかについてお答えします。

除雪に対する協力につきましては、毎年12月号の広報あわらにおきまして、路上駐車をしないこと、消火栓や防火水槽付近を除雪すること、樹木を適切に管理することなど、区や市民の皆さんへの要請を掲載しております。これに加えまして、今年の12月号の広報には、雪かきのコツ10箇条、屋根雪おろし安全8箇条を掲載したチラシ、このチラシには見やすいところに張ってほしい旨の注意書きも添えております。このチラシにより、市民の皆様に除雪作業における注意喚起をすることといたしております。

また、本年度の除雪計画におきまして、2次路線の区分けと除雪基準を15センチに引き下げたことから、各区長に集落内の除雪路線図を配布するとともに、区民に対する周知と除雪作業に対する協力を依頼することとしています。

次に、放置車両の所有者への連絡、車両の撤去等の対応について、スピード感を持って実施する考えはあるのかとのご質問にお答えします。

本年2月の大雪の際には、大型トラックなどがスタックしたことにより、至るところで車両が放置されました。このスタックが発生した箇所の大半は、市内の主要幹線道路であったことから、除雪作業等にも大きな支障となりました。このため、本年度は、これらスタックが発生した主要路線を「最重要路線」と位置づけ、積雪深5センチ以上で、さらに降雪が降り続く場合に除雪を行うことといたしております。これら主要路線の除雪を早めることにより、スタックの発生や、それに伴う車両の放置を抑制できるものと考えております。

また、パトロール時にこうした車両を発見した場合には、あわら警察署等の関係機関と連携し、その除去に向けたスピーディーな対応に努めて参ります。

次に、高齢者やひとり暮らし、生活困窮者に対して除雪、屋根の雪おろし等を近隣で助け合う気持ちを促してはどうかとのことについてお答えします。

高齢者のみの世帯等に対する除雪につきましては、業者等に依頼した費用に対する助成制度がございます。しかしながら、本年2月の大雪の際には、そうした制度の有無にかかわらず、屋根の雪おろしが困難となりました。このため、老朽化した木造市営住宅の屋根雪おろしにつきましては、市職員に加えまして、あわら市在住の県職員もボランティアとして作業に加わっていただきました。

一方、その他の一般住宅につきましては、区長や民生委員を通じて、区内での助け合いによる対応をお願いしたところです。

現在、市では、豪雪時に限らず、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯等が安心して生活ができるよう、地域での見守りや支え合いの体制、すなわち共助の構築を促進しております。先ほど議員は互助とおっしゃいましたが、防災における共助は互助と同義語ということでご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、2月の大雪におきましても、あらかじめ定めた手順に基づき要援護者への声かけや除雪を行っていた区もあったとお聞きしております。

市では、本年度に「あわら市まち・むらときめきプラン」の策定を進めております。これまでの聞き取り調査では、人口減少や少子高齢化により、近所づき合いが減少し、高齢者を中心に災害時の対応に不安を抱いているとの声が多く聞かれています。社会情勢が大きく変化し、価値観が多様化する中で、地域における「自助・共助」のあり方について、改めて検証していくことが重要であると考えています。

次に、苦情処理に苦慮していると思うが、今までにどのようにまとめられているのかについてお答えします。

今年2月の苦情のほとんどは、「除雪車がいつ来るのか」との問い合わせや苦情でありました。2月の大雪は、ゲリラ的に急激に積雪が増え続けたことから、除雪作業に要する時間の判断が困難でありました。こうしたことから、除雪に入るおおよその時間をお伝えすることができなかったことが、多くの苦情が寄せられた要因であったと思います。

その教訓を生かし、本年度は建設課に寄せられる苦情等の処理に当たっては、情報を管理する責任者を配置いたします。苦情のあった受け付け時間や位置を連絡票に記載し整理するとともに、パトロール班による現地確認が必要か否か、除雪業者への連絡で対応可能かどうかなどを的確に判断して参ります。

また、処理済、未処理を仕分けすることにより、職員間の情報共有も図って参ります。

自主防災組織での取り組みを物心両面で指導できないか。また、その活動は見られたのかについてお答えします。

先ほどの吉田議員のご質問でもお答えしていますが、本市における自主防災組織の設立状況は、本年11月末現在では105地区で設置されており、全体に占める組織率は81%となっています。自主防災組織への物的支援といたしましては、防

災害機材等の整備に対する補助制度や、防災訓練の実施に必要な消耗品の現物支給などを行っています。

なお、本年度は、ヘルメットやチェーンソーなどの防災資機材を整備した7区に対して補助金を交付しています。また、防災訓練に必要な消耗品や土のう袋などにつきましては、10区に対して支給したしております。

本年2月の大雪では、区民総出で除雪作業に従事するとともに、高齢者等の安否確認や雪かきを手伝う「自助・共助」が機能した区もあった一方で、十分に機能しなかったところも見受けられました。今後は、これらの現状や教訓を踏まえ、地域における防災リーダーの育成に努めるとともに、自主防災組織の連絡会の設置や研修会等を開催し、自主防災組織の機能強化を図って参りたいと考えております。

次に、中長期的に考えて除雪困難道路について拡幅等の計画を地域に提案できないかについてお答えします。

狭くて除雪困難な道路につきましては、既存の住宅等が障害となって、用地の確保が困難であることがほとんどです。このため、支障物件の移転を伴う道路の拡幅等を地域に提案し、実現することは困難であろうと考えております。

市といたしましては、雪に強いまちづくり支援事業補助金等を活用し、地域に合った除雪機材の整備を進めるとともに、除雪事業者に対しましても小型除雪車の導入を検討するよう促して参りたいと考えております。

最後に、今回の大雪の除雪に対し、地域によって苦情に違いがあり、それらをまとめて市民に知ってもらうことが大事ではないかについてお答えします。

市内の各地域によって積雪の状況が異なるとともに、市街地や村部、平坦部や山間部、さらには集落の規模や人口構成もさまざまであり、それぞれの集落における除雪の取り組みや考え方にも大きな違いがあります。また、市への要望や苦情の内容、件数にも大きな違いがあります。こうしたことを踏まえ、まずは市の関係各課で情報の共有を図ることが重要であると考えています。

その上で、今後、今回のような大雪に見舞われた際に円滑に、かつ効果的な除雪を行うためにも、他の集落で取り組まれた事例や意見を広報紙などにより発信することが効果的であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 3番、山口志代治君。

○3番(山口志代治君) ただいま副市長より答弁をいただいたわけですが、住民に対する周知についてですね、新たに広報とか注意書き、注意書というものを出すということで、これは目に届くところに置くというようなことですね。

それと放置車両の件ですが、ドライバーさんに対する一つの注意書きといいますか、放置する場合、連絡体制をはっきりさせるとかそういうことをいろんなメディアを通じながら、周知をしていただきたいと思います。

それと、今、区長を通じて除雪に対する心構えといいますか、消火栓とか防火水槽、樹木の撤去なんかをしているわけですが、これは例年の区長会等でしているわ

けですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長(城戸橋政雄君) 先ほど答弁させていただいた樹木の撤去等につきましては、例年どおりの広報への記載でございます。今回、2次路線の区域変更であるとか15センチに下げたこと等を、改めて区長さんに12月の区長配布においてお配りし、集落での除雪協力をお願いするということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 3番、山口志代治君。

○3番(山口志代治君) 一応、広報紙等で周知するということですね。改めて区長さんに口頭でやるということはないということですね。

それと、今年は10センチから5センチなり、また20センチを15センチから出動という、そのただし書きがあるんですね、さらに降り続ける場合と。これは具体的にですね、時間的なことをいうんか、降雪が続くと予想的なことというんか、それがわかりにくいですが、詳しく言ってもらえますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長(城戸橋政雄君) 基本的にはですね、気象台が発表する情報がベースとなります。最近の気象精度でございますが、極めて細かいメッシュ単位で雨・雪の情報が得られるようになってございます。その際の雪情報はさまざまな情報が流されますので、それらを参考にするというご理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 3番、山口志代治君。

○3番(山口志代治君) 苦情処理とかいろいろあるんですが、実は昨年ですね、私は雪の件で市役所に電話しました。というのは、ある地区で杉の木が芯から折れましてですね、北電の電柱に引っかかったんですね。そうしましたら、来た答えが誰の山ですか、木ですかと言うんですね。私は素直に管理者の北電の方へ連絡してくれる答えが出るのかなと思ったんですが、そうじゃなかったんで、ちょっと落胆をしたわけです。そういうことで電話のやりとりにつきましても、今何が本当に相手に対して必要かということですね、さっき苦情管理の電話管理者を置くということでしたが、その辺をきちっと整理して、例えば除雪の時間が知りたいとか、相手が何を聞きたいかということがあるので、それに的確に交通整理しながら対応できるようにお願いしたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長(城戸橋政雄君) ご指摘ありがとうございます。実は、除雪会議での今の基準を示したことは別にですね、今の総務課安全対策室におきまして今年の2月の雪の反省を踏まえて、雪害対応マニュアルの作成の最終段階になってございます。

その中にはですね、今ご指摘のような電話苦情に対してどのように答えるのかという想定問答集を掲載してございます。今、ご指摘いただいた件はたしかまだ加わっていないと思いますが、それらも含めてですね、こういうご質問、あるいはお問い合わせ、苦情があった場合にはこのように答えるというようなことを今まとめまして、近く職員に共有させることとしておりますので、そのような対応も含めて周知を図って参りたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 3番、山口志代治君。

○3番(山口志代治君) 最後にしたいと思うんですが、除雪困難道路について、さっき副市長の答弁でございましたけども、私はきょう、あしたやるというんじゃないかと、地域の皆さんに除雪をスムーズにやるためにはこういうことがいいですよと提案してほしいということです。例えば、今は住宅が密集してるからだめだとか、じゃ、住宅を建てかえたときに下がってもらうとか、セットバックしてもらうとか、やっぱりそういうことをしてないと、永遠にこういう問題は解決しないと思うんです。そういうことについて建設的なご回答をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長(城戸橋政雄君) 先ほど申し上げましたのは、移転が伴うというところで困難という具合に申し上げたところでございますが、まさに地元の皆さんが一番よくおわかりだと思います。提案することは困難という意味で申し上げたところでございますが、実は今もですね、ある区におきましては、このように用地を確保したので市道のバイパスをつけてほしいというようなご依頼がある区もございます。まずはその地域における問題点を解消するためには、地域においてまずは話し合いをしていただくことが非常に重要ではないかと思っております。

おっしゃるようになりますね、中長期的に加えて、移転補償などが伴いますと財政的にも非常に大きな問題になりますので、そういった地域の実情をまずは我々にお聞かせいただいて、その中での解決策、あるいは先ほど申し上げたような、ほかに除雪の方法があるのかないのかも含めて、いろいろ協議をさせていただきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 3番、山口志代治君。

○3番(山口志代治君) 質問をやめようかと思ったんですが、なんか皆さんと考え方が違うと思うんですが、あくまでも今は除雪とかしっかりした災害に強い地域づくりを考えた場合ですね、ちょっと及び腰じゃないかなと思うんですね。将来的にこの集落はこうしたらどうですかとか、こういうふうに協力、提案しながら地域の協力を得られたところから拡幅するなり、そういうことをしてほしいと思うんですが、今あえて補償費を払う、移転しろと、そこまでは言いません。だから、時間をかけるならやれる方法はあると思うんです。そういうことで、私の質問は終わらせてい

たきます。ありがとうございました。

◇八木秀雄君

○副議長（山田重喜君） 通告順に従い、12番、八木秀雄君の一般質問を許可します。  
（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（山田重喜君） 12番、八木秀雄君。

○12番（八木秀雄君） 通告順に従いまして、12番、八木が一般質問をさせていただきます。

地方自治体を取り巻く環境は非常に変化し、地方分権の推進とともに地方自治体の職員には、これまで以上に高い使命感や倫理感、すぐれた判断力や行動力、政策形成能力等の高度な資質や能力が求められています。さまざまな行政ニーズに対して主体的かつ柔軟に対応できる人材の育成が必要であるとともに、新たな行政課題等を積極的に強固にすることが求められています。職員の人材育成の取り組みについてどのようなことが行われているか、四つ、質問をさせていただきます。

一つ目、職員一人一人が、みずから市民であることを自覚し、住みよいあわら市をつくるために、業務だけでなく日常生活においても、地域とかがわりを持ち取り組む職員の育成。

二つに、経営感覚・先見性の取り組みとして、コスト意識を持ち、効率的に仕事に取り組む職員の育成。

3、政策形成能力と職務に対する専門知識を持つ職員の育成。

4、チャレンジ精神があり、時代の変化に適応し、創造性豊かで行動力と責任感に満ちあふれた職員の育成。

以上、4点の取り組み、育成方法を、順を追って説明を伺いたいです。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（山田重喜君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） 市職員の人材育成の取り組みはどのように行われているかについてお答えします。

その前に、人材育成についての私の基本的な考え方、ちょっと長くなりますが、ご説明いたします。

近年、人口減少や少子高齢化が進む中、社会経済情勢が大きく変化しており、地方自治体は、さまざまな課題に直面しています。国、地方を問わず厳しい財政状況下にもあり、複雑・多様化する行政需要に対し、スピード感を持って、適時・適切に対応するためには、職員一人一人のモチベーションを高め、能力を最大限発揮できる職場環境が必要です。

また、高度な知識と高い専門性を有し、創造性やチャレンジ精神を兼ね備えた職員の育成が、これまで以上に重要になっています。

さらには、時代の変化に応じて、職員一人一人の仕事に対する意識改革を促すとともに、職員みずからの成長を支援することにより、限られた人的資源を効率的に

活用し、組織力を高めることが必要であると考えています。

私は、人材育成は「採用」「人事管理」「人事評価」「研修」の四つの観点から行うことが重要であると考えています。

まず、1点目の「採用」についてであります。

従来、職員は組織の一員として働く上で、協調性が強く求められてきました。しかしながら、今日のさまざまな課題を乗り越えていくためには、そうしたことに加え、人間性豊かでコミュニケーション能力を備え、粗削りではあるが磨けばきらりと光り輝くような志を持った、やる気のある職員が必要です。このため本市においては、来年度に向けた職員採用において、事務職に従来の30歳までの大学卒業者を対象とする通常の枠に加え、年齢要件を28歳から40歳までとする社会人枠を設けました。

また、試験内容については、受験者の資質や能力を見きわめるため、本年度から1次試験に論文試験を取り入れており、2次試験では個人面接と集団討論を行い、人物を重視する内容としています。結果として、社会人枠には、県内外から多くの民間企業等での経験者が受験しており、多様な人材が確保できるものと考えています。

2点目の「人事管理」であります。人事管理においては、職員の個性や適性を重視しながら、個人の成長を促していくことが重要です。

このため今年度から、人事異動に際して、従来の制度を刷新し、「新たな自己申告制度」を導入いたします。この制度は、職員の勤務状況や異動希望等を把握し、配置や人事異動において、その能力や意欲を最大限に引き出すとともに、適材適所の人事を進める観点から行うものです。また、自己申告書だけでなく、所属長からも異動に関して各職員の意見を求めることとし、それを人事当局の方に提出していただくことになっています。

3点目の「人事評価」であります。適切な人事評価により、職員の能力と意欲を最大限に引き出すことは人材育成につながるものです。

本市における勤務評価制度は、平成23年度から本格運用しています。この制度では、全職員に対する能力評価とグループリーダー以上の職員に対する業績評価に分かれており、評価の結果については、勤勉手当や昇給に反映しています。こうした評価システムの適切な運用も、人材育成につながるものです。

4点目の「研修」についてであります。個人の能力は、身につけようとする職員の努力があって初めて身につくものです。基本的には、職員みずから主体的に自己研さんに励むことや、上司によるOJT（職場研修）を適時・適切に行うことが重要です。また、職務を離れ、必要な知識や技能を体系的に学習するため、福井県自治研修所に職員を派遣し、他市町職員とともに職場外の研修などを行っております。職員には、研修内容をみずから選択させ、希望する研修に参加できるようにしています。

さらに、市の将来を担う人材育成のため、県や観光庁などに職員を派遣しています。県や国の業務に携わることで、みずからの視野を広げるとともに、そこで培わ

れた人的ネットワークなどは、市役所に戻ってからの業務遂行に大いに役立つものと考えています。

このほか、職員の健康管理体制の充実、ワーク・ライフ・バランスなどを考慮した業務の遂行など、職員の成長を支える働きやすい環境づくりに努めることが人材育成にとって重要と考えております。

それでは、1点目の職員一人一人が業務だけでなく日常生活においても地域とかわりを持ち、取り組む職員の育成についてお答えします。

言うまでもなく、市職員は基礎的自治体の職員として、地域住民と密接なつながりを持ちながら業務を遂行していくことが求められており、現場主義という考え方が重要です。日ごろの業務においても、机上で考えるだけではなく現場に出向き、市民の声を聞き、地域の実情を踏まえた上で課題に真摯に向き合い、考え、そして解決していくことが必要です。

そのため今年度に進めている「あわら市まち・むらときめきプラン」の策定に当たっては、職員が各集落を訪れ、直接聞き取り調査を行いました。地域の皆様と、まさしく膝を突き合わせながら、各集落の現状について話し合ったところです。

この調査には、担当職員以外にも、20代、30代の若手職員を積極的に参加させました。職員も地域に戻れば地域の住民であり、多くの職員が多様な地域活動にも参加していますが、今後の地域コミュニティの維持・発展のためには、職員が主体的に、また積極的に地域活動にも参加するよう促して参りたいと考えています。

次に、2点目の経営感覚、先見性のある職員の育成、3点目の政策形成能力と専門的知識を持つ職員の育成について、あわせてお答えいたします。

社会情勢が大きく変化し、行政需要が多様化していく中で、従来の手法では解決が難しいことも多々あります。民間の経営感覚や発想、手法を取り入れながら、困難な課題にスピード感を持って、チャレンジしていくことが必要であると考えています。また、厳しい財政状況の中、限られた人材の中で、より効率的で効果的な業務の遂行が求められます。

本市では、県自治研修所をはじめ、全国市町村国際文化研修所や日本経営協会などが行うさまざまな研修に計画的に職員を派遣しており、昨年度は、職員の半数を超える160人が何らかの形で受講しています。その内容は、専門性を高めるものや行政マネジメント、政策法務、接遇、キャリア研修など、多岐に渡っています。

これに加え、本年度は「福井しあわせ元気国体・元気大会」もあったことから、市独自の研修として、全職員を対象としたマナー・接遇研修を11回に分けて実施しました。

今後もこうした研修を組み合わせながら、経営感覚や先見性、政策形成能力、専門的知識などを備えた職員の育成を図って参りたいと考えています。

最後に、チャレンジ精神があり時代の変化に適応し、創造性豊かで行動力と責任感に満ちた職員の育成についてお答えします。

人口減少、少子高齢化という現代社会においては、ふるさとを愛し、高い志を持

ち、創造性やチャレンジ精神がある熱意をもった職員が求められます。先ほども申しましたように、来年度の採用に向けては社会人枠を設け、さまざまな仕事に携わってきた人材の採用を予定しています。これらの職員がこれまでの経験を市の業務に生かすことで新しい風が吹き、化学反応を起こしながらよい方向に影響を及ぼすものと確信しています。

また、私が市長就任当初から職員に対し、「S・A・T・T（サット）」という行動指針を示し、実践するよう指示しております。各職場にはこれは掲載してあると思います。これは、「スピード」「アクション」「シンキング」「チームワーク」のそれぞれの頭文字をとったものです。

「スピード」は、業務に対し素早く着手し、期限を定めて計画的に行うことです。ただ早くやるということではございません。「アクション」は、与えられた業務をそのまま行うのではなく、さらに一歩進んで行動し、粘り強く取り組むということです。また、「シンキング」は、前例踏襲ではなく、常に疑問を持ちながら創意工夫して考え抜いてほしいということです。さらに、「チームワーク」は、組織人として連携、共働しながら業務を行うということで、これは市の庁舎内だけではなく、住民や関係団体の連携も言っております。

この四つの指針につきましては、常日ごろから、職員にその実践を強く促しており、冒頭に述べた人材育成の方針に基づきながら、職員のやる気と資質の向上に努めているところです。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（山田重喜君） 12番、八木秀雄君。

○12番（八木秀雄君） 今、市長から前置きをいただきまして、そして四つのお話をお聞きしましたが、もう少しお聞きしたいことがございますので、再質問をさせていただきます。

一つ目としまして、新たな自己申告制度を導入、この概要についてお聞きしたいと思えます。

二つ目は、職員の育成効果が出ている目安、どのような基準、判断をするのか。

それから、三つ目は、宮城県角田市等では人材育成の基本方針を定めていますが、あわら市においてもこの基本方針を定める予定はあるかと。

○副議長（山田重喜君） 八木議員、一問一答ですから。

○12番（八木秀雄君） 一つずつ、はい、ごめんなさい。一つずつで申し訳ございません。じゃ、1番から。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（山田重喜君） 総務部長、笹井和弥君。

○総務部長（笹井和弥君） それでは、1点目の新たな自己申告制度についてお答えをいたします。

趣旨につきましては、先ほど市長の方から申し上げましたとおり、能力と意欲を最大限に引き出すために適材適所の人事を進める観点から行うものでございます。

自己申告書の詳しい内容につきましては、かなりボリュームを増やしてございます。詳細につきましては、例えば持病であるとか家族の状況、外国語の検定等の状況、それからですね、担当業務に対する意見、担当業務に関する自己評価、勤務歴と自分で適正だと思うかというような内容もでございます。

あと、先ほど市長の中でもございましたけれども、地域活動の状況、どんな地域での活動をされているかというようなことと、あと自由欄を大きくとりまして自由に意見を書きいただきたいというような内容でございます。

この詳細な自己申告書に基づきまして、各所属長が1人ずつ面談を行いまして、異動に関しての意見を求めるということでございます。もちろんこれにつきましては、担当部長の方もヒアリングをいたしまして、総務の方に上げていただくというような形になろうかと思っております。

詳細は以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) 今の総務部長からのご説明を受けまして、私が感じられたことは、自己申告をするということは自分がやる思いとかね、そういうものを上司に対して発言すると。これは非常にいいことです。だけど、やはり上司の方も100%クリアすることもできないと思いますので、自分の考えというんですか、そういうものを見守ってあげてほしいなと私はこのように思います。

それでは、二つ目、職員の育成効果が出ているかの目安、どのような基準、判断があるか、これについてお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 細かい数値的な指標はございません。議員の皆様が各職場に行って、職員が元気にやってるか、しっかり声かけをするか、笑顔で対応しているかというようなことを見ていただければと思います。なければ、また言っていただいて、まだまだということになるかと思っております。

仕事の面におきましては、私は余り細かいことはわかりませんが、私の就任した除雪対応のときにですね、やっぱり職員がこれまでにない経験をした中で、しっかりぐっと引き締まったというか、危機対策に対する思いは物すごく持ったというふうに思っています。7月の大雨とか台風のときも、これまでにないスピード感を持って職員も集まりましたし、それぞれがいざというときに何が必要かということについては自覚を持ったと思います。

また、5月から7月にかけて、コミュニケーションの研修、1人4時間ぐらいやったんですかね。それで挨拶とかマナーはもとより、接し方も含めてやらせていただきました。その際、正規職員以外でも、こども園の人らとか通常窓口に立っているような人でも、よかったら参加していいよということでやりましたので、あれは1回やれば身につくものではないですけども、基本的に笑顔一つにしてもどうい

う笑顔がいいのかとか、受け答えはどういうことが肝心なのか、服装は何が大事かという基本的なところを学ぶので、そこは私が見ている限りでは皆さんそういうことを心がけてやってるなというふうには感じております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) 2番目のね、私も感じられたことは市長が2月に就任しまして、もう12月に入ります。職員もね、我々議員も市長の性格というとあれですけどね、いろんな面でだんだんとわかってきたということでございます。当然のごとく公務ですから一生懸命やると思っていますので、是非しっかりとサポートして行ってほしいと、このように思います。

それから、次に3番目ですね、宮城県角田市等では人材育成の基本方針を定めているが、このあわら市においては基本方針を定める予定があるかと、これについて伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 今、私がお話ししたことは大体基本的なことだと思いますが、この際、頭の中を整理して、こういうことでやるよということ、この間、課長を集めてですね、改めてやったんですけど、来年、行財政改革をやるので、その折に、行財政改革の検討の項目として職員の人材育成方針ということ、文章でまとめることは可能だと思いますので、つくればつくれると思いますので、来年度はそういうことをまとめて、より職員に意識改革を促したいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) いずれにしても、財政は厳しくなるのは明らかでございます。財政源ですね、これがないという場合は市長が一番頼りにするのは、やはり職員と私は思います。職員の頑張りが財政源をしっかりフォローしてくれると私はこのように思います。人材育成ですね、これについて市長の決意というんですか、是非お聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 職務は組織でやるものということ、思っていますので、職員にも自分の能力が組織力につながるということが大事だと思っていますので、その辺を丁寧にカバーしていきたいと思っています。

それで、先ほど総務部長が細かいことは言いませんでしたけど、例えば市の職員にはこういうことを聞いているんですよ。適正、適しているかどうかとか、質、難しいとか易しいとか、量が多いか少ないかとか、業務に興味があるかどうか、能力を發揮できるかどうかとか、体力は楽であるかどうか、満足度はどうか、人間関係はどうか、あるいは能力的なことも、企画力、理解力、実行力、これを自己診断させて、

自分を振り返るということをしてもらっています。こういうような個々の積み上げが大きな組織力になるというふうに考えておりますので、今後もですね、各所属長や職員ともども、そういう意識のもとに力を合わせられるような組織にして参りたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) 質問を終わります。

---

◇堀田あけみ君

○副議長(山田重喜君) 通告順に従い、1番、堀田あけみ君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 1番、堀田あけみ君。

○1番(堀田あけみ君) 通告順に従いまして、1番、堀田あけみ、一般質問をさせていただきます。

あわら市でも、今後大きな問題になるであろう若者の孤立、ひきこもりについて質問させていただきます。

登校拒否をきっかけとし、ひきこもりにつながる子どもたちが社会問題となり、新聞、テレビなどでも取り上げられております。小中学校の間は相談員やソーシャルワーカーなどが寄り添い、おのおのの事情を把握し改善に向けて努力を続けてくれています。本年度の統計を見ましても、皆様の頑張りは数字になってあらわれております。

しかし、中学校卒業後はどうでしょうか。中学校卒業と同時に全ての子が正常生活を送れるようになっていないとは思われません。引き続き支援を必要としている子どもたちが大勢とり残されているのが現状ではないでしょうか。

ひとり暮らしの老人への対応や、老人に関する孤独への施策は多方面で聞こえて参ります。都会に住んでいる子どもたちは田舎に住む両親が心配ならば、行政に相談することができる社会と認識していることと思います。

しかし、中学校、高校を卒業し、本来社会人として働いているはずの息子、また娘が「ひきこもり」になってしまったご両親は、日々不安だけを募らせているのではないのでしょうか。厳しいですが、行政はルールをつくり、そのルールどおりに事業を行うのは当然ではありますが、ルールに従うことばかりに執着し、本来の目的を見失ってはいないのでしょうか。行政は市民の幸福、福祉向上を目的にしております。義務教育までと高齢者には、いろいろ手を差し伸べている政策がありますが、この「ひきこもり」など孤立した若者への対応も、全ての市民の福祉向上のためには必要なことではないのでしょうか。

そこで、この若者の孤独に関連した質問をさせていただきます。

まず1点目は、小中学生のひきこもりについては把握されているかと思いますが、中学卒業後の状況は調査されているのでしょうか。

中学を卒業した後は関与しないということはないと思います。現状がどうか、またその状況は。例えば、他の市と比較して多い少ないなど現状に対しての認識もお聞かせください。

次に、中学校卒業後のひきこもりなどの状況にある人のための相談員やソーシャルワーカーなどの現状はどうなっているのでしょうか。

特に未成年を対象としているのかと思いますが、義務教育と比較して積極的ではなく、受動的になっているのではないのでしょうか。義務教育を終えた未成年者のひきこもりは、より社会からの疎外感を感じるのではないのでしょうか。そうなれば、対応も難しいかもしれません。中学生以下に比べて手薄になっているのではないかと私は思います。そういう手薄になっていないかどうかということもお聞かせください。

3点目に、中学校卒業後も必要とされる支援について、どのように対応していこうとお考えでしょうか。

中学までは、学校へ登校することが目的かもしれません。しかし、中学校を卒業すれば、目的は自立であります。学校は100人以上の団体であるため、集団になじめない部分があるでしょう。卒業後は、この集団に入るという、一つの障害がなくなるという部分と、学校という他人と触れ合う練習の場がなくなり、きっかけをつくりにくくなります。

また、何とか高校、大学と進んだ後に社会不適合となり孤立し、ひきこもりとなり、本人また社会にいろいろな障害を引き起こしている例、それが今後大きな社会問題となっていくであろう「孤独」について。また、それによって引き起こされるであろう大きな経済損失について、市はどのような対策を考えておられるか、お聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 教育部長、糠見敏弘君。

○教育部長(糠見敏弘君) まず、中学校卒業後の若者の孤立の状況を把握しているのか、また他市と比較してどうなのかとのご質問にお答えします。

あわら市教育委員会では、教育上配慮が必要な児童・生徒に対し、各小中学校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒の心理上、生活上の問題に対応するほか、主に不登校の子どもたちの居場所づくりとして適応指導教室「いきいき教室」を設置しています。

そこでは、指導員1人を常時配置し、精神的な問題を抱える児童・生徒の相談及び学校への復帰を支援するためさまざまな指導に当たっていますが、生徒や家族の希望に応じて中学校卒業後も継続して支援を行っています。

昨年度の実績といたしましては、対象生徒5人について、生徒本人2人と保護者3人の面談や、そのほか電話相談による支援を継続して行いました。

このほか坂井地区においては、中学校と高校との間で、進学した生徒の情報を共有する場として、高校入学後の5月に「中高連絡会」を開催しています。ここでは

坂井地区内全ての中学校、高等学校の教育相談担当者が集まり、高校ごとに分かれ個別の情報交換を行っています。

なお、他市との比較につきましては、卒業後の状況について具体的に把握することは困難な状況ですが、統計上の数値を把握する手だてとして、文部科学省調査「問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」があります。それによりますと、不登校生徒の数と、それが中学校からの「継続」か「新規」かについて把握することはできますが、県には高校ごとの報告となっており、市ごとの統計上の数値がなく具体的に比較することができない状況です。

以上が、教育委員会の行っているひきこもり対策ですが、福祉部門が担う対策につきましては、健康福祉部長が答弁いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（山田重喜君） 健康福祉部長、藤井正浩君。

○健康福祉部長（藤井正浩君） それでは、私から福祉部門が実施しております対策についてお答えをさせていただきます。

中学校卒業後であっても、家庭への支援が必要な要保護や要支援のケースにつきましては、県の児童相談所や市教育委員会のスクールソーシャルワーカーなどで構成します「あわら市要保護児童対策地域協議会」の場で情報を共有し、対策に当たっております。そして、この協議会の事務局は、子育て支援課が担当しております。

また、本市には児童福祉法に基づき、県から委託を受け、福井坂井地区の児童に関する相談に専門的な支援を行う社会福祉法人聖徳園が運営する「あわら児童家庭支援センター」があります。ここでは、中学校卒業後のひきこもり事案について、市教育委員会や子育て支援課とも連携した支援が行われております。

このほか、中学校からの継続でかかわっているケースではなく、中学校卒業後の若者、あるいは家族から新たに市や他の機関に寄せられました相談につきましては、子育て支援課のソーシャルワーカーや保健師などが家庭訪問などを行い、現状を把握しております。そして、現状を把握した上で、本人や家族との信頼関係を築きながら、さきの協議会にも諮り、自立に向けて、どの機関が主にかかわるかを調整いたします。また、本人と家族の関係を改善したり、就労について必要な情報を一緒に探すなど、必要と思われるさまざまな支援も行っております。

なお、ひきこもりの状況にある人の把握につきましては、内閣府が平成22年、27年に全国を対象とした若年無業者に関する無作為抽出調査というものを行っておりますが、市町村ごとの詳しい実態調査までは行われていないため、ここで比較することはできません。もちろん市に寄せられた相談件数は把握しておりますが、具体的な人数、相談内容につきましては、個人が類推されるおそれもございませぬので、この場での答弁は控えさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、中学校卒業後にひきこもりの状況にある人のための相談員の活動状況についてお答えいたします。

中学校卒業後も、ひきこもりの状況にある人の相談につきましては、先ほども申し上げましたが、まず子育て支援課に配置しております保育教諭資格を持つ家庭児童相談員1人、教員資格を持つ母子・父子自立支援員1人、社会福祉士の資格を持つ職員1人の合計3人のソーシャルワーカーが対応しております。また、ひきこもりに関する全般的な相談につきましては、県総合福祉相談所内にごございます「福井県ひきこもり地域支援センター」と連携しております。

さらに、就業に関する相談に関しましては、必要に応じまして福井県社会福祉センター内にある県の「ふくい若者サポートステーション」へつなぎまして、就労に向けた支援を行っております。

3点目の若者の孤立に対する対策についてお答えいたします。

若者の孤立・ひきこもりに対しましては、国や県にもそれぞれ大きな役割がございますので、ここでは市が行うべき施策について考えを申し上げます。

ひきこもりになる原因は一つではございません。精神疾患や発達障害などのほか、特に理由を特定できない「社会的ひきこもり」など、さまざまな原因が重なり合った結果「ひきこもり」に至っていると考えられます。原因を特定し対応していくことも、もちろん大切なことではありますが、まずは本人や家族の負担を軽減するために「ひきこもっている今をどのように過ごしていくか」「これからをどのようにしていくか」をともに考えていくことが何より重要であると思っております。

今後、子育て支援課を中心とした相談体制の充実を図り、本人や家族からの「助けてほしい」という「心の声」をできるだけ早期に受けとめることができるようにしたいと考えてございます。早い段階から対応することによりまして、ひきこもりの度合いに応じて「自分に自信を持ってもらう」こと、また家族や周囲との関係の改善につなげることが容易となり、結果的に若者の孤立・ひきこもりを減らすことになると考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 1番、堀田あけみ君。

○1番(堀田あけみ君) 丁寧なお答えをありがとうございます。一つずつ質問させていただきます。

確かに、把握というのはなかなか大変だと思います。まして、こういう心の問題とか、家族がどうしても伏せがちなようなこういうことは、なかなか表に出にくいものだと思います。文部省の調査とか県の報告とかそういうものは、ほんの氷山の一角だと私は思っております。それで、どのようにしたら情報を得られるかということなんですけど、今行っていることは小中学校から引き続き、そういうひきこもりがあって、まだ治ってないっておかしいですけど、そのまま続けていらっしゃる人が情報として受けているとか、それから自分から相談に来た人を受けてるとかっていう、ちょっと受け身のような情報だと思いますが、早期に発見するのが大切だと、確かにそのとおりなんです。早期に発見するために、今後市としてはどのような手段といいますか、考えがとおりでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 健康福祉部長、藤井正浩君。

○健康福祉部長(藤井正浩君) 今、議員おっしゃられたとおり、この問題はかなりデリケートな問題でございまして、でき得れば、子どもさんの将来のこととかを考えますと、余り触れてほしくないというご家庭も多いのではないかと思います。

義務教育までは確かに情報があつて、それから義務教育卒業後もその情報は持っている方に関しては、先ほど申しましたとおり、引き続いた支援が行われている。じゃ、義務教育を終えて就職、あるいは高校に行つて、それから後ひきこもりの状態になった人をどうするかというご質問でございませぬ。それに関しましてはですね、行政側から積極的な、いわゆる掘り起こしといいますか、そういうことは当然困難でございませぬし、また余りやるべきではないというふうに考えてございませぬ。じゃ、どうするかということでございませぬけれども、民生委員、福祉委員、それから場合によっては更生保護女性会などに働きかけまして、行政にまだ上がっていないけれども、実は相当困っているんだと。本当は助けを求めているようだよというような情報をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非市の方につないでいただくよう働きかけを、こういった団体の皆様にしていきたいというふうに考えてございませぬ。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 1番、堀田あけみ君。

○1番(堀田あけみ君) 本当に市が積極的にやる支援であります、積極的にそれを掘り起こすようなことは本当に難しいことかと思ひます。民生委員なり、更生保護女性会ですか、そういう方々の力をかりるのも、本当にこれは大切なことだと思ひます。

ひきこもり支援というのは、カウンセリング支援だと、皆さん、結構思いがちなんですが、秋田県藤里町というところでは、施設の情報とか機能とか仕事とか講座などに関する情報を与え続けることによって、ひきこもりの人のほとんどが自立したということが新聞にずっと掲載されております。すごいことだと思ひます。そういう組織があるというのか、どうもボランティアの組織みたいなんですけど、でも市も介入するようなことをちらっと目にしましたので、そういう支援の仕方を市としてサイドから進めるといふのか、指導していくと。指導という言い方が正しいかどうかわからないんですけど、会の力をかりること、また普通のおばちゃん、おじちゃんの人たちが身近に見てることの中でも情報というのはいろいろ隠れております。そういう情報をもっと市の方に上がるような、何かそういう事をこれから考えていってほしいと思ひます。

それと、教育と福祉の連携は特に重要なことでありまして、今の教育と福祉が連携して支援を行っているということを知りて安心してありますが、小中学校までは本当に手厚い支援を行っています。これは実感として感じております。また、適応指導教室というのを、さっきおっしゃいましたけど、あれも小中学校までの支援の

一つですね、施策の一つだと思えます。

中学校まで支援していたソーシャルワーカーとか相談員さんが続けて卒業後も支援するのではなく、別の人が対応するという事なんですね、今のお答えの中ではね。そうしますと、相談員が変わったことで相談していた家族とか本人が問題とかということはありませんでしたでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 健康福祉部長、藤井正浩君。

○健康福祉部長(藤井正浩君) 今までの事例で申しますと、引き継ぎ期間といいますか、それを長く持ちまして、同行訪問したり、いろんなことをしまして、特段問題が生じるようなことはございませんでした。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 1番、堀田あけみ君。

○1番(堀田あけみ君) あるソーシャルワーカーの方が中学校までを相談支援してまして、すごく心配だと。引き続き本当は支援したいんですけど、そこで僕の仕事は終わるので、終わると言ったらおかしいんですけど、引き継ぎをしたのでちょっと心残りのことがたくさんあるということも耳にしました。ひきこもりとか不登校になる児童というのは、すごいデリケート、感受性の強い子が多いと思われまして。やっと心を開いた人に続けて支援してもらうことが私にはいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。これがあわら市の独自の支援方法として、継続して支援するという、そういう方向性は考えられないのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 健康福祉部長、藤井正浩君。

○健康福祉部長(藤井正浩君) 今の例でいきますと、例えばスクールソーシャルワーカーさんには心を開いていたけれども、違う人になったとたん、そういうことではないんですか。

○1番(堀田あけみ君) その方がしたかったなと。

○健康福祉部長(藤井正浩君) したかったなという逆の意味ですか。そのことによりまして、ひきこもりにある状態の子の自立に多大な支障があるようであれば、教育委員会と市長部局の垣根というものは、本来あんまりあるべきものではないのかなというふうには思います。したがって、そのことによって自立に向けた支援が困難になるようなことがもし生じた場合はですよ、教育委員会と十分に協議をいたしまして、柔軟な対応をとって1人でも多く自立に向けて進めていきたいなというふうにございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 教育長、大代紀夫君。

○教育長(大代紀夫君) ただいまの健康福祉部長の答弁につけ加えて答弁させていただきますけれども、本市としては健康福祉部長の考えもそのとおりですし、教育委員会としてもですね、そういう子どもを中心に物事を考えていくつもりです。した

がって、スクールソーシャルワーカーという名前のおり、スクールというのがついているわけですから、子どもについては学校にいる間はそういう面倒を見てもらえるということになるかもしれませんが、その方との個人的な心のつながりは続くでありましょうし、またその方がもし不可能であっても、その次の手だてとして適応指導教室の指導員が対応したりというような、次の手は教育委員会としては、その子に支援できるのであれば、できる限りのことはやっていきたいというふうに思っております。現在も、適応指導教室で続けて中学卒業後も相談を受けている児童・生徒や親御さんもおられます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 1番、堀田あけみ君。

○1番(堀田あけみ君) いきいき教室ですか、あれは小中学校対象というふうに私はお聞きしたんですけど、卒業した後もそこに行くことは可能なんですね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 教育長、大代紀夫君。

○教育長(大代紀夫君) あくまでも適応指導教室というのは、あわら市の小中学校に在籍している子どもたちの適応指導教室でございますけれども、先ほど申し上げましたように、例えば高等学校で退学をしてしまった、しかしどこにも相談するところがないということであれば、保護者の方、あるいは児童・生徒本人が相談に来た場合は、その相談に対応するという柔軟な体制をとっているということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 1番、堀田あけみ君。

○1番(堀田あけみ君) わかりました。そのように教育と福祉というのは、すごく連携が大切だと思います。引き続きこういう支援の仕方で、できれば続けて同じ方がソーシャルワーカーなり相談員の方が1人の人を指導できるような、そちらの方向もちょっと考えていただきたいと思います。

それで、これは例ですけど、こういうものは日本だけじゃなく、世界でも大きな問題となっております。イギリスの方ではね、孤独担当大臣というのが創立されておまして、フランスの市民組織がそういう高齢者とか見守り隊とか、子どもさんを見守ることが各国の取り組みとして今始められているような状況です。特にイギリスでは、孤独に伴う損失は約4兆9,000億円になると言われています。

一つに、健康にかかる費用として約84億円、警察にかかる費用として約300億円、そして生産性の低下にする損失として1兆8,000億円という数字が朝日新聞に出ておりました。この警察にかかるというのは、6,500人以上の警察官を誘導したという、そのことによって傷害を起こしたという数字らしいんです。

また、日本のある県では高齢化が4割を超えるまちで次世代の担い手が必要ということで、一般的な就職が難しいひきこもりの方も、特に力がないわけではなく、ひきこもりを代表とした孤独な環境にいる若者の中にすぐれた才能を持っている人

が多く存在しております。しかし、社会になじんでいないことで、その才能を生かす機会がない、少ないということ。場合によっては、自分を受け入れない社会そのものに反感を持ち、社会問題にあるケースもあると思います。

私はひきこもり、孤独となっている若者の多くは状況に合わせた支援をしてあげれば、社会で活躍する才能を持っていると思っています。これはそのままほっておくと社会にとっては大きな損失ではないでしょうか。孤独、ひきこもり、それが就労低下、生活困窮、そして生活保護というふうに、人的にも経済的にも大きな損失につながると思います。1人でもひきこもり、それにつながる孤独をなくすよう、市の対策でさっきともに考えていくとか、早い段階でそういうことを見つけるというようなことを、たしかおっしゃったと思うんですが、具体的にはどのように、福祉の面からもそういった社会の発展からも孤独の問題について、若者を活躍させてあげようという観点からご意見をお聞かせ願いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 市が3人の職員で対応するというのはとても難しい話でございます。ちょっとここで例を申し上げますと、議員は福井南高校という学校をご存じでしょうか。福井南高校は私立でございますけれども、中学校のときにひきこもり、あるいはいじめに遭った子どもたちが集まっている学校でございます。その学校は何も学問を教えるというんじゃなくて、本当に自立ができる子どもを育てるということで、1に挨拶から始めます。挨拶がしっかりできる子をどう育てるか、コミュニケーションできる子をどう育てるか、頭で考えるんじゃなくて身につける。例えば、ちょっとした機械の操作ができることを身につけるとか、そういうところで、子どもたちに自信をつけさせると。社会に出ても怯えない子どもをつくるということを一生涯やっています。

こういう施設があるということは、学校の先生はみんな知ってます。そういうところに行くときには、両親ともども子どもと面接をするんです。そういう学校の先生方はみずからがひきこもりとか、いじめに遭ったことがあるような先生方がおられまして、親身にそういう子どもたちを一生涯サポートしています。

あわら市としましては、そういうような生徒がいる場合には、花堂でございますので遠くはなりますけど、そういうところへ紹介するとか、あるいは福井にあります若者サポステとあるんですけど、そういうところでもいろんな研修をやっていますので、その程度においていろいろなサポートもありますので、そういうところもしっかりと紹介するというようなことで、いろんな機関、学校等の協力を得ながら、連携しながらやっていくことが必要かなと思っています。何でもかんでも市でやるのは、ちょっとうちのところでは限界を超えるのかなと思っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 1番、堀田あけみ君。

○1番(堀田あけみ君) 南高校は私の知り合いもそこで教員として働いておりました

ので、その状況はよく聞いております。だからこそ、そこに行かれない掘り起こしという言い方はおかしいんですけど、そういう子どもたちもたくさんいて、お母さん方が本当に悩んでいるのも私は見ております。市が全部やれというわけでなくて、さっきも私が言いましたように、いろんな人に手助けをしてもらうような取り組みをまた考えてほしいということをお願いしているのであります。

○副議長（山田重喜君） 質問の途中でございますけれども、ここで暫時休憩をいたしたいと思います。再開は2時30分といたします。

（午後2時21分）

---

（笹原議員 退室）

○副議長（山田重喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時30分）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（山田重喜君） 1番、堀田あけみ君。

○1番（堀田あけみ君） 二つ目の質問をさせていただきます。

あわら市人口ビジョンでは、2040年の人口予想が約2万人であることに對して、あわら市まち・ひと・しごと創生総合戦略での目標は2万3,000人と、かなり高い目標が掲げられていることはご承知のことと思います。この少子化対策について、結婚・出産、そして流入人口の増加など、いろいろな対策が掲げられていますが、不妊治療についても着目されております。

平成24年の調査では、第1子の出産年齢が30歳を越えました。晩婚化を背景に不妊治療も増加しており、現在、日本では6組に1組が何らかの不妊治療を受けているとのことです。さらに、出生数の3%が体外受精などの特定不妊治療によるものと、不妊治療は一般的になってきております。

そこで、あわら市の不妊治療の状況について質問させていただきます。

まず1点目は、あわら市の不妊治療への支援についてです。

不妊治療には財政的な支援も必要ですが、これは県内の市町横並びと思いますが、あわら市はどのような事業を実施していますか。あわら市の独自の政策があればお聞かせください。

また、不妊治療を考えるご夫婦は、財政面だけでなく、精神的負担もとても大きいと思います。不妊治療は、全てのご夫婦に子どもを授かるわけではありません。子どもを授かるまで、また子どもを諦めるまでの葛藤はとても苦しいものとお聞きしています。

近年、ある学校の校長先生が「子どもは2人以上産め」と発言し、社会問題となり校長先生が辞職しました。価値観の押しつけと云えば非難される発言と言わざるを得ません。しかし、我々は「少子化対策」「希望出生率1.8」という言葉を言っています。不妊治療を頑張っているご夫婦にとって、この言葉は校長先生が辞職した発言と大差のない「価値観の押しつけ」に聞こえているのではないのでしょうか。

人口を増やすことが明るい未来のための必要条件なのでしょうか。人口が減少したら、明るい未来がないと考えることの方が「価値観の押しつけ」であり、子どもが少なくなり、人口が少なくなっても、それぞれの価値観で幸せな生活を送れる社会をつくっていくことが大事なのではないかとも思っております。

話は少しそれましたが、子どもが欲しいご夫婦には全力で応援する。それでも夢がかなわなかったご夫婦が、子どもがいないことに苦しみを感じる必要のない社会を我々は築いていかなければならないとともに、そのことで苦しまないように心のケアができる体制が必要だと思います。

不妊治療は医療行為の中で、お医者様が心のケアもしているかとは思いますが、不妊治療の前、治療中、そして不妊治療に失敗した後の心のケアをする相談体制は行政にあってしかるべきかと思いますが、見解をお聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（山田重喜君） 健康福祉部長、藤井正浩君。

○健康福祉部長（藤井正浩君） 不妊治療について、あわら市はどのような施策を行っているかについてお答えいたします。

不妊治療の助成につきましては、県の助成に市町が上乘せする形態となっております。このため、あわら市の施策を申し上げる前に、県の施策についてご説明申し上げます。

不妊治療は保険適用外となるため、1回当たりの治療費が40万円以上となる場合が多々ございます。このため不妊に悩むご夫婦の経済的負担を軽減するために、体外受精や顕微授精費用の一部を助成する「特定不妊治療費助成事業」を平成16年度から実施しております。所得の合計額が730万円未満のご夫婦で、治療開始日の妻の年齢が42歳以下の方を対象としています。助成額は、初回が30万円を上限とし、その後については、初回治療開始時の妻の年齢が39歳以下の場合と40歳から42歳の場合で、助成額、助成回数、対象治療方法などが異なるものとなっております。

また、平成26年度からは「男性不妊治療費助成」として5万円から15万円を上限に助成し、30年度からは薬物療法や人工授精などの「一般不妊治療」に対しても、5万円を上限に助成しています。

さて、本市におきましては、県の助成に加え、19年度から「特定不妊治療費助成事業」を実施し、1回当たり10万円を限度に、毎年度2回まで支給しております。年齢制限は設けておりませんので、43歳以上の方につきましては、市単独での助成となっております。本市における助成件数は、27年度は延べ29件、28年度は30件、29年度は34件となっており、年々増加している傾向にあります。

市独自の施策といたしましては、平成28年度から男性不妊治療に対して、5万円を上限に県補助に上乘せし助成を行っておりますが、現在では他の5市町でも助成を行っている状況でございます。市といたしましては、子どもを望むご夫婦の経済的負担を少しでも軽減するため、既存の助成制度の拡充についても検討する必要

があると考えてございます。

次に、心のケアなど不妊に関する相談体制は充実しているのかについてお答えいたします。

本市では、不妊治療の相談窓口である子育て世代包括支援センターの保健師及び看護師が個別相談に応じております。また、相談内容によりましては、健康長寿課が実施する「臨床心理士によるこころの相談」、あるいは県が行っております「助産師による女性の健康相談」を紹介する場合もございます。

なお、この「助産師による女性の健康相談」の案内カードや県の不妊治療費助成事業のパンフレットは、子育て世代包括支援センターの窓口配置してあるほか、県内、各健康福祉センターの窓口や県内の各医療機関の産婦人科にも配置してございます。また、市作成の子育て応援ハンドブックやホームページに掲載し周知を図っております。

それから、不妊や不妊治療の前後に生じる、さまざまな悩みに関する心の相談件数というものは、年々増加傾向にあります。今後も、子育て世代包括支援センターが中心となり、関係機関と連携を密にしながら相談体制を充実させ、心のケアを必要とする方への支援に努めて参りたいと考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 1番、堀田あけみ君。

○1番(堀田あけみ君) この問題も一番初めの問題と同様、やっぱりなかなか人には相談しにくい問題だと思います。市の方で独自に上乘せとか、男性不妊治療の助成の対応とかをやってらっしゃるということですので、市として頑張ってもらいたいというのはわかりました。

そのほかに、例えばこういうのは早い段階で妊娠や不妊の知識の情報を親身に伝えるパンフレット、例えば婚姻届を出したときにそういう不妊の知識を伝えるような冊子とかなどは配っているんでしょうかね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 健康福祉部長、藤井正浩君。

○健康福祉部長(藤井正浩君) 今のご質問は婚姻届を提出した際に、市民課でそういったパンフレットを配っているかということでございますね。私が今知る限りでは配ってございません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 1番、堀田あけみ君。

○1番(堀田あけみ君) また、こういうことも検討材料の一つとしてお願いしたいと思います。

あと、不妊治療が男性が原因でも、女性にとっては治療に伴う投薬とか検査とか、身体的負担がかかります。さらに精神的負担が大きい負担になるということは承知のことかと思いますが、そのためにもペアカウンセリングなどの体制づくりも必要だと思います。今現在、市でも独自に相談窓口の充実を図っているということなんで

すが、拡張するという言葉をちょっと言われたと思うんですが、例えばどのようにそれを拡張するというふうにお考えですか。ちょっとごめんなさい、私がもし聞き間違えたら済みません。今、拡張という言葉が聞こえましたので。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 健康福祉部長、藤井正浩君。

○健康福祉部長(藤井正浩君) 市の助成というものは、県の助成に上乗せしてやっているということでございまして、市が行っている上乗せ助成について少しでも不妊治療に対する経済的負担を軽減するために拡大していけないかなということでございます。言いかえますと、経済的負担を少しでも減らして、治療に取り組む人を増やしていきたいというふうに検討しているということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 1番、堀田あけみ君。

○1番(堀田あけみ君) 経済的負担軽減の拡大という意味ですか。すみません、私は相談窓口、相談体制の拡大というふうに捉えましたので。

不妊治療というのは、時間も結構かかるんですね。1回で終わるというわけでもないんです。特に働きながら治療するということはすごい困難なことでありまして、精神的にも肉体的にも、これは大変なことなんですけど、そのために職をやめるという女性もいる状況です。不妊治療中の女性の90%が働きながらの治療の難しさを挙げております。これも調査結果に出ているんですけど、厚生労働省のリーフレットが29年2月に出ている、その中でファミリーサポート休暇というのを指導しているんですけど、そのためには企業の理解がもちろん必要でありますし、例えば企業もそうですが、あわら市の職員の体制としましても、またそういう特別休暇みたいな、一つの例としてですけど、そういうことを制度としてお考えでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 総務部長、笹井和弥君。

○総務部長(笹井和弥君) 市職員につきましても、現在この治療を受けている方もいらっしゃるというふうに聞いております。それにつきましては、特別休暇は多分、今はないと思いますけれども、ご自分で休まれての治療を行っているというふうに理解しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 1番、堀田あけみ君。

○1番(堀田あけみ君) これも一つの心のケアの中の一環の対策かなと、私自身、自分が思ったんですけど、そういう方向に向けてもまたこれから考えていただければ、より治療に専念しやすいかなと思います。市の職員、また企業などに不妊治療で悩む人たちに安心して治療ができるような体制づくりをこれからもお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（山田重喜君） お諮りいたします。

本日の会議はここまでとし、あすに延会いたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山田重喜君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、あす、12月7日、午前9時30分から会議を再開します。

○副議長（山田重喜君） 本日はこれで延会します。ご苦労さまでございました。

（午後2時45分）

---

地方自治法第123条の規定により署名する

平成31年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

第95回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

平成30年12月7日（金）

午前9時30分開議

1.開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

（散 会）

---

出席議員（16名）

1番	堀田 あけみ	2番	室谷 陽一郎
3番	山口 志代治	4番	仁佐 一三
5番	平野 時夫	6番	毛利 純雄
7番	吉田 太一	8番	森 之嗣
10番	山田 重喜	11番	三上 薫
12番	八木 秀雄	13番	笹原 幸信
14番	山川 知一郎	15番	北島 登
16番	向山 信博	18番	卯目 ひろみ

欠席議員（1名）

9番 杉本 隆洋

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	佐々木 康男	副市長	城戸橋 政雄
教育長	大代 紀夫	総務部長	笹井 和弥
市民生活部長	杉本 季佳	健康福祉部長	藤井 正浩
経済産業部長	後藤 重樹	土木部長	小嶋 範久
教育部長	糠見 敏弘	会計管理者	中林 敬雄
監査委員事務局長	波多野 和博	土木部理事	鳥山 公裕
芦原温泉上水道財産区管理者	高橋 啓一		

---

事務局職員出席者

事務局長	山口 徹	事務局次長	東 俊行
主査	坂井 真生		

---

◎開議の宣告

○議長（森 之嗣君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（森 之嗣君） 本日の出席議員数は、16名であります。

杉本隆洋君は欠席の届けが出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（森 之嗣君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(午前9時30分)

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 之嗣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番、堀田あけみ君、2番、室谷陽一郎君の両名を指名します。

---

◎一般質問

○議長（森 之嗣君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇山川知一郎君

○議長（森 之嗣君） 一般質問は通告順に従い、14番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（森 之嗣君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 14番、日本共産党の山川知一郎でございます。2点について質問をさせていただきます。

一つは、有害鳥獣対策でございます。

農産物に莫大な被害を与えているイノシシに対して、市内東部を中心に、金網固定柵設置などの対策がとられておりますが、被害は拡大するばかりで、耕作放棄地も増えております。地域住民は、イノシシ対策の一層強化を求めています。この時期にこの質問を提出した時点ではですね、市と猟友会との調整がつかず、有害鳥獣捕獲事業がストップしておりました。大体話はついて、近く再開されるというふうには聞いておりますが、1カ月以上、捕獲事業がストップした、これについて住民から厳しい批判の声が上がっています。事態は一刻の猶予も許されないと考えます。問題点はどこにあるのか、今後の対応はどうするのか、市長の見解を伺いたいと思います。

二つ目に、イノシシ対策については対策協議会が組織されており、JA金津支店の職員1人が事務局を担っていますが、十分機能しているとは思えません。対策協議会には毎年、多額の補助金が支出されておりますが、現状と今後についてどのように考えているのか伺います。

三つ目には、市長は来年度、新たに鳥獣害対策室を設けると表明されております

が、規模と権限はどのようになるのでしょうか。また、対策協議会との関係はどうなるのか伺いたいと思います。

四つ目に、捕獲したイノシシを解体し、食肉として流通させることは積極的に推進すべきと考えますが、この点についての見解を伺いたいと思います。

以上、最初の質問です。よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長(城戸橋政雄君) 有害獣捕獲における問題点と今後の対策についてお答えいたします。

まずは、「有害鳥獣捕獲」についての法令上の根拠について申し上げます。

イノシシを含む野生鳥獣は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」いわゆる鳥獣保護管理法により保護されておりまして、狩猟制度に基づく狩猟鳥獣を捕獲する場合を除き、原則として捕獲することは禁止されております。

ただし、鳥獣による農林水産物への被害や生活環境の悪化、人身への危害が現に生じている、あるいはそのおそれがあり、原則として電気柵や金網柵等を用いた被害防除対策によっても被害が防止できない場合に、法に基づく許可により、有害鳥獣捕獲が認められております。

なお、福井県におけるイノシシの狩猟期間は、11月1日から翌年3月15日までとなっております。これ以外の期間は、許可の期間を定めて有害鳥獣捕獲により捕獲することができます。

また、狩猟期間内であっても、農林水産物への被害や生活環境の悪化等が認められる場合や、鳥獣保護区内においては有害鳥獣捕獲による捕獲が許可されることになっております。

これを受けまして、本市では毎年3月16日から10月末までを「有害鳥獣捕獲期間」としており、福井県猟友会金津支部及び芦原支部に対し、有害獣捕獲のためのおりの設置、稼働、捕獲後の止めさし等の業務を委託いたしております。本年度はこの期間におきまして、イノシシ176頭を捕獲しているところでございます。

一方、金津地区鳥獣害対策協議会では、有害鳥獣捕獲を希望する加盟集落にイノシシ捕獲用の「捕獲おり」を貸し出しております。

しかし、ここ数年、安全性を含むおりの機能確認や点検を行ってこなかったことから、猟友会金津支部の指摘もありまして、有害鳥獣捕獲期間を終える10月末に、各集落におりの返却を求めています。

対策協議会では、返却されたおりを事務局であるJA職員が点検した上で、狩猟期においても引き続き有害鳥獣捕獲を希望する集落に対し、改めておりの貸し出しを行うこととしておりました。

しかしながら、点検作業や安全確認のおくれ等もあり、11月は議員ご指摘のとおり、有害鳥獣捕獲を許可するには至っておりません。関係集落の皆様には大変ご心配をおかけしたところでございます。

この間、市では、金津地区鳥獣害対策協議会並びに猟友会金津支部との間で、「今後の有害鳥獣捕獲のあり方」について、協議を重ねて参りました。その内容は、冒頭申し上げました、法令に基づく適正な有害鳥獣捕獲を関係集落に周知すること、有害鳥獣捕獲隊員である猟友会所属メンバー以外は捕獲おりを稼働させないこと、集落に捕獲隊員を補佐する有害鳥獣捕獲補助者の選任を求め、必要な講習を受けさせること、集落が捕獲おりの適正な管理と見回りを行うこと、捕獲おりの安全性を十分に確保するという事等でございます。

市といたしましては、一般社団法人福井県猟友会のアドバイス等を得ながら、来年度以降の有害鳥獣捕獲に向けた体制整備とあわせて、今ほど申し上げた内容を含むマニュアルを作成し、万全の捕獲体制を整えて参りたいと考えております。

なお、この狩猟期間における有害鳥獣捕獲につきましては、一昨々日、火曜日でございますが、捕獲おりの設置を希望する集落の関係者を集め、説明会を開催いたしております。集落が希望する日時に、猟友会メンバーが有害鳥獣捕獲補助者に対する現地講習を行うこと、法令を遵守して、おりを管理すること等に同意をいただいた上で、速やかな有害鳥獣捕獲の実施に集落の理解をいただいたところでございます。

次に、金津地区鳥獣害対策協議会には毎年、多額の補助金が支出されているが、その現状と今後についてのお尋ねにお答えいたします。

金津地区鳥獣害対策協議会は、鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、いわゆる鳥獣被害対策特措法に基づきまして、平成19年に設立されております。現在、金津地区33集落と芦原地区1集落の34集落が加盟しております。

この協議会は、有害鳥獣による農作物への被害対策や生活環境の維持発展に寄与することを目的として設立されたものでございます。協議会では、有害獣による農地等の被害を抑制するため、加盟集落の要望により、電気柵や金網柵の設置、侵入抑制のための緩衝帯を整備するなど、被害防除対策に関する事務を実施いたしております。

本年度の予算では、電気柵整備に82万円、金網柵整備に547万5,000円、緩衝帯整備に1,295万円、生態調査に200万円、協議会加盟集落を支援する捕獲促進事業補助金として204万5,000円など、補助金の総額で2,434万円を計上いたしております。

一方、協議会の事務局はJA花咲ふくい金津支店内にございますが、その事務は営農指導員1名が担当しています。JAの通常業務に加えまして、捕獲おりの保管や修繕、加盟集落に対する連絡・指導、会計処理を行っていますが、近年、被害地区が細呂木地区や北潟、富津地区まで拡大をいたしております。その事務量が増加しております。そういった意味では、事務処理も限界に達しているという具合に感じているところでございます。有害鳥獣に対する被害を抑制するためには、加盟集落への迅速な対応はもとより、市や猟友会との連携が不可欠であります。

今後の金津地区鳥獣害対策協議会のあり方につきましては、J A花咲ふくいや加盟集落との協議を行い、地域ごとに機能を分割するといった組織再編なども含め、市として主導的にかかわる必要があると考えているところでございます。

次に、鳥獣害対策室の規模と権限はどうなっているのか。また、対策協議会との関係はどうなるのかとのご質問にお答えいたします。

9月議会におきまして、向山議員の一般質問にもお答えいたしましたとおり、来年、農林水産課内に鳥獣害対策室を設けることといたしております。鳥獣害対策室の設置は、今ほど申し上げてきた諸課題を整理し、被害集落に寄り添った施策を展開することが最大の目的であります。現在、その規模や機能等を検討いたしております。

しかしながら、現時点でその規模、あるいは機能、権限等についてお答えすることは控えさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

最後に、イノシシを食肉として流通させることを積極的に推進するべきとのことについてお答えいたします。

現在、有害鳥獣捕獲により捕獲したイノシシは、止めさし後に焼却により処分いたしております。鳥獣被害防止特別措置法では、捕獲した鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等を図るため、必要な措置を講ずるものと定めております。

嶺南地方では、6市町による広域組織が、若狭町に焼却施設と食肉処理施設を建設しております。平成25年10月に若狭町猟友会が指定管理者となり、鹿やイノシシの食肉加工が開始されております。28年度までの処理頭数は、毎年70頭から80頭程度とお聞きいたしております。

しかしながら、解体処理に当たる人員の確保が困難であることなどから、29年度には食肉加工は実施されておられません。本年度は、他の民間事業者に変更したとありますが、現在でも、その運営は軌道に乗っていないとお聞きいたしております。

現在、本市では指中区に指中ジビエ美食倶楽部が加工施設としての認可を受けまして、昨年1月に設立されております。しかしながら、その運営に関しまして、猟友会金津支部との間で意見の相違があり、市といたしましても、その調整に当たっているところでございます。これら等も踏まえまして、現時点で大規模な食肉加工施設の整備につきましては、市といたしましても慎重に考えていく必要があると考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 一つずつ再質問させていただきますが、まず捕獲頭数は今年度176頭だということですが、年間の被害額はどれくらいになっているかということをお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 経済産業部長、後藤重樹君。

○経済産業部長(後藤重樹君) 鳥獣によります農作物の被害額でございますが、25

年度から29年度までの被害額を申し上げますと、25年度が801万円、26年度が825万9,000円、それから27年度はちょっと増えまして1,343万円、28年度は554万3,000円、29年度が1,030万4,000円というような状況でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 毎年ですね、1,000万ぐらい、これは共済から出てきた数字ではないかと思いますが、実際はですね、共済の適用にならない被害もあるので、もう少し実際の被害は多いのではないかなと思います。本当にいろいろ取り組みはされておりますけれども、被害はなかなか減らないどころか、むしろ拡大をしているという状況の中で、先ほどの答弁で、今回1カ月以上ストップしたということについては、いろいろ問題があったということですが、もう少し具体的に、なぜ11月初めからできなかったのかについて、再度伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長(城戸橋政雄君) まず大きな理由といたしましては、捕獲隊員、これは鳥獣害の捕獲、あるいは止めさしに当たる方々でございますが、この方々の安全が確保されているかどうかの確認でございます。先ほど申し上げましたように、有害捕獲期間を終えた10月末に各集落に一旦おりの返却をお願いいたしました。これは協議会としてお願いをしたところでございますが、その際、点検は先ほど申し上げましたように、JAの担当者が行ったところでありますが、確実に安全かどうかの確認ができていなかったという点がまず1点、ございます。そこで、猟友会におきましては、その安全確認をみずから行うということのお申し出も受けまして、改めてそれぞれのおりの安全性を確認したところでございます。

もう一点は、法令遵守も先ほど申し上げたとおりでございますが、近年ややもすると、先ほど申し上げたような、法令の規定に基づかないおりの不適切な使用事例などもあったという具合に指摘を受けました。我々もその辺をいろいろ確認したところ、今ほど申し上げた法令の内容を、我々として各関係集落に十分周知徹底ができていなかったのではないかというような反省も踏まえてですね、改めて、先ほど申し上げたように、今週火曜日に引き続きの捕獲を希望する集落の皆様にお集まりをいただき、この期間、最低限お守りいただく事項をお伝えしたところでございます。これらに時間を要したということで、11月1日以降、現在のところ、有害捕獲ができていないということでございます。

しかしながら、先ほどご理解をいただいた中で、今週末には改めて有害捕獲が再開されるに至ったというところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 私の集落でも、今までおりも仕掛けておりますけれども、そ

の扱いについて、私自身も法的にどうなのかということも恥ずかしい話、ほとんど知らなかった。大体、私の集落ですと、農家組合長が中心になっていろいろ指示をして、集落の者でおりをどこへやるか、こんなことをやっていたけど、よく聞くと、そういうことは資格のない者は勝手に動かしてはいかんとかですね、そういうことについてほとんど知らなかった。今までは別に何もそういう集落でやっても、何も問題は起きなかったのではないかと。何で今になってやかましく言うんやというような声がかかなりあると思うんですね。

それで、先ほどマニュアルをつくって周知徹底したいという話でしたけど、本当に法的にどうなっているのかということを実際にきちっと周知徹底していなかった。私は市自身もそこらは非常に不十分ではなかったかなというふうに思いますけど、そこをきちんとしないとですね、これからはいろいろトラブルが起きる、また実際に安全確保という点でもですね、問題が起きるとのことだと思います。

先ほど、なんかマニュアルをつくってやりたいという、このマニュアルはいつごろできるんですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長(城戸橋政雄君) この点もですね、対策協議会、それから猟友会との三者でいろいろ協議を進めておりました、この猟期の間、3月15日まででございますが、それまでの間に来年度に向けたあわら市としての有害捕獲の方向性、それから今申し上げたマニュアル、これは関係集落の皆様にご理解をいただくためのマニュアル、さらには先ほど来申し上げた法令に基づいた適正な進め方、これを取りまとめたものを3月15日までにまとめたという具合に考えております。

その上で、この期間中に、今、議員がおっしゃったように、関係集落の皆様も誤解に基づく運用をこれまでになさってきたのではないかということの反省も踏まえまして、関係集落の皆様にお集まりをいただいた講習会、これをさせていただく。これをこの3月15日までの猟期の間に行っていきたいと。その上で、そのベースをもとに獣害対策のためのセクションを設けると、こういうスケジュール感で進めて参ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 3月15日までというのは、私はもう少し急ぐべきではないかなというふうに思います。

それと、先ほどもありましたけども、対策協議会が組織をされております。ところが、対策協議会の役員さんたちもですね、この法令とかそういうことについては極めて認識が弱いというか、甘いということがあるというふうに思います。関係する集落だけでなく、対策協議会に入っている集落についてはきちっとこれを徹底することが必要だというふうに思いますが、その点についてはいかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（森 之嗣君） 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長（城戸橋政雄君） ご指摘のとおりですね、あわら市の有害捕獲につきましては、むしろ以前はその対策協議会が中心となって進められてきたところでございます。もともとは劔岳・坪江地区を中心とした東部地区に限定した協議会でありましたが、今現在は細呂木、先ほど申し上げた北潟まで拡大しておりますので、その対象エリアが非常に拡大いたしております。

もともとですね、劔岳・坪江地区の皆様におかれましては、法令も含めまして、ある程度我々をむしろ主導するような知識もお持ちであり、実績もお持ちでございました。

ただ、今現在はですね、委員長は坪江の方でございますが、余りにもエリアが拡大しておりますので、協議会としての機能が非常に手薄になっているというか、改めて先ほど申し上げたんですが、地域で分担するような機能を持たせないんですね、もう限界に達していると。それから、事務局も1名体制でございますので、とても処理し切れるような状態ではないという認識を私は感じております。そういうことも含めてですね、先ほどの3月15日に向けてと申し上げましたけれども、それらの検証、あるいは協議会として再編、これらも含めて今協議を進めて参りたいという具合に考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 是非急いでやっていただきなと思いますが、今言われたように、今の対策協議会は極めて不十分、事務局体制も1名だけで、年間2,400万ぐらいの補助金が出ているのも、全部1人の事務局が扱っていると。これは本当に大きな問題で、何とかきちっと対策協議会の組織再編ということも急がなければならんというふうに思いますが、これの見通しはどんなんでしょうかね。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長（城戸橋政雄君） 今現在、事務局は鳥獣害による被害を受けるのは農家ということになりますので、その関係からJA花咲ふくいが事務局としてこれまでずっと機能してきたわけでございます。しかしながら、支店の廃止等々もありまして、もともと坪江支店にあったものが、今は金津支店に移されていると。営農指導委員の人員も削減される中、本来のJA業務と兼務で事務を行っていただいております。

さらにはですね、JA県内一本化がこの後、進められる中でますますJAにおける事務の取り扱いが手薄になってくる可能性があるんだろうと思っておりますので、今現時点でJAと今後いろいろ協議はさせていただきますが、事務局のあり方については、今後とも強くJAのかかわりは求めて参ります。

その上で、市として協議会の事務にどうかかわるべきかということも考えております。しかしながら、協議会は補助を受ける団体であり、市は補助を行う立場であります。また、先ほど申し上げたような法令に関して指導する立場でもありますの

で、この関係をすみ分けしながらですね、協議会の機能をどうするか、これにつきまして真剣に協議を進めたいということで、先般も役員さん方に申し出をしたところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 最初の答弁でですね、来年、対策室を設ける点については今のところ、まだ言えないというあれでしたけども、私はやっぱりこの対策協議会の事務局は、来年度からは対策室に置くと。人数も少なくとも5名ぐらいいは置いて、きちっと法令の周知徹底、安全管理、おりなどの管理、こういうことをきちんとやるべきだというふうに思いますが、ある程度のどういう役割をするかとか、そういうことは考えていると思うんですが、規模はまだかもしれませんが、そこら辺についてもう少しお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 庁内全体の組織の改変を考えてまして、この鳥獣害対策室でなくて、経済産業部そのものも、前にちょっとお話ししたことがあると思いますけど、商工課をつくるとかいう話もございますので、そうした中で今考えております。

課を農林水産課の中に置くといってもですね、ほとんど課に近いような室として置くのかとか、そういうこともまだわからないと。だから、室長もですね、補佐級の室長でいいのか、課長級を置くのか、あるいはその全体を統括するようなしかるべき人間を強化して置くのかということも、いろんな他市の例とかも調べながら検討しておりますので、今、暗に人数を2人から3人に増やすとかいう問題じゃなくて、体制そのもの、それと先ほど副市長が言いましたように、協議会のあり方ですね、もともと指導的立場にある市の方がその辺の弱体化している状況を十分に把握せずですね、今日まで来たことにつきましては、本当に誠に申し訳ないと思っております。今後そういうところも含めて、関係をどうするかによっても、場合によっては人を増員する必要があるかと思っておりますので、そのような関係のことも含めて検討しているということで、今現時点でまだ確たることは言えないということでございますので、ご了解願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 今言われたような方向で、かなり力を持った室長は課長級ぐらいいを是非配置していただきたいなというふうに思います。よその自治体では、こういう対策協議会みたいなものは全然なくて、市が直接、対策室とかをつくってやっているとこも幾つもありますので、必ずしも対策協議会が必要かどうかということも問題としてはあると思いますが、私はいきなり対策協議会を解散するのもどうかというふうにも思っておりますけども、そこらも含めて、是非検討をお願いしたいなと思います。

それから、四つ目の食肉加工の問題ですが、指中の施設ははっきり言って大々的に解体、加工して販売するという施設としては、ちょっと無理ではないかなと私は思います。

今さっき言われたように、若狭にあるところもですね、担当者の都合で今のところは稼働してないというような状況ですが、最近、美浜の方に新しくできるとか、できたというような話もちよっと聞いたんですが、福井まではともかくとして、坂井市と協議して、県とも話をして、どこか坂井地区の中にしっかりしたそういう施設をつくるべきではないかなというふうに思っております。

それと、一番の問題は解体作業をして、きちっと衛生管理もできて、そういう人がなかなかいない。ここが一番、施設はできても人がいなければ進まないわけで、これをそういう従事者を育成していくということも真剣に考えるべきではないかなというふうに思いますが、その点についてはいかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長(城戸橋政雄君) ご指摘のとおりですね、今あわら市で毎年捕獲するイノシシは年間で350頭前後でございますが、いわゆる食肉として利用される、イノシシは狩猟期間、冬場にかけて捕獲するものが適していると言われております。したがって、そういう稼働期間の問題もありますし、今後、鹿が増大してくる可能性もありますので、いずれそういった施設が必要になるであろうと。

あるいは、先ほど申し上げたように、特措法におきましても食肉としての利用を推奨しているところでございます。したがって、私も農林水課長時代からですね、何回も県の方に要請しているのが単体では無理であろうから、嶺北なら嶺北で1カ所、あるいは坂井福井で1カ所つくることを県が主導的にやっていただけないかということをお願いしてきたところでございます。今のところはまだ県からいい返事はいただいておりませんが、ご指摘のようにですね、あわら市単体ではなくて、例えば坂井市、あるいは福井市も含めてですね、広域的に進めるといったことが一つの方策だと思います。あわせて人員の確保なども広域的に考えるべきではないか、あるいは立地場所も含めて引き続きそれを課題として、今後とも検討して参りたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 国も非常に積極的にですね、これは推進するという事になっていると思います。施設をつくるという点で建設費の問題とか、そういうのはかなり補助金もあるというふうに聞いておりますので、ただ1点に、それを仕切っていく人がどうこうするか、ここが非常に大きな問題。この点、もうちょっとですね、何か育成する手だてというのを是非考えていただきたいなと思うんですが、その点はいかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（森 之嗣君） 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長（城戸橋政雄君） 現在ですね、先ほど申し上げた指中も許可を得て稼働しているわけですが、一方で、食肉の安全性、トレーサビリティなど極めて厳しい状況にもあります。おっしゃるように、それらを含めて適正な加工施設をつくるためには、人員の確保に加えて技術的な問題、それから捕獲から加工施設までの運搬などトータル的に考える必要があると思いますので、それらも踏まえて検討して参りたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 是非ですね、前へ進むように年間350頭ぐらい捕獲しているながら、現状はほとんど焼却処分、非常にもったいないと思いますし、イノシシの肉はなんかにおいがするとか、そういうようなイメージもありますけど、きちんとすれば決してにおいがするものでもないし、非常に高く売れる、牛肉並みに取引されるというふうに聞いてますので、是非、積極的に推進をしていただきたいというふうに思います。

一つ目の問題は終わりました、二つ目に市の職員の残業、超過勤務の問題について伺いたいと思います。

過労死ラインと言われる月100時間を超える残業などが、全国的に問題となっておりますが、あわら市でも、職員の残業が増えていると伝えられております。実態はどうなっているのか、正職員と臨時職員とに分けて示していただきたいと思えます。

また、残業の原因と今後の対策についてどう考えているのか伺います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 総務部長、笹井和弥君。

○総務部長（笹井和弥君） 職員の残業時間の現状と対策についてお答えいたします。

まず、正職員でございますけれども、本年度9月末までの上半期の総累計残業時間は約1万6,800時間で、1人当たりの月平均は約11時間となっております。また、昨年同時期で見ますと、総累計残業時間は約4,500時間増加しております。1人当たりで見ますと、3時間の増加となっております。

次に、臨時職員の残業時間の現状について申し上げます。

同じく本年度9月までの上半期の総累計残業時間でございますが、約1,600時間で、昨年度の同時期と比較しまして470時間増加しております。

続きまして、残業時間の増加の要因について申し上げます。

本年度の残業時間の増加の主な要因は、まずは「福井しあわせ元気国体・元気大会」の開催が挙げられます。関係職員は、8月以降、その準備や大会の運営で、土日を問わず業務の遂行に追われました。また、大会期間中は大半の職員も土日を問わず大会の運営に携わりました。また、7月の豪雨や9月には2度にわたる本市の付近を通過した台風などの対応が挙げられます。特に大雨などの自然災害の対応に

については、市民の安全を考慮し、市内22カ所の避難所開設等の対応がございました。このほか、5月に開催された69市の首長をあわら市にお迎えした北信越市長会総会の準備・運営、また7月にはシステム障害への対応、また7月から実施した「あわら市まち・むらときめきプラン」での128集落への聞き取り調査などが挙げられます。このように、本年度上半期の残業時間の増加は、例年になく特殊要因によるものと考えております。

次に、残業時間の対応についてお答えいたします。

今後の残業時間につきましては、「福井しあわせ元気国体・元気大会」が終了したことにより、減少するものと考えております。また、日ごろから職員に対して、不要な残業や休日出勤の抑制など、事務の効率化を促すとともに、ワーク・ライフ・バランスの実践にも心がけているところでございます。

さらには、来年度の行財政改革において、基本的な方針や取り組みを取りまとめていくこととしておりますけれども、その中でですね、具体的により効果的、効率的な仕事の進め方なども検討して参りたいと考えております。

次に、臨時職員の待遇の改善についてお答えいたします。

臨時職員については、平成32年度の地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、新たに「会計年度任用職員」に移行することになります。これにより、臨時職員は、会計年度任用職員として、適正な任用・勤務条件が確保される一方で、一般職に適用される各種規定も適用を受けます。現在、制度設計に向けた検討を行っておりまして、来年度中の条例制定を予定してございます。

次に、正職員の増員についてお答えいたします。

ご存じのように、人件費は経常的な経費として継続性を持ちます。財政硬直化の大きな要因の一つとなります。本年度の一般会計当初予算に占める人件費の割合は、歳出総額の約15%でございまして、大きな割合を占めており、正職員の増員は、直接、この人件費の増加につながります。こうしたことから、期間的な特殊要因で職員を必要とする場合につきましては、任期付職員で対応しており、28年度に6人、29年度に4人を採用しております。

今後とも職員の採用について、将来的な行政需要や財政状況なども総合的に勘案しながら、定年延長や再任用制度などの動向を踏まえて、慎重に行って参りたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 正職員は月平均11時間の残業ということですが、最高残業した人は月どれくらい残業しているのか。そして、その残業する場合の手続とございますか、それはどういうふうになっているのか伺いたしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 総務部長、笹井和弥君。

○総務部長(笹井和弥君) 先ほど特殊要因の中で、国体の開催を挙げさせていただき

ましたけれども、最高で国体の推進課の職員でございますけれども、月165時間でございます。こちらの方は大会直前の9月の数字でございます。

残業の申請の仕方でございますけれども、まず事前に所属課長に残業する旨を、所属長の指示をもって残業を確定するというところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 先ほど言われたように、国体の開催などというちょっと特殊な状況がありましたから、やむを得ないかなという気もしますが、しかし最高は月165時間、これは過労死ライン100時間を大幅に超えているという状況ですので、これからはこんなことは起こらんのかなという気もしますが、是非残業の管理はきちっとしていただきたい。

手続としては、課長の指示で残業するということですが、その場合にですね、残業時間は何時間とか、そういうことは課長からの指示なんですか。本人の判断でやるんですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 総務部長、笹井和弥君。

○総務部長(笹井和弥君) 残業についての許可を課長が出すということでございますけれども、それはあくまで事前にですね、担当者が申し出て許可を受けるということでございますので、その日の残業が何時間になるかということは、その時点ではわかりません。実績として、その日、例えば4時間残業したとかということが実績として上がってくるということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 本人はどうしてもやらなきゃならんというようなことで申し出るんでしょうが、かなり遅くまで残業しているというケースも見受けられると思いますね。働き方としてはなかなか難しいところですが、やっぱり最高でも何時には帰らなさいよというようなことはきちっとすべきではないかと。ずっと何時までも終わるまでやるんやということでは、ちょっとまずいのではないかなというふうに思いますが、その点はいかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 総務部長、笹井和弥君。

○総務部長(笹井和弥君) 例えばですね、期限が決まっているものにつきまして、集中的に残業する必要がございます。それで各課、例えば税ですと納付書の発行もでございますし、集中的に時間内に間に合わせなければいけないというものがございしますので、そのときにはやはり残業時間が長くなる傾向があると思います。

ただ、先ほどから私が申し上げており、今回100時間を超える残業につきましては、国体推進課の職員がほとんどというか、100%近いんです。この業務につきましては、集中的に9月に行わなければいけないということがございます

ので、9月に限った100時間以上の残業ということになってございます。10月に国体が終わりましたので、その後、休暇をとって体を休めるようにという指示は行っておりますので、よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 残業の許可は課長が出すということですが、残業する者がいる場合、課長はずっとその残業が終わるまではいるんですか、いないんですか。そこらはどんなんですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 基本的には、課長がですね、帰らないと帰りづらいという課もございまして、課長は率先して帰るということですが、この期間中においては一番働いたのは課長だと思います。それにおいては、この期間中は課長はずっといたと思われま。

また、全体の管理はですね、教育委員会なら教育長、あるいは教育部長が全体管理をして業務の平準化というものについては努めておりますので、この期間中、体調を崩してどうのこうのというような声があれば、当然休ませてもいますし、そういうこと健康管理にも気を配りながら、最大限、皆さんが頑張ったということだと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 職員の健康管理上もですね、本当に過重な残業はできるだけなくすということで、是非頑張ってくださいなと思います。

ちょっと通告をしてないんですが、今、全国的に教員の残業というのも非常に問題になっております。あわら市の先生方の残業状況というのはどんなのか、わかる範囲でちょっとお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 教育長、大代紀夫君。

○教育長(大代紀夫君) 議員おっしゃったように、通告を受けておりませんので、その件についての正確なことは申し上げられませんが、日ごろ行っていることにつきましては、市同様でございますけれども、これも働き方改革、業務改善について非常に教員の働き方についても、いろいろ巷間言われているところでございますけれども、鋭意まず勤務時間をきちんと入力すると。タイムカードのかわりに入力をしたり、そういうことをしながら所属長がきちんと管理をしております。その中で適正な勤務時間に努めるように努力をしているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 市の職員でもあるのかもしれませんが、学校の先生は結局

残業はしないけども、仕事を持ち帰って家で作業するというようなことも。

○議長（森 之嗣君） 山川知一郎君、それは通告内容と違います。

○14 番（山川知一郎君） 残業と関連するんですけど。

○議長（森 之嗣君） 残業と関連しても、職員の残業ということですから、勝手に範囲を広げないでください。

○14 番（山川知一郎君） わりました。また、改めて教員の残業についても伺いたいと思います。

さっき言われたように、今年は国体とか災害とか特殊な条件があったので、多少はやむを得ないかなということもありますけれども、それでも最高165時間というのはね、ちょっとひどすぎるなというふうに思いますので、適正な管理に努めていただくように求めまして、私の質問を終わります。

○議長（森 之嗣君） 暫時休憩いたします。再開を10時35分といたします。

（午前10時23分）

---

○議長（森 之嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

◇平野時夫君

○議長（森 之嗣君） 通告順に従い、5番、平野時夫君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 5番、平野時夫君。

○5 番（平野時夫君） 通告順に従いまして、5番、平野、一般質問を行います。

「災害レベルの暑さ」と気象庁警戒があった今年は、夏場の記録的な猛暑日が続く中、熱中症の搬送者が2万2,000人と過去最多となり、65人もの方が亡くなりました。こうした事態を受け、エアコンの整備を決断する自治体が相次ぎました。一方では、厳しい財政事情などから整備をためらう自治体も少なくありません。幸い本市の小中学校の普通教室には、既にエアコンが設置されており、今夏、子どもたちも快適に学習できていたのではないかと思います。

しかし、現在、特別教室や体育館にはエアコンは設置されておらず、部活動などではサウナ状態の体育館で長時間活動しています。どんなに暑い日でも部活動は中止にならず、子どもたちはつらくてもなかなか口に出せずに我慢しているのではないのでしょうか。

一方、私たち大人は、そうした厳しい状況下でも容易に自己対応できるのですが、子どもたちはそういうわけにはまいりません。今後、ますます地球温暖化に伴う夏の気温の上昇が想定され、暑さ対策を急ぐ必要があると考えます。猛暑の影響による熱中症などの健康被害から、子どもを守るための安全な環境を整備することは、私ども大人の責務であります。

では、質問いたします。

現在、小中学校の特別教室のエアコン設置状況はどのようになっているのか、そ

して今後、その特別教室にエアコンを整備する考えはあるのか具体的にお聞かせください。

また、小中学校の体育館に冷暖房機を整備する考えはありませんか。その際、体育館向け大型移動式エアコンを導入する考えはございませんか。

災害時には避難所となる学校体育館での生活環境、能力改善にもなる冷暖房設備の設置は喫緊の課題ではないでしょうか。したがって、市当局には毎年やってくるであろう夏の猛暑に向けて学校の暑さ対策を万全にするために、是非この提案を調査研究していただきますよう要請いたしますが、いかがでしょうか。

1 回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 教育長、大代紀夫君。

○教育長(大代紀夫君) まず、小中学校の特別教室のエアコン設置状況はどうなっているか、今後、特別教室にエアコンを整備する考えはあるのかとのご質問にお答えいたします。

この夏の暑さにより、学校生活における児童・生徒の熱中症が懸念されましたが、おかげさまで本市では小中学校の普通教室102室全てにエアコンが整備されており、健康被害は発生いたしませんでした。お尋ねの特別教室については、市内9小中学校で、理科室や音楽室、図書室のほか相談室や多目的室など、合計で103室あり、そのうち36室にエアコンが設置されている現状です。

また、今後の整備については、未整備の教室67室全てに設置した場合、約4億8,000万円と多額の費用がかかることもあり、まずは児童・生徒が頻繁に利用する図書室や音楽室、理科室などの教科の教室を優先して、整備して参りたいと考えております。

次に、小中学校の体育館に冷暖房機を整備する考えはないか、また、その際、大型移動式エアコンを導入する考えはないかとのご質問にお答えをいたします。

体育館のエアコン整備につきましては、教室に比べ面積が広く、天井が高いことから大型の設備が必要となります。仮に全ての小中学校の体育館に常設のエアコンを整備した場合、約6億円の工事費がかかることが想定されます。

一方、議員ご提案の大型移動式エアコンにつきましては、導入費用は1台約180万円と空調設備を設置するより安く購入できます。しかし、この場合、涼しいのはエアコン前面の5mから10mの範囲と狭く、小さな体育館でも8台以上のエアコンが必要となるとのことです。また、エアコンの後方から熱気を排気する必要があることから、設置場所の問題が発生いたします。さらに、温度設定ができず、風の当たる部分は涼しいが、体育館全体は涼しくならないとのことであり、学校の授業等での利用については多くの課題がございます。

以上のようなことから、当面は児童・生徒の体調面を十分考慮し、小まめな水分補給と休憩をとらせることや、状況に応じて活動を中止するなど、暑さ対策について各学校長を通じて周知徹底を図って参ります。

また、猛暑時の避難所開設には、エアコンが整備されている普通教室や特別教室などを利用することで、対応が可能であると考えております。

最後に、大型移動式エアコン導入の提案を調査研究することにつきましては、地域防災拠点としての重要性を十分踏まえ、体育館の改修計画など優先順位を見きわめながら、慎重に検討して参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 5番、平野時夫君。

○5番(平野時夫君) 今、教育長、お答えの中で8台必要だという答弁がありましたけれども、そんなにたくさん要らないと思うんです。大型移動式エアコン、どの大きさのエアコンを想定しているのか、ちょっとわからないんですけども、こういうダクトが三つありまして、それを伸ばして使う場合、また排熱も、要するに外に出す、その設置費用もそんなにかからないということで、熱がこもらないというものなんですけども、またちょっと調べていただきたいと思います。

再質問させていただきます。

これも猛暑日における体育館使用の基準なるものは各学校というか、市として使用基準というものはあるんですかね、温度とか湿度とか。そういうものがある基準を超えた場合には、活動を行わないとか利用しないとかいったものがあるんでしょうか、ちょっとお聞きします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 教育長、大代紀夫君。

○教育長(大代紀夫君) 猛暑日におけます体育館の使用基準については、特に定めるものはないわけでございますけれども、公益財団法人の日本スポーツ協会がスポーツ活動中の熱中症予防ガイドブックの中で、運動に関する指針というものを公表しております。それによりますと、基本ではおおむね35度以上で、特別な場合以外は運動を原則中止として、特に子どもの場合は中止すべきであるというふうなことが書いてございます。こういう指針ももちろん参考にしながら、各学校ではですね、もう35度などといった猛暑日には外で遊んだり、あるいは中で遊ぶことにおいても思い切った中止なりの措置をとる場合がございます。

でも、子どもたちは元気がよくて昼休みぐらいですと、私が以前いた学校ではですね、飛び出していきますので、そのときには教員がきょうは外は無理だよと言って中に入れるような場合も、このごろは発生しております。それくらい、昔はなかったような気温がこのごろの夏にはあるわけでございますので、養護教諭とか一般の担任もですね、その点、暑い日は特に気をつけてですね、きめ細かな健康観察を行いながら、熱中症の予防に努めているというのが現状でございます。とにかく命の危険にも及ぶような気温にもなることがありますので、十分注意をしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 5番、平野時夫君。

○5番(平野時夫君) 夏場の猛暑日が毎年増えている状況の中、教育現場であること

を踏まえ、時間をかけてでもエアコンの設置は必要と考えます。市長のお考えをちょっとここでお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) もともと夏場は暑いということで夏休みはあるわけですね。ただ、基本的な考え方は教育長が話したように、こんだけ猛暑日が続く中で子どもたちが元気で健康に過ごすことができるように、あるいは学習に集中できるということで、そういうような環境を整えていくことは非常に重要だと思っております。

しかしながら、一方、子どもは子どものころにですね、エアコンも扇風機もない中で育ってきた人間からするとですね、家に帰るとエアコンで快適に過ごし、学校でも、また教室でも、さらには体育館でも快適の中でそういうところでしか活動できなくなってしまうようなことにならないか。子どもたちの健全なたくましい成長を考えたときに四季折々にそういうことを感じながら学習するというのも、ひとつ大事なかなと思っておりますので、ちょっと古臭いかもわかりませんが、体育館まで莫大な投資、またお金も物すごいかかる中でですね、電気代が物すごい払いますから、そういうことについてはやっぱり関係機関と十分協議させていただきたいなというところが今の私の考えでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 5番、平野時夫君。

○5番(平野時夫君) 私も団塊の世代で、そういう涼しい環境の中で遊んだという記憶はありません。猛暑、酷暑の中で自然の中で山、川、野原で遊んだ覚えがありますが、時代が変わりまして、本当に昔に比べるとこの暑さも半端でない暑さが襲ってきています。その中でやっぱり大切なこれから社会の一員として担っていく大事な子どもたちの命を守るという点で、体育館も暑い環境の中を少しでも快適に過ごしながら活動できる、そういう環境づくりを考えていくのは私たち大人の責務だと思います。

他市のエアコンの設置状況はどのようになっているか、ちょっとここでお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 糠見教育部長。

○教育部長(糠見敏弘君) 今いろいろと猛暑が続くということで、エアコンの整備ということが全国的に話題になっております。福井県におきましても、あわら市は普通教室に全てエアコンの完備は終了しておりますけれども、まだ県内で残っている市町もございます。そういった中で、今回、特別教室というようなことでご質問いただいているわけでございますけれども、順次、特別教室にも進めていくというような流れができているというのが現実でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 5番、平野時夫君。

○5番（平野時夫君） 教育長、先ほどの答弁の中で、1台180万円、どのような大きさ、規模のエアコンですかね、ちょっと聞かせていただければ。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 教育部長、糠見敏弘君。

○教育部長（糠見敏弘君） 先ほど議員が手でお示ししていただいたものと、多分同型だと思うんですけども、このような箱型のものをございまして、後ろから排気をするということで、排気口が上の方に三つほどついているといった同じような品物だと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 5番、平野時夫君。

○5番（平野時夫君） 学校の暑さ対策は、申すまでもなく重要な課題であることは明白でございます。しかし、各種行事や体育活動に欠かせない体育館では、広大な空間であるがゆえに設備の選定が非常に困難です。また、工事やシステムに多くのコストが必要となるのはわかります。

私はこの移動式のエアコンを提案しているわけですが、何も企業からの回し者ではございません。このたびの私の提案内容は、工場やイベント会場で活躍している大型の移動式エアコンで、工事不要、いずれも移動可能、レンタルも可能のすぐれものだと思います。大風量の冷房だけでなく暖房も行える、強力な冷風・温風を吹き出しますが、インバーター制御によって静かに運転でき、省エネ性にもすぐれているようでございます。そして、必要に応じてダクトを伸ばして排熱処理が可能であります。場所に合わせて三つのサイズから選べますというものでございます。

さて、菅官房長官は本年7月の会見で、児童・生徒の安全、健康を守るための猛暑対策は緊急の課題とし、小中学校へのエアコン設置を政府として補助すると名乗っております。来年夏に間に合うよう、政府として責任を持って対応したいと述べられております。財源の中でよい品がないか、是非探っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 教育部長、糠見敏弘君。

○教育部長（糠見敏弘君） 今ほどの官房長官の発言の中で、補正予算というものが組みまれておまして、つい最近、福井県内にも内示があったというふうに聞いております。こうしたことで、エアコンに関するご質問をいただいているわけですが、教育委員会におきましては学校とか、あるいはスポーツ施設、文化施設など、たくさんの施設を管理させていただいております。この際、これを改修するというような事業に際しましては、立案をする際には必ずですね、財源を調査したり、そして確保することというのが極めて重要なことでございます。議員からご提案いただいたとおり、空調整備事業を検討する際には国、県の助成、あるいは地方債の状況など、十分に調査研究をして進めて参りたいというふうに考えておりま

す。よろしくお願ひいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 5番、平野時夫君。

○5番(平野時夫君) 文部科学省が実施した全国の公立小中学校の冷暖房設備設置状況の調査によると、2017年、昨年4月1日現在では、設置率は49.6%、まだ半分近い普通教室はエアコンが設置されておらず、熱中症のリスクと隣り合わせで授業が行われております。理科室や音楽室などの特別教室を含めた設置率は41.7%ということでございます。体育館や武道館などの運動施設に関しては、冷房設備設置率はわずか1.2%でございます。

避難所に指定されている学校体育館は、国の緊急防災・減災事業債ですか、略して緊防債が活用できます。これを活用する考えはございませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 教育部長、糠見敏弘君。

○教育部長(糠見敏弘君) ありがとうございます。いろいろ地方債、あるいは国の財政措置等いろいろございます。それらも先ほど申しましたとおり、実際に導入する際、事業着手する際には十分に調査研究を行いながら進めて参りたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 5番、平野時夫君。

○5番(平野時夫君) 地方負担が軽減される、国のこういった支援を大いに活用していただいて、防災・減災や教育環境の向上のためにエアコンの整備を精力的に進めるべきであります。再度申し入れをして、この質問を終わります。

次に、ヘルプマーク・ヘルプカードの導入について質問させていただきます。

私は、平成28年12月の定例会におきまして、このヘルプカードの導入に関しての質問をいたしました。今回再び質問をさせていただきます。

ヘルプマークは、義足や人工関節の使用者、内部障害のある人、難病を抱えておられる患者や妊娠初期の人など、外見からは援助や配慮が必要だとわかりにくいハンデのある人が、ヘルプマークを身につけることで、周囲の人からの支援を受けやすくするものでございます。このマークは、かばんなどにつけて使用する手のひらサイズの合成樹脂製ストラップです。裏面に附属のシールを張ると、氏名や支援してほしい内容などが記載できます。

また、ヘルプカードは、障がい者が援助や配慮を必要とする人が周囲からの支援を求めやすくするもので、折り畳むと運転免許証サイズになり、支援してほしい内容のほか、緊急連絡先や服用している薬などが記入できます。

この東京発のハート・プラスマークのヘルプマークが、昨年7月、日本工業規格(JIS)として制定され、国としての統一規格となってからは、活用の動きが一気に全国に広がっています。

そこで伺います。

前回の一般質問における答弁の中で、当時の市長は「国や本県におけるヘルプカードに関する動向を注視する必要がありますが、2年後に「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会」を控える本県、また、その際の宿泊拠点となり得るあわら市にとりましては、ヘルプカードの導入は積極的に進めるべきものと考えているところです。今後、県主導によるヘルプカードの早期導入について、機会を捉えながら知事に進言をして参りたいと考えております」と、当時の市長は答弁されておりました。県はかろうじて国体直前の9月にヘルプカードの配布を開始しました。本市においては、国体・元気大会以前に導入していただきたかったのですが、残念ながら時既に、ございました。

私は2023年春の北陸新幹線開業に向け、今こそ「オールあわら」で「周囲の人が手を差し伸べてくれる、人に優しいまち」、あわらの湯のごとく「身も心もあたたかいまち」を築きつつ、「おもてなし」の機運を大いに高めていくことが大事ではないかと考えております。

心のバリアフリー推進のために一日も早くヘルプマーク・ヘルプカードを導入すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 健康福祉部長、藤井正浩君。

○健康福祉部長（藤井正浩君） 心のバリアフリー推進のため、一日も早くヘルプマーク・ヘルプカードを導入すべきと考えるがどうか。また、現在の進展状況はどうなっているのかとのご質問にお答えいたします。

まず、ヘルプマーク・ヘルプカードの県内の導入状況でございますが、本年6月に福井市、9月に福井県がヘルプカードを導入しております。

こうした中、本市といたしましては、東京都が推進するストラップ型のヘルプマークを作成したいと考えております。このヘルプマークは、商標登録の関係から、材質、色など全て東京都が定めた規格に従って作成することとなっております。この助け合いの印であるヘルプマークはかばんなどにつけて、援助や配慮が必要であることを周囲に一目で知らせることができるマークで、昨年7月にJ I S登録され国の統一規格となっております。

作成にかかる予算につきましては、今回の議会定例会に提案しております一般会計補正予算において、30万3,000円を計上しております。ご承認いただければ、来年1月に1,000個を作成する予定でございます。作成後は、市役所内関係各課、市民課芦原分室、市社会福祉協議会、また市が委託している障害者相談支援事業所などで配布をいたしたいと考えております。

また、民生委員や福祉推進委員及び障害者相談支援員等による普及に加え、重度の障害をお持ちの方や入院中の方、あるいは交通手段のない高齢者の方など、市の窓口に来て申請や受け取りをすることが困難な方に対しましては、代理手続や郵送での方法も取り入れていきたいと考えております。

さらに、ヘルプカードにつきましても、来年1月に「あわら市版ヘルプカード」

を市のホームページに掲載し、誰でも自由に印刷して活用できるようにする予定でございます。ヘルプカードは、緊急連絡先や配慮してほしいことなど、伝えたい情報を記入できるような仕様にし、財布やケースに入れて持ち歩くことができるようにいたします。

なお、このヘルプマーク・ヘルプカードの導入に際しましては、市民に対し広く周知し認知度向上を図ることが何より重要であると思っております。このため、市や社協の広報、ホームページ、フェイスブックへの掲載やポスター、チラシ等の配布に加え、マスコミ各社に対しても取材を働きかけて参ります。さらに、公共交通機関、病院、企業などにも周知を図り、協力を求めて参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 5番、平野時夫君。

○5番(平野時夫君) ありがとうございます。来年1月から「あわら版ヘルプマーク」配布開始ということで、大変に私も喜んでおります。各図書館にも配布してはどうかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 健康福祉部長、藤井正浩君。

○健康福祉部長(藤井正浩君) できるだけ便宜を図りたいと思っております。ただ、図書館まで含めるかどうか、そこはちょっと検討させていただきたく思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 5番、平野時夫君。

○5番(平野時夫君) ヘルプカードに関しては、ホームページ、ダウンロードして個人個人活用できるということなんですけれども、窓口には置く予定というか、ダウンロードしてたくさんでなくても、自分でできない、つくれない方もいらっしゃると思います。その方にこういうものができますよと、またあげられるものの用意を若干していただければありがたいなと思うんですけれども。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 健康福祉部長、藤井正浩君。

○健康福祉部長(藤井正浩君) 議員ご指摘のように、なかなかホームページからダウンロードしてつくれない方も多いと思いますので、その辺については窓口を用意いたしまして、ヘルプマークとあわせて受領できるような体制をとっていきたいと考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 5番、平野時夫君。

○5番(平野時夫君) 先ほど部長の答弁にもありましたように、ヘルプカードとマークの導入が実施される際には、広く市民に対して周知の徹底と認知等の向上を図ることが重要でございます。さまざまなツールを用いて普及促進にしっかりとつなげていただくよう申し入れて、この質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

---

◇卯目ひろみ君

○議長（森 之嗣君） 通告順に従い、18番、卯目ひろみ君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 18番、卯目ひろみ君。

○18番（卯目ひろみ君） 18番、卯目でございます。一般質問させていただきます。

一つ目は、国際交流事業から学ぶものというものと、二つ目にデマンドタクシーの普及と、さらに使いやすくするための改善点について、この二つについて質問させていただきます。

あわら市が合併前の芦原町より引き継いだ日中友好事業が今年で35周年を迎えます。その年に当たり、国際交流事業から学ぶものとは何だろうか、改めて考えてみたいと思います。この11月にポプラ社という会社より、「学習まんが 歴史で感動！」シリーズに、新たに『藤野先生と魯迅』海を越えた師弟の交流 日本と中国の絆」というコミック誌が発刊されました。言うまでもなく、旧芦原町、本荘地区の医師、藤野巖九郎先生と中国の文豪、魯迅との交流の物語です。魯迅が日本の仙台医学専門学校、今の東北大学ですが、そこに医学生として留学中に、最も自分に親切にしてくれた日本人の藤野先生のことを生涯忘れずに、敬愛、尊敬をし、ずっと影響を与え続けました。この藤野先生の名前は、中国の教科書にも書かれているそうです。ほとんどの中国人が知っているという有名な先生、藤野先生です。また、中国紹興市の魯迅記念館には子どもから大人までがたくさん訪れて、一年中にぎわっていると聞きました。

しかし、振り返って、このあわら市ではどうでしょうか。名前は聞いたことあるけど、本当のところは知らない。えち鉄湯のまち駅前広場には、藤野巖九郎記念館がありますが、入ったことはない、こういう方々は恐らく市内にも多いのではないかと思います。

魯迅が帰国後に、筆の力で中国国内に与えた影響力と、その後の日本での藤野先生のつつましやかな暮らしとは全く別のものであり、比べることはできませんが、かつて明治の時代に私たちの身近なところで生まれ育った人物が、東北仙台的地で間違いなく、そんな交流を行っていたという歴史があるのです。

また、もう少し大きく見回すと、一方には、その少し前の時代には松平春嶽、橋本左内、由利公正といった人などが活躍した、この福井の歴史もあります。これもまた事実として興味深く、後世に伝えるべき事柄です。

今年、あわら市は日中友好35周年を迎え、同じく35周年の富山県南砺市と一緒に、私も中国紹興市を訪問させていただきました。ふだんから毎年、中学生、高校生レベルでの国際交流も行っていて、これもまた大切なことですが、ではなぜこの事業があるのか、なぜ今も続けられているのか。私は改めてこの目的を考えました。

かつて、藤野先生が魯迅に対して行った最も基本である「分け隔てなく人には親切にする」というこの精神を、物語を通して、物語というのはコミックのことなんです、わかりやすく、子どもたち、あるいは大人たちにも伝えていくこと、後世に伝えることに価値があるのだということに気がつきました。その結果、この事業を理解することにつながるように思います。

質問ですが、現在、この師弟愛を何か特別に学校教育の中に取り入れていることはありますか。もし、あるのならその答えをお願いします。ないのなら今後取り入れる予定は考えられませんか。

地域教育、ふるさと教育とは伝えることです。止まることのない、止めてはいけない積み重ねです。「人には親切に」言葉ではよく言います。でも、家庭、学校、社会と小さいうちから事あるごとに取り入れていく工夫が欲しいと思います。いかがでしょうか。

また、あわら市はもう一つ、アメリカオレゴン州ユージン市とも国際交流を行っています。こちらはこういったことがきっかけで交流が始まったのでしょうか、お聞かせください。

一つ目の質問です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 教育長、大代紀夫君。

○教育長(大代紀夫君) まず、藤野先生と魯迅の師弟愛のような「人に親切にする」気持ちを、学校教育の中に取り入れていることはあるのかについてお答えをいたします。

学校教育におきましては、道徳教育を中心に総合的な学習の時間、運動会・体育祭、部活動など、あらゆる教育課程、教育活動において「人に親切にする心」を養っております。

また、子どもたちは、日々の集団登校や掃除の時間においても、上級生が下級生の面倒を見ながら、あるいは安全に登校することや校舎をきれいにすることなどを通して、人に親切にし、協力し合って思いやりの心を育てているところであります。

こうした中で、本市には、ただいまご紹介いただいた郷土の偉人、藤野巖九郎先生がおられます。教育委員会では、魯迅との出会いから、その師弟愛、さらには本市と紹興市における友好のきずなをまとめた社会科の副読本がございまして、この本は『魯迅と藤野巖九郎』と申しますが、この本を平成15年から市内小学校の5年生を対象に配布しております。

各学校では、この副読本を活用し、「分け隔てなく人に親切にする心」を養うことを目的といたしました道徳の時間や、総合的な学習における人物史の学習、社会科における国際交流・国際平和の学習などに活用しているところです。

また、議員もご承知のとおり、紹興市には、今年度で32回目となる友好親善少年使節団を派遣しています。既に700名を超える中学生・高校生の使節団が2人の間の師弟愛を学びながら、異文化の相互理解や国際親善を深めているところでご

ざいます。

さらに、このたび、あわら市日本中国友好協会から教育委員会に対して、「学習まんが 歴史で感動!『藤野先生と魯迅』」800冊を贈呈していただきました。早速、市内の小中学校、公民館、図書館などに配布し、今後は図書館文庫であったり、学級文庫であったり大いに活用しながら、ふるさとの偉人である藤野先生と魯迅との師弟愛を長く語り伝えていきたいと考えています。

次に、「人に親切にする」ということを、地域教育、ふるさと教育として取り入れることについてお答えをいたします。

子どもたちにとって、まず道徳心を養う環境の基礎は家庭教育であると考えます。保護者が日々の生活の中で基本的な道徳心を子どもたちに教えていくものだと思います。その上で、こども園、小中学校、高等学校を問わずそれぞれが連携して、幼児期から高校まで一貫して、あらゆる機会を通して「人に親切にする心」を育てております。

また、子どもたちは、地域の行事に積極的に参加することを通して、地域の人たちにお世話になりながら、さまざまな道徳心を育てていると私は思います。私も、まさに、地域教育・ふるさと教育は伝えることである、とどまることのない積み重ねが大事であり、今後も藤野先生などを含め、一層ふるさと教育を推進して参りたいと考えております。

最後に、アメリカ合衆国オレゴン州ユージン市のケリーミドルスクールとの交流のきっかけについてお答えをいたします。

1997年、平成9年、当時の金津町では、グローバル化の時代を迎えていました。まず、若者の国際交流事業への取り組みに当たり、東レ・ダウコーニングシリコン金津工場のご協力をいただき、金津中学校の生徒12名と引率4名が、同社のアメリカ本社がありますインディアナ州のケンダビル中学校を訪問しました。これが国際交流事業の始まりであります。

第2回目は、翌年の平成10年に、民間会社が主催するオレゴン大学のイマージョン教育に特化したプログラム研修に生徒12名と引率4名が参加いたしました。この研修の中で、日本語を第2外国語として勉強しているケリーミドルスクール、現在子どもたちがお世話になっている学校ですが、ケリーミドルスクールの「ブレット先生」と知り合い、以後、本年度で21回の訪問団を結成し、授業に参加したり、ホームステイをしたりして交流を図って参りました。

中国及びアメリカ合衆国との交流は、本市の子どもたちのふるさと教育、国際理解などの教育にとって、極めて重要な事業であると認識をしているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 18番、卯目ひろみ君。

○18番(卯目ひろみ君) 今お答えをお聞きしまして、本当にいろんなところで親切心を養っている、それはよくわかりますし、ありがたいことだと思います。

ただ、副読本というのがありまして、これは芦原町時代にたしかつくられたものだと思います。5年生対象にずっと行っていました。また、平成15年からずっとやってるんですね。これ、ちょっと私、そのころは思っていなかったんですけども、なぜ5年生だけといいますか、5年生からでない副読本の話をしたたりすることが無理なのかなとか思っていたんですけど、人に親切にする、それを例えば藤野先生と魯迅の交流をもっと小さいうちからでも、恐らくわかると思うんですね。恐らく五、六歳になれば十分にわかると思うんですけども、一緒にそれをあわせながらやっていけば、5年生にならなくても、そのもっと前から藤野先生というのがこのあわら市にはいたとかね、そういうことを子どもながらに理解して、人に親切にするということの大切さといいますか、何か一つそういうことがあると、子どもというのは意外と覚えて、そこから始まるということがありますので、そういうところではいかがでしょうか。小さいときから藤野先生と魯迅のそういうのを取り入れていくということではできませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 教育長、大代紀夫君。

○教育長(大代紀夫君) ありがとうございます。議員ご指摘のとおり、これが副読本でございますけれども、さっきも申し上げましたように、5年生で扱うというのは、5年生の発達段階とか学習がちょうどそういう人物史であったりとか、社会科でいうと学習内容に合うということもあるんだと思うんです。郷土の偉人ですから、このことについては、別にこの副読本はもうちょっと学年を下げて活用できると思います。

今回、こういうすばらしいコミック本を、大変たくさんの数をご寄附いただきました。全ての児童・生徒に行き渡ると。学級文庫ということで回し読みもできますので、小さいうちから藤野先生と魯迅の関係を知ることができますので、こういう本なども活用しながら、小さい学年のうちから知らしめていきたいなということは考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 18番、卯目ひろみ君。

○18番(卯目ひろみ君) 家庭教育の中で人に親切にする心を養うとか当然のことですよ、社会教育として。人として当然人に親切にするというのは大切なことです。ただ、目には見えないものです。やっぱり心の教育になるんですね、それは。そうしますと、教える側といいますか、それをわからすために先生から話を聞いたりして、家でしたら親から聞いたり、大人から聞いたりして自然と養われていくものだと思うんです。人に親切にすると簡単に言いますが、例えばそのことを先生方が学ぶところはあるんですか、ちょっと変な質問になるかもしれませんが、お聞きいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 教育長、大代紀夫君。

○教育長（大代紀夫君） 教える教師が人に親切にすることを学ぶ場所という、道徳を学ぶというのは、当然、教師になる前から身につけていなければならないものだと思います。こういうものは習うというよりも、その中で自分が大人になるまでの人格形成の中でいろんな人に出会ったり、本を読んだり、もちろん親の教育というものが一番大きいと思いますけど、その中で身につけていくものだと思います。そういう人が教員になるということが極めて大事であるというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 18番、卯目ひろみ君。

○18番（卯目ひろみ君） さっき、オレゴン大学のお話をなさいましたけど、今、東レ・ダウコーニングシリコーンですか、ここから始まったというのを、私は不勉強でありましたけれども、初めて知りました。どこにもそういうきっかけがあつて、そのもとになることがずれてしまうと本当に分散してしまうといいますか、そういうふうになると思います。今それを聞きまして、なるほどと思いました。そして、子どもたち、700名という数が多いか少ないかわかりませんが、少なくともそういう子どもたちの中に中国なり、アメリカなり、そういったところに出かけて行って、そういう思い出ができたといいますか、それはとても大切なことだと思います。

ただ、中にはそこに参加できない、そういう子どもさんもたくさんいらっしゃいますよね。それはあると思います。ただ、それは学校を挙げて取り組んでいくということにすれば、行かなくてもできるということがあると思うんですね。そういうことをこれからも折に触れて続けていっていただけたらといいなと思います。行けない子は行けないなりに、それを感じると思います。

それから、これ、ちょっと違うかもしれないんですけど、芦原のところにある藤野巖九郎記念館なんですけど、今質問する相手が教育長ではないかもしれませんが、ちょうど入り口が勝手口から入るような感じになっていますね。今の施設ですと、玄関からは入れないようになっています。それはいろんな事情があつてそうなってるんだとは思いますが、まずそこを訪れた人が行くのは、玄関のところに行きます。門があつて、その手前、左側に像がありますから、そこへまず行って、そこに人が何人かいるのも見えます。でも、そこからは入れないんです。横へ回って、勝手口から入るような形になるんですけど、これがもし、ある時期に今まであそこをあけたことはないと思うんですけど、何かイベントとかいろいろなことがありましたら、表をあけて是非玄関から入れるような、そういうのにならないかなと思うんですが、物理的にはちょっと難しいんですかね。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） あそこは貴重な資料とかがありまして、管理上、自由に出入りというのはちょっと難しいと思います。さきに浙江省の方々が回られたときを見て、最初はあこで案内して入って行って、壁にあるものをですね、僕は中国語で書

いてあるので何かわかりませんでしたけど、これはこういうことを書いた貴重な資料だとか言っていましたので、そういうことも考えると、イベントがあるといった場合には人を置くとか、それは別ですけど、やっぱりこちらの方からが安全上、管理上はいいのかなと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 18番、卯目ひろみ君。

○18番(卯目ひろみ君) 上にあったときには、玄関から入りました。そして、そのとき人も少なかったということもあるかもしれませんが、ただ、何となく違和感があったものですから、たまに玄関から入れるような、そういう日があってもいいのかなというふうに思います。ただ、本当に藤野先生というのは、地元の人に聞きましてもいろいろ難しかったとか、全てがいいわけではないので、それはわかるんですけども、せつかくあるところですから、たまにそういうこともあってもいいのかと思いました。

それでは、2番目の質問に入らせていただきます。

デマンドタクシーの普及とさらに使いやすくするための改善点についてです。

先日、久しぶりにデマンドタクシーを使って市役所までやってきました。そうしましたら、タクシーに既に乗っている方がおられて、まさに乗合タクシーの経験をしました。それまではなぜか1人で乗ってきました。私の年齢からしてですけども、400円の半額、200円というのもうれしかったです。

デマンドタクシーの制度を取り入れてから、これまでと比べてどの程度の人が利用されているでしょうか。最初からと比べて増えましたか、減りましたか。また、昨年と比べるとどのくらいの推移があったのでしょうか。バスのときと比べて、予算的にはどれくらいの変化がありますか。

現在、バス停は何カ所くらいあるでしょうか、お聞きいたします。

今年から地区を越えてバリアフリーといいますか、境がなくなったのは大変喜ばれています。市民の中には、まだまだ使いたい人、使ってほしい人がたくさんいらっしゃると思います。これからの普及法をどういったことでやろうというふうに考えていることがあるでしょうか。

私が現在聞いている皆さんからの疑問ですが、運行についてですが、日曜日はなぜ運行しないのか。また、夕方5時に終了しますが、その5時に終了するという理由は何でしょうか。

一応、予約の段階で最低1時間前の予約になっているんですが、行くときはいいんですが、帰るときの時間が病院とかに行ってますと帰るときの時間がなかなかわからないので、予約がしづらいという声があります。これが何とかならないか。

また、実際に走っているドライバーさんの方の声ですね、また乗っている人の声、こういうものをどんなふうにして集めていて、またそれをどういうふうにかかしているのかということをお聞きします。

また、市として今後の改善点などがあればお聞かせいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市民生活部長、杉本季佳君。

○市民生活部長(杉本季佳君) まず、デマンド乗合タクシー制度を取り入れてから利用者人口・予算の増減の変化はどうかについてお答えいたします。

利用者数につきましては、運行開始の平成24年度の1万7,800人から、29年度には2倍となる3万5,000人に増加しています。なお、コミュニティバス運行最終年度に当たる23年度の約3万400人と比較しましても、15%の増加となっています。

本年度は、ブロック制の廃止、乗車3人以上に対する利用料金の新設、高齢者の免許証返納者に対する割引期限の撤廃など、大幅な制度の見直しを行いました。この結果、本年度の10月同期の利用者数は、前年度の約2万700人から7%増え、約2万2,100人に増加している状況です。

また、運行費用を23年度のコミュニティバスと比較しますと、コミュニティバスの約3,700万円に対し、29年度の乗合タクシーは約2,140万円であり、約1,560万円の削減が図られております。利用者1人あたりに換算しますと、コミュニティバスが約1,200円に対し、乗合タクシーはその2分の1の約600円となっています。

次に、バス停の数、場所は適当か、につきましてお答えします。

停留所数につきましては、運行開始の24年度は300カ所でしたが、本年11月末現在で6%増えまして、319カ所になっております。停留所の新たな設置・移設につきましては、区や事業所からの意見、利用者やドライバー等からの声を反映させ、あわら市地域公共交通会議において、協議し決定しております。しかし、一方では設置後1年間以上も利用されていない停留所が72カ所ございます。これらの停留所につきましては、区や事業所等の意見を反映させながら、移設または廃止など、地域公共交通会議において検討して参りたいと考えております。

次に、利用する人への更なる普及方法はどうかについてお答えいたします。

ホームページや広報等による情報発信のほか、介護予防教室などの利用率の高い高齢者に対しての出前講座を行い、周知・啓蒙を図っております。今後も、運転者講習会や公民館行事などといった機会を生かし、出前方式による周知・啓蒙を強化して参りたいと考えております。

次に、改善点の提案でございますが、日曜日の運行、夕方5時以降の運行、1時間前の予約についてお答えいたします。

乗合タクシー運行以来、利用者や交通事業者等の声や意見を聞きながら、地域公共交通会議において協議し、土曜日運行やブロック制の廃止、利用料金など、制度の見直しを行って参りました。日曜及び夕方5時以降の運行につきましては、乗合タクシーは一般乗合旅客自動車運送事業であり、公共交通機関の役割を担う鉄道やバス、タクシーなどとの競合を回避することが求められています。また、ドライバーや予約配車事務のため、その人員確保が難しいことなどから、現時点では交通事

業者の理解が得られないため、実施は困難な状況であります。市といたしましては、今後も交通事業者等と協議し、改善策を検討して参りたいと考えております。

1時間前の予約につきましては、タクシー総数12台の車両で運行しており、予約配車センターにおいて、できる限り多くの方が乗車できるよう効率的に配車しているところでございます。また、時間帯によりましては込み合う場合もあり、迎えに行く時間等も考慮しますと、1時間程度を要している状況でございます。今後、委託事業者とさらに協議し、少しでも時間の短縮を図ることができないか検討して参ります。

最後に、利用する人の声やドライバーの声の集め方についてお答えします。

利用者に対しましては、利用率の高い高齢者が集うイベント等でアンケート調査を行っています。また、予約配車センターから利用者やドライバーの声や意見を聴取するとともに、メールや窓口に来られた利用者、区長会等の声や意見をお聞きしております。

さきのアンケート調査では、高齢者300人を対象にしており、乗合タクシーの認知度は95%と非常に高く、また利用者の約半数が満足しているという結果でございました。

今後も利用者の声や意見を反映させながら、利便性の向上と乗り合い率の高い効率的な運行に努めて参りますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 18番、卯目ひろみ君。

○18番(卯目ひろみ君) 改善点の中の日曜日の運行については、会社の理解が得られない、5時以降のこともそうだと思うんですけども、日曜日に乗りたいとかそういうアンケートみたいなのはあったことがあるんですかね。というのは、日曜日といたしても、ひとり暮らしをなさっている方、家族がおられる方は車で送り迎えはしていただけたらと思うんですけども、例えばひとり暮らしをしている人とかそういう方ですね、その方たちでも日曜日でも買い物にも行きたいし、重い荷物なんかがあったときにはデマンドタクシーがあるとすごく便利なんですけどという声を私の方では聞いているんです。デマンドタクシーなんやけど、お役所みたいやねというのも聞くんですけども、もし公共交通バスならそんなことはないですよ。電車にしても、中には日曜日はお休みという時間的にはありますけれども、全部が廃止ということはないと思うんです。何かそういう対策といいますか、そういうのを考えていただけたらいいなと思います。

それと、もう一つ、声の集め方ですけども、メールとか窓口とかいろいろあると思うんですけども、実際に集まってきた中でちょっと多いとか、代表されるようなものがわかりましたら、二つ、三つ、お聞かせいただけますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市民生活部長、杉本季佳君。

○市民生活部長（杉本季佳君）　まずは日曜日の運行に関しましてでございますが、30年度、本年度、大幅なデマンド型乗合タクシーの制度を変更いたしております。そのときにアンケート調査、そして区長さん方、関係者の方々の意見や声をお聞きしているところでございますが、その中に日曜日の運行であるとか、そして時間の延長、また自宅から直接目的地へ、あるいは登録証の発行場所を市役所だけではなく、ほかの場所へ、こういったさまざまな意見がございました。これらも地域公共交通会議の中に資料としてお出ししまして、そこで協議いたしました。その中でできることといたしまして、先ほど申し上げましたような3人乗車につきまして、新たな利用料金を設定するとかブロック制を廃止するとか、こういったことから始めている状況でございます。

それから、声をどうやって集めているかということでございますが、まずその前に申し上げておかないといけないことはですね、デマンドタクシーにつきましては、まず場所につきましては区選定ということで、これは区長さんの意見を聞いて定めている停留所が一つございまして、また商工会とか医師会とかの意見を聞いて定めます協力事業所、これは事業所停留所というのがございます。このように場所の選定も含めまして、常に区長さん方から声をお聞きしながら進めているところでございますが、それ以外にですね、直接、予約配車センターの方にさまざまな意見がドライバー、そして利用者の方々から入って参ります。この声が非常に重要だと考えておりますし、また出前方式で説明にあがった際にも、いろんな声が聞こえて参ります。こういったことを重要視しながら、これにつきまして一つ一つ交通事業者の意見をお聞きしながら、地域公共交通会議の中で協議し、決定をしているところでございます。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君）　18番、卯目ひろみ君。

○18番（卯目ひろみ君）　まちの中というのは、結構すぐ近くに停留所があります。便利なんですけれども、集落へ行きますと今まではバス停が1カ所しかなかったところが2カ所に増えたというのがあります。ただ、そこへ行くまでの距離がすごく長くて、その停留所から今度は普通のタクシーにして料金を払うとかね、家の前まで行ってもらおうとかいうのもちょっと聞いているんです。デマンドタクシーというのはあくまでも公共交通なので、家の前まで行けば普通のタクシーですよ。デマンドタクシーという、その違いというのははっきりさせておくべきだと思います。家の前まで来ていただくというのはちょっと難しいかなと、それはわかるんですけれども、集落の中のバス停の見直しとか、そういうのもまた全部ではないですけれども、見直しをしていただけるといいかなと思います。

声を全部取り上げてどうかしてくれと言われても、それは無理な話ですけれども、例えば日曜日の運行ですとか、それから5時から6時ぐらいになれば大分違うんじゃないとか、そういうできるところは是非検討していただきたいなと思います。

それから、例えば北潟地区はバスが廃止になりましたね。そしたら、そこでの利用状況といいますか、そういうのはいかがですか、増えてますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市民生活部長、杉本季佳君。

○市民生活部長(杉本季佳君) まずですね、このデマンド型乗合タクシーということにつきまして、定義はどうかということなんですけれども、これは利用者の方々の呼び出しによりまして、ルートを変更して運行するバスシステム、あくまでもこれはタクシーでもないし、通常の路線バスとも異なると。この視点に立って、まず進めております。

先ほど申し上げましたように、停留所につきましては、各地区ごとに区長さんを通じてどの場所に設置したらよろしいかということで聞いて設置をいたしております。当初、それが300カ所ということでございました。その後ですね、いろんな安全面であるとか、雨が降ったときの屋根が近くに、例えば公民館があるとかということがございまして、一部変更がございました。こういった変更につきましても、たしか13カ所変更を行っております。それ以外にも、さらにですね、新設をお願いできないかということにつきましては、一応内規で基本的には300m以上離れるということを原則として考えておりますので、バス停とバス停との間が300m以上離れるのであれば、新設を地域公共交通会議の中で協議していただいて決定したと、こういう状況でございます。

そして、北潟地区でございますが、路線バスを廃止しまして、その後、特に北潟病院に通勤される方々の登録者数が増えていると、こういった状況でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 18番、卯目ひろみ君。

○18番(卯目ひろみ君) 公共交通ですから、いろいろな規制というものはあると思います。例えばカードを出すのも、今は市役所に来て、それからカードを出していただかないといけない。今あるのは出すところは2カ所ですね。せめてこれがどこかの駅とかそういうところでも取り扱っていただくとか、どこかあともう何カ所か、まちの中で取り扱っていただけるようなところがあると、もっと普及するかもしれませんね。今はみんな市役所までなかなか行けないという、そういうのを聞きますので、もっと普及しようと思えば、いろんなことが考えられるのではないかなと思います。

以前、バスが走っていたころからいえば、本当にこのデマンドタクシーというのは使ってみると便利なものです。ここの中にいる方でも使ってもらっしゃる方はいらっしゃると思うんですけども、乗ってみて初めてその便利さ、また不便さもわかります。体験してみないとわからないことってたくさんあると思いますので、是非乗って経験して、そこからいいものを探していただきたいと思います。私たち住民、市民にとりまして便利なものはどんどん便利にしていただきたいと思います、そのことを強く思っております。

一般質問を終わります。

---

◎散会の宣言

○議長（森 之嗣君） 以上で一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

あすから12月19日までは休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれの常任委員会において審査願います。

なお、本会議は、12月20日に再開いたします。

本日はこれをもって散会します。ご苦勞さまでした。

(午前11時50分)

---

地方自治法第123条の規定により署名する

平成31年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

## 第95回あわら市議会定例会議事日程

第 4 日

平成30年12月20日（木）

午後1時30分開議

### 1. 開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第71号 平成30年度あわら市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 3 議案第72号 平成30年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第73号 平成30年度あわら市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第74号 平成30年度あわら市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第75号 平成30年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第76号 平成30年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第77号 平成30年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第78号 あわら市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第79号 あわら市一般職の職員の給与に関する条例及びあわら市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第80号 市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第81号 あわら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第84号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 請願第 1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第17 陳情第 4号 特急「サンダーバード」「しらさぎ」存続のための話し合い

- を求める陳情書
- 日程第18 報告第19号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第19 報告第20号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第20 発議第6号 あわら市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1. 閉議の宣告

1. 市長閉会挨拶

1. 議長閉会挨拶

1. 閉会の宣告

---

出席議員（17名）

1番	堀田 あけみ	2番	室谷 陽一郎
3番	山口 志代治	4番	仁佐 一三
5番	平野 時夫	6番	毛利 純雄
7番	吉田 太一	8番	森 之嗣
9番	杉本 隆洋	10番	山田 重喜
11番	三上 薫	12番	八木 秀雄
13番	笹原 幸信	14番	山川 知一郎
15番	北島 登	16番	向山 信博
18番	卯目 ひろみ		

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	佐々木 康男	副市長	城戸橋 政雄
教育長	大代 紀夫	総務部長	笹井 和弥
市民生活部長	杉本 季佳	健康福祉部長	藤井 正浩
経済産業部長	後藤 重樹	土木部長	小嶋 範久
教育部長	糠見 敏弘	会計管理者	中林 敬雄
監査委員事務局長	波多野 和博	土木部理事	鳥山 公裕
芦原温泉上水道財産区管理者	高橋 啓一		

---

事務局職員出席者

事務局長	山口 徹	事務局次長	東 俊行
主査	坂井 真生		

---

◎開議の宣告

○議長（森 之嗣君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（森 之嗣君） 本日の出席議員数は、17名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

○議長（森 之嗣君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午後1時30分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 之嗣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番、堀田あけみ君、2番、室谷陽一郎君の両名を指名します。

---

◎議案第71号から議案第84号、請願第1号、陳情第4号の

委員長報告・総括質疑・討論・採決

○議長（森 之嗣君） 日程第2から日程第17までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案等につきましては、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

○議長（森 之嗣君） 初めに、総務教育厚生常任委員長の報告を求めます。

12番、八木秀雄君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 12番、八木秀雄君。

○12番（八木秀雄君） 総務教育厚生常任委員会の審査経過と結果の報告を申し上げます。

当委員会は、去る12月10日、市長、副市長、教育長及び担当部課長の出席を求め、当委員会に付託されました議案第71号、平成30年度あわら市一般会計補正予算（第5号）（所管事項）をはじめ8議案、並びに請願、陳情2件について慎重に審査いたしました。

審査の結果、8議案については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、請願、陳情については、いずれも賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第71号、平成30年度あわら市一般会計補正予算（第5号）（所管事項）について申し上げます。

最初に、生活環境課所管について申し上げます。

デマンド交通運行事業委託料等160万円の増額は、乗合タクシーの利用者増に

伴い、事業にかかる電話料及び運行委託料が不足するために補正計上されたものです。委員からは、乗合タクシーの県外登録者数についての問いがあり、理事者からは、平成30年11月6日現在、県外登録者数は226名で、全体の5.4%である。なお、乗合タクシーは市民の利便性向上のために始めた事業であるが、以前、議会側から市外者にも利用拡大してはどうかとの意見があり、市外に向けてもPRしているとの答弁がありました。

また、乗合タクシー事業はコミュニティバス事業に比べ、1人当りの経費が約半分との答弁がありました。

別の委員からは、現在、タクシー及び乗務員の数が不足している。より一層乗合タクシーの需要が高まった場合、対応できるのかとの問いがあり、理事者からは、タクシー運転手の高齢化など諸問題は把握している。それを補うためにレンタカー利用などを検討すべきであるが、行政で対応すべきかは今後の課題であるとの答弁がありました。

続いて、福祉課所管について申し上げます。

障害児支援事業扶助費、放課後等デイサービスにかかる500万円の増額は、今後デイサービスにかかる支援費の不足が見込まれるため補正計上されたものです。委員からは、デイサービスの利用者が増えたためかとの問いがあり、理事者からは、デイサービスを週一、二回利用していた方の中で、毎日利用したいという希望が増えたためとの答弁がありました。

続いて、子育て支援課所管について申し上げます。

市立認定こども園運営事業の電気料補正計上120万円について、委員からは、市立の芦原及び金津認定こども園において電気料が上がっているとのことであるが、私立認定こども園の電気料が上がった場合はどう対応しているのか。市立も私立も同等に扱うべきではないかとの問いがあり、理事者からは、私立認定こども園については、施設型給付費の中に施設維持管理費が含まれており、国の基準額には物価スライド分が反映されている。したがって、必ずしも私立が不利ということではないとの答弁がありました。

なお、そのほかの課については、特段の質疑はございませんでした。

次に、議案第72号、平成30年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第78号、あわら市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第79号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例及びあわら市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第80号、市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第81号、あわら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、特段の質疑はございませんでした。

次に、議案第82号、公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

これは、あわら市金津雲雀ヶ丘寮の指定管理を、平成31年4月1日から5年間、あわら市社会福祉協議会に指定管理するものです。委員からは、これまで余剰金の2分の1を市の金津雲雀ヶ丘寮基金に積み立てていたが、今後積み立てないのかとの問いがあり、理事者からは、介護保険報酬の引き下げや介護人材の人件費高騰に備え、平成31年4月から5年間は市の基金に積み立てをせず、雲雀ヶ丘寮の経営安定や職員の処遇改善に充てたいとの答弁がありました。

次に、議案第83号、公の施設の指定管理者の指定については、特段の質疑はございませんでした。

次に、請願第1号、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について申し上げます。

委員からは、国の政策であり、社会保障費が増大する中、増税はやむを得ないとの意見がありました。一方、消費税が社会保障費に充てられる保証はない。財政健全化のために必要だとの意見もあるが、大型公共事業等を見直すことを優先すべきとの意見がありました。

次に、陳情第4号、特急「サンダーバード」「しらさぎ」存続のための話し合いを求める陳情書について申し上げます。

委員からは、これまでは特急を存続させる陳情であったが、今回は存続の話し合いを求めるものであるとの意見がありました。一方、芦原温泉駅に停車する新幹線の本数を増やす努力をすべきであり、特急存続により、あわら市の負担が増大するなどの意見がありました。

以上、当委員会に付託されました議案・請願・陳情の審査経過と結果を報告させていただきます。

○議長（森 之嗣君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

6番、毛利純雄君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 6番、毛利純雄君。

○6番（毛利純雄君） それでは、私の方から産業建設常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る12月12日、市長、副市長及び担当部課長の出席を求め、当委員会に付託されました議案第71号、平成30年度あわら市一般会計補正予算（第5号）（所管事項）をはじめ、議案7件について慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案7件については、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、全て賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第71号、平成30年度あわら市一般会計補正予算（第5号）（所管事項）について、所管課ごとに主な質疑について申し上げます。

最初に、農林水産課所管について申し上げます。

まず、排水機場管理経費100万円の増額は、排水機場における電気料の不足が

見込まれるため、必要額を補正計上するものです。委員からは、あわら市が管理する11の排水機場の受益面積には坂井市も含まれるが、坂井市の負担分はないのかとの問いがあり、理事者からは、坂井市は3月補正で対応する予定であるとの答弁がありました。

次に、観光商工課所管について申し上げます。

勤労者定住促進事業補助金27万円の増額は、勤労者の市内への定住促進を図るため、必要額を補正計上するものです。委員からは、以前は定住が見込めない外国人労働者を対象としていたが、現在はどうかとの問いがあり、理事者からは、現在は外国人労働者を対象とはしていないとの答弁がありました。

続いて、建設課所管について申し上げます。

屋外広告物景観改善支援事業140万6,000円の減額は、当該補助期間終了に伴い交付額が確定したため、不用額を補正計上するものです。委員からは、不適格広告物の撤去または改修の進捗状況はどうなっているかとの問いがあり、理事者からは、総数137件のうち補助期間である平成28年度から30年度までに、撤去または改修されたものは31件で、進捗率22%であるとの答弁がありました。

なお、上下水道課所管については、特段の質疑はありませんでした。

続いて、議案第73号、平成30年度あわら市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第74号、平成30年度あわら市工業用水道事業会計補正予算（第1号）、議案第75号、平成30年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）、議案第76号、平成30年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）、議案第77号、平成30年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第1号）については、特段の質疑はありませんでした。

最後に、議案第84号、公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

委員からは、越前健康開発有限会社は、他の提案事業者と比較して社員数が少ないが、適切な人員配置ができるかとの問いがあり、理事者からは、当該事業者は経理及び企画等は本部が行うなど、本部と各施設で役割を分担する体制をとっている。また、地元の人材を採用するという前提で、ほかに管理している各施設の経験則に基づいた人員配置を行うなど、説得力のある提案であった。さらに、職員の管理については、審査の過程で聞き取りの上、適切であると判断したとの答弁がありました。

別の委員からは、指定管理者に全てを任せるのではなく、指定管理期間中も定期的に監視しながら、適切に運営させる必要があるとの意見がありました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告といたします。

○議長（森 之嗣君） これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

○議長（森 之嗣君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 質疑なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより、日程第2から日程第17までの討論、採決に入ります。

○議長（森 之嗣君） 議案第71号、平成30年度あわら市一般会計補正予算（第5号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） 議案第71号を採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。

各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第71号は、各委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（森 之嗣君） 議案第72号、平成30年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより、議案第72号を採決します。

本案に対する総務教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（森 之嗣君） 議案第73号、平成30年度あわら市水道事業会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより、議案第73号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（森 之嗣君） 議案第74号、平成30年度あわら市工業用水道事業会計補正

予算（第1号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより、議案第74号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

-----

○議長（森 之嗣君） 議案第75号、平成30年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより、議案第75号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

-----

○議長（森 之嗣君） 議案第76号、平成30年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより、議案第76号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

-----

○議長（森 之嗣君） 議案第77号、平成30年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより、議案第77号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 之嗣君) 起立全員です。

したがって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

-----

○議長(森 之嗣君) 議案第78号、あわら市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 討論なしと認めます。

○議長(森 之嗣君) これより、議案第78号を採決します。

本案に対する総務教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 之嗣君) 起立全員です。

したがって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

-----

○議長(森 之嗣君) 議案第79号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例及びあわら市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 討論なしと認めます。

○議長(森 之嗣君) これより、議案第79号を採決します。

本案に対する総務教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 之嗣君) 起立全員です。

したがって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

-----

○議長(森 之嗣君) 議案第80号、市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 討論なしと認めます。

○議長(森 之嗣君) これより、議案第80号を採決します。

本案に対する総務教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 之嗣君) 起立全員です。

したがって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

○議長（森 之嗣君） 議案第81号、あわら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより、議案第81号を採決します。

本案に対する総務教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第81号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

○議長（森 之嗣君） 議案第82号、公の施設の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより、議案第82号を採決します。

本案に対する総務教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第82号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

○議長（森 之嗣君） 議案第83号、公の施設の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより、議案第83号を採決します。

本案に対する総務教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第83号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

（八木議員 退室）

---

○議長（森 之嗣君） 議案第84号、公の施設の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 討論なしと認めます。

○議長(森 之嗣君) これより、議案第84号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 之嗣君) 起立全員です。

したがって、議案第84号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

(八木議員 入室)

-----  
○議長(森 之嗣君) 請願第1号、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について、討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) まず、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について、賛成の討論をしたいと思っております。

まず、消費税は導入されて30年になりますけれども、この消費税は最初から指摘されておりますように、非常に逆進性が強い。低所得者ほど負担が重く、高所得者ほど負担が少ないと。年収200万までの世帯では、消費税負担率は8.9%ですが、年収2,000万以上の世帯では1.5%と。200万未満の世帯は2,000万未満の世帯の10倍近く消費税を負担するという状況になっておりまして、今の日本の税制の中で最も不公平な税制であると言わなければならないというふうに思います。

また、討論の過程では、消費税は社会保障のために必要だという議論もありましたけれども、安倍政権になってのこの5年間で医療で約1兆円、それから介護で5,400万円、年金で4兆8,000億円、生活保護で1,600万円、合計6.5兆円削減をされておりまして、消費税増税されてもほとんど社会保障には回っていないというのが実態であります。

また、消費税増税になって、この30年間で累計の消費税収は349兆円になっておりますが、一方で同じ期間に法人税減税は280兆円になっておりまして、大部分は法人税減税の穴埋めに使われているというのが実態であります。そして、その結果、日本の大企業の内部留保は戦後最高の425兆円という膨大なものに達しております。こういう大企業、富裕層を優遇する税制は改めるべきであると言わなければならないと思います。

さらに、来年の10月からの消費税増税で大きな問題は、今までとは違って10%になるものと8%のまま据え置かれるという複数税率になるという問題です。これは金額の問題もさることながら、中小業者や、また農家などに対して非常に複雑な事務負担を求めるといふもので、とてもたえられないものになると思います。例えば、食料品は一部を8%に据え置くと言っておりますが、農家がジャガイモを出荷すれば、これは食料品で8%、しかし、このジャガイモを種芋として出荷する場合は食料目的ではないということで10%になるというふうに言われております。こういう複雑な実務を農家がしなければならなくなる。

さらに、4年後にはインボイス制度が導入されると言われておりますが、インボイスと言われても、ほとんどの方は何のことか全くわからないという状況だと思います。この全ての取引について仕入れ価格、それに対する税額、そして販売価格、そしてそれに対する税額を一つ一つ伝票に書いて発行しなければ取引ができないというものでありまして、そして、このインボイスを発行するためには税務署に届け出て課税業者にならなければならない。現在、消費税は売り上げ1,000万未満の方は免税とされておりますが、このインボイスが導入されますと、例えば農家が農協に米を出荷する場合にも、全部このインボイスを発行しなければならないとなると、今小さな農家は100万か200万の売り上げで、消費税は全然関係がないという状況だと思いますけれども、これからはそういう農家も全部、税務署に届け出て課税業者になる必要がある。課税業者にならないと、このインボイスは発行できないということになっておりますから、そうすると100万か200万の農家でも全部消費税の申告をしなければならないということになるわけでありまして。農家以外の一般の小さな商店なども、取引をする場合には全部課税業者で事実上、売り上げ1,000万以下の方は消費税は関係ないとなっておりますけれども、これ、インボイスが導入されると少額の売り上げの業者や農家であっても、全部消費税の課税業者となって申告をしなければならないとなると。とてもこれは実務的にはできない、不可能であるというふうに思いますけれども、こういう複雑な今回の消費税増税は是非中止をすべきであるというふうに考えます。

是非、議員各位のご理解とご協力をお願いして討論といたします。

○議長（森 之嗣君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） これで討論を終わります。

○議長（森 之嗣君） これより、請願第1号を採決します。

この請願に対する総務教育厚生常任委員長の報告は不採択であります。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立少数です。

したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

○議長（森 之嗣君） 陳情第4号、特急「サンダーバード」「しらさぎ」存続のための話し合いを求める陳情書について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） まず、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） ただいまの陳情につきましては、いろいろご意見はあると思いますが、今までも同じような趣旨の陳情、請願等が出されておりました、今回はとにかくまず話し合いをしてほしいということでありまして、「サンダーバード」「しらさぎ」の存続そのものを求める内容ではありません。

確かに、委員会の討論でもいろいろ議論はありましたけれども、しかし市民の多くは何とか「サンダーバード」「しらさぎ」を残してほしいという意見は強くあります。市にとってこういう特急を残せば、かえって費用負担が増えるとか、いろいろ議論はありますけれども、やっぱり市民の願いに応じて、まず話し合いはするということ私が絶対必要だと。そういう意見も聞かずにですね、一方的に決めるのはよくないということで、是非この話し合いを求めるということについて、皆様のご理解とご賛同をお願いしたいと思います。

○議長（森 之嗣君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） これで討論を終わります。

○議長（森 之嗣君） これより、陳情4号を採決します。

この陳情に対する総務教育厚生常任委員長の報告は不採択であります。

陳情第4号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立少数です。

したがって、陳情第4号は、不採択とすることに決定しました。

---

#### ◎報告第19号及び報告第20号の一括上程・提案理由説明

○議長（森 之嗣君） 日程第18、報告第19号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、日程第19、報告第20号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、以上の報告2件を一括議題とします。

○議長（森 之嗣君） 報告に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） ただいま上程されました報告第19号及び報告第20号の専決処分の報告についての提案理由を申し上げます。

報告第19号につきましては、本年10月24日に、職員が市役所西側駐車場内において公用車を車庫入れしようとした際に、相手方車両の左前部と接触し、破損させた事故に対する損害賠償の額を定めることについて、12月12日付で専決処分を行ったものであります。

報告第20号につきましては、平成29年6月30日に、市道若葉台線の歩道を走行中の自転車が歩道内の段差により転倒し、運転していた児童が負傷した事故に対する損害賠償の額を定めることについて、12月14日付で専決処分を行ったものであります。

以上、2件につきましては、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分でありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

○議長（森 之嗣君） 報告第19号、報告第20号は、これをもって終結いたします。

---

◎発議第6号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決

○議長（森 之嗣君） 日程第20、発議第6号、あわら市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

○議長（森 之嗣君） 本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

13番、笹原幸信君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 13番、笹原幸信君。

○13番（笹原幸信君） 議長のご指名がありましたので、発議第6号、あわら市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨説明を申し上げます。

本案につきましては、平成30年の人事院勧告に準じ、議会の議員の期末手当について所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、本年12月期の期末手当を1.725月から1.775月に0.05カ月分引き上げることとあわせ、平成31年から6月期と12月期を平準化するために、6月期の期末手当を1.575月から1.675月に、12月期の期末手当を1.775月から1.675月に改正するものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

なお、条例案につきましては、お手元に配付のとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（森 之嗣君） これより、本案に対する質疑を許します。

○議長（森 之嗣君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 質疑なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） ただいま議題となっております発議第6号につきましては、会議

規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 異議なしと認めます。

○議長(森 之嗣君) これより、討論に入ります。

発議第6号、あわら市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてについて、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 討論なしと認めます。

○議長(森 之嗣君) これより、発議第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(森 之嗣君) 起立全員です。

したがって、発議第6号は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長(森 之嗣君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、会議を閉じます。

---

#### ◎市長閉会挨拶

○議長(森 之嗣君) 閉会に当たり、市長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会につきましても、先月30日の開会以来、21日間にわたり、提案いたしました議案につきましても慎重にご審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。そして、今ほどは、全ての議案について妥当なるご決議を賜り、誠にありがとうございます。

また、平成29年度各会計決算等につきましても、それぞれご認定をいただき、重ねて厚くお礼を申し上げます。

さて、2018年あわら市10大ニュースを今月号の広報紙に掲載いたしました。トップ3を申し上げますと、1位、「平成30年豪雪 市内各所に被害」、2位、「福井しあわせ元気国体・元気大会開催」、3位、「皇太子殿下行啓と高円宮妃殿下お成り」となっています。こうして今、今年1年を振り返りますと、全国的にも自然災害が多く発生し、安全安心なまちづくりについて市民の皆様の関心や期待が一層高まった1年だったように感じます。今後も地域住民が主体となって住民同士で助け合う共助の精神などをもとに体制づくりを推進し、災害に強い安全で安心なまちづくりを進めて参りたいと考えています。

平成30年も残すところ10日余りとなり、日増しに寒さが身にしみるようになりました。議員各位におかれましては、体調管理に十分留意され、新年を健やかに迎えられるとともに、市民の皆様にとりましてもよき1年になりますことをご祈念申し上げます。

最後に、引き続き本市発展のために皆様にはご活躍をいただきますようお願い申し上げます。閉会に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### ◎議長閉会挨拶

○議長（森 之嗣君） 12月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、11月30日に開会以来、21日間にわたりまして慎重にご審議をいただき、また、ただいまは妥当なる結論をいただきましたこと、心から御礼を申し上げます。

理事者におかれましては、今定例会において成立いたしました各議案の執行に当たり、各委員会の審査過程において指摘されました議員からの意見などを十分尊重していただき、市政向上のため一層の努力を払われることを望むものであります。

本年もいよいよ10日余りと押し迫って参りました。この1年を顧みますと、さきの広報あわらの年間10大ニュースにもございましたが、真冬の市長選挙にはじまり、雪害、台風、福井しあわせ元気国体・元気大会、そして皇太子殿下の行啓など、議員をはじめ理事者の皆様には多忙を極めた年で、記憶に残る年であったとも思っております。

さて、議員各位には、年末年頭の挨拶回りなど多くの予定がおありのことと思いますが、皆様方にはくれぐれもご自愛いただき、ご健勝にて新年を迎えられることをご祈念申し上げます。閉会のご挨拶といたします。ご苦労さまでございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（森 之嗣君） これをもちまして、第95回あわら市議会定例会を閉会します。  
(午後2時21分)

---

地方自治法第123条の規定により署名する

平成31年 月 日

議 長

署名議員

署名議員